

同外三件(中村重光君紹介)(第六三二七号)
同(馬場昇君紹介)(第六三一八号)
同(堀昌雄君紹介)(第六三一九号)
同(松前仰君紹介)(第六三二〇号)
同(水田稔君紹介)(第六三二一号)
同(村山喜一君紹介)(第六三二二号)
同(元信堯君紹介)(第六三二三号)
同(安井吉典君紹介)(第六三二四号)
同(山口鶴男君紹介)(第六三二五号)
同(山下八洲夫君紹介)(第六三二六号)
同(横江金夫君紹介)(第六三二七号)
同外一件(横山利秋君紹介)(第六三二八号)
同(和田貞夫君紹介)(第六三二九号)
同(渡辺三郎君紹介)(第六三三〇号)
同(小沢貞孝君紹介)(第六三三一号)
同(菅原喜重郎君紹介)(第六三三二号)
同外一件(田中美智子君紹介)(第六三三三号)
同(藤田ヌミ君紹介)(第六三三四号)
同(渡辺朗君紹介)(第六三三五号)
は本委員会に付託された。

五月十四日
教育基本法の改正に関する陳情書（長崎県議会議長虎島和夫）（第二二三号）
私学助成の充実強化に関する陳情書（十都道府県議会議長会代表兵庫県議會議長伊藤国衛外九名）（第二二三号）
過疎県の私立高等学校に対する特別補助制度の延長に関する陳情書（九州各県議會議長会会長熊本県議會議長小村学）（第二三四号）
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件
公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外二名提出、衆法第八号）
公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に

閣する法律案(中西續介君外二名提出、衆法第七号)
日本育英会法案(内閣提出第二五号)

○愛野委員長　これより会議を開きます。

馬場昇君外二名提出、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。伏屋修治君。

○伏屋委員 質問に先立ちまして、社会党の皆さんがこの法律案を提出されたことに對しまして、衷心より敬意を表する次第でございます。

ただいま議題になりました法律案について、以下数点お尋ねをしてまいりたいと思います。

昨年の本委員会における審議においても問題になったと聞いておるわけですが、従来、盲・聾・養護学校は「特殊教育諸学校」と称せら

では「障害児教育諸学校」と改めることにしてあると、この趣旨説明の中にも明示してあるわけで

ございます。昨年もこの問題について論議されておるようでございますが、再度このように提出された理由をお尋ねしたいと思います。

○馬場議員 答弁に先立ちまして、私どもが提案いたしました障害児教育諸学校の標準定数法につきまして審議を進めていただきます委員長並びに

委員の皆さん方に心から感謝を申し上げたいと思います。

伏屋委員の御質問にお答えいたします。

特殊教育諸学校の標準定数法を障害児教育諸学校の標準定数法と名称を変えた理由は何か、こういうことでございますが、もともと特殊教育とい

うのは、心身に障害のある児童生徒を教育する、
 こういうことでございまして、そのものずばり
 「心身障害児教育」と言えばいいものを、わざわざ

ざわけのわからないような「特殊教育」と今まで

呼んでおつたことに私は問題があると思いますし、さらに全国の現場を見てみますと、「特殊教育」と呼んでおるところはほとんどございません。今どこでも「心身障害児教育」、こういうぐあいに呼んでおる実態もいえます。

しかし、基本的に名称を変えた理由の一番大きいのは、何といいたしても障害者に対する差別意識をなくしよう、こういう考えが主でござい

ます。もう先生御承知のとおりでございまして、我が国におきましては、歴史的に、伝統的に偏見を持つて、あるいは医学的知識がないために障害

者に対する差別意識がまだ今でもあるわけでございます。そういうことにつきまして、これを一日も早く解消しなければならぬ。そういう意味

で、教育の場における名称もそういう差別をなくするという意味で変えた方がいいんじゃないか、こう考えておるわけでございます、あくまでも

特殊というのは普通と異なるという意味ですから、本当に差別そのものでございますので、これを変えたいと思います。

さらに、この名称を變えるというのは国民の意思でもあると私は思います。御存じのとおりに五十六年は國際障害者年でございます、そのとき

に国会におきましても「障害者の「完全参加と平等」ということに基づきまして国会決議もやっておるわけでございます。」「社会発展への「完全参

加」と、他の市民の享受する生活条件との「平等」を決議しておるわけでございまして、国会の意思でもあると私は思います。そして当文教委員会でも

も十年ぐらい、このことが議論されておるわけ
 ございまして、そのときに政府の方でも名称変更
 を實質的に食付するという答弁も受けておるわけ

でございます。こういう意味におきまして、今全
国に四百万人くらいの障害者がおられますけれど、

まして、それにこたえるためにこういう変更をしたところでございます。

法の改正法案が成立しておるわけでございます。

れども、それ以後二回本法案が提案され、今回が三回目と聞いておるわけでございますが、その五十五年に成立しました定数法改正法案とどのよう違うのか、またこの法案の要点というのの一体どの点にあるのか、お尋ねしたいと思います。

○**席場議員** 政府の法律とこの法律の違い、またこの法律の内容の要点についての御質問でございますが、先ほど答弁いたしましたように、まず第

一に、名称が政府の法律と変わっておるところでございます。

それからいま一つは、障害児の教育というの

は、本当に早期に教育をする、訓練をするというのが一番大切でございます。そういう意味におきまして、現在も幼稚園というのがあるわけですが、

れども、この幼稚部につきまして標準定数法がないわけでございます。これに定数法をつけるということが第二に変わっておるところでございます。

それから、現在の定数法は、小学部、中学部は義務教育諸学校の定数法、高等部は公立高等学校

の定数法、その中に含まれておるわけでございますが、今この学校でも幼稚部から高等部まで併設しておるといのが普通でございますし、私ども

ものこの法律では、幼稚園から小学部、中学部、高等部、これを現在の法律の中から取り出して一貫した一つの定数法につくり上げる、これが第三

の問題でございます。
それからいま一つは、最近、養護学校が義務制
になりましてから、重度とか重複障害児の入学が

非常にふえておるわけでございまして、これに対するき細かい教育の配慮というのが政府の案では十分でございませんで、これに配慮を加え

た、こういう点もございますし、それにかかわりまして、**重度・重複障害児**が入ってまいりますと、**物すごく教職員の労働が過重**となってくるわけで

ございまして、健康被害というのがたくさん出ておるわけでございます。こういうことのないようにこれを解消したいというきめ細かな記憶を叩いて

にこれを角刈したいといふ。きめ細かい酉尻をかき
ておるわけでございます。

いま一つの特徴は、寄宿舎という場所を、私どもこの法律では教育の場として考えて、それに対する教員の配置をつくるのか、こういうことをしておるわけでございまして、こういう点につきまして六カ年計画で完全に実施をしたい、こういう内容になっておるわけでございまして。

○伏屋委員 大体要点をお尋ねいたしましたけれども、これから以降、この法律案の各条項に従いまして逐条的に尋ねてまいりたい、こういうように考えております。

最初に、第三条の学級編制の問題でございまして、小学部、中学部が六人、それから高等部が八人、幼稚部五人、そして重複障害児に対する場合は三人、こういうふうに学級編制が考えられておるようですけれども、この根拠についてお尋ねしたいと思ひます。

○馬場議員 答弁をいたします。

その根拠というのは、基本的に言いますと、障害児教育水準の維持向上というところに視点を置いておるわけでございまして、最近の状況は、盲学校、聾学校は生徒がだんだん減つておるわけです。それに引きかえまして、先ほど言いましたように重度とか重複障害児は非常にふえておるといふ傾向でございまして、こういうものに対応させるというふうな意味でそういう定数を考えておるわけでございまして。

しかし、学級の定数というのは少なければ少ないほどいいというものでございませぬし、ある意味において集団的な教育を必要とするためにある人数が要る、こういう考え方もあるわけでございまして、そういうものを勘案いたしまして、この辺が一番教育効果上がるだろうというふうなところで、私たちの長い間の経験、現場の報告から考えましてそういうことにしたわけでございまして、小中学部でいいますと、現在七名でございども六名、一名減らした方が適当だろう、それから高等部は九名でございども八名、専門学科は八名でございども七名、そして特に重度・重複障害児の学級編制をつくりまして、これは三名

にする、こういうぐあいにいたしておるところでございまして、要は、こういうことをいたしまして教育の水準の維持向上をさらに図つていこう、こういう考えでございまして。

○伏屋委員 次に、第六條、第九條の七及び第十條で寄宿舎について定めてあるわけでございまして、その考え方と内容について詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○馬場議員 先ほど申し上げましたけれども、寄宿舎というものを教育の場と考えて、そして寄宿舎の教育的機能を増進しよう、こういう考え方の方で対策を立てておるわけでございまして、一舎室当たりにつきまして幼稚部、小学部、中学部は五名、高等部は体が大きいわけですから三名、そして重度・重複障害児は一人を三名、こういうぐあいに計算をいたしておるところでございまして。

それからいま一つは、寄宿舎を教育の場と考えるわけでございまして、現在寮母さんがおられるわけでございまして、この寮母さんを私どもは寄宿舎教諭という位置づけをいたしまして、これは名称を変更するだけではなしに法的にも身分を確立をいたしたい、こういう考え方を持っておりますわけでございまして、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案というのを私ども社会党は今参議院の方に提出をいたしました。寮母を寄宿舎教諭にするという名称変更と身分の確立の手だてをとつておるところでございまして、そういう意味で、寮母さんを寄宿舎教諭にする、そしてその定数を考えておるわけでございまして。

さらに、現在寄宿舎には舎監がおられるわけでございまして、この舎監の方も寄宿舎の教諭とするという位置づけをいたしておりまして、その定員配置を考えておるところでございまして、それからさらに、寄宿舎におきまして、先ほど言いましたように、寝たきりの児童生徒とか重度・重複障害児もたくさんおられるわけでございまして、病人もおられるわけでございまして、医学的な行

為が必要になつてまいりますので、看護婦の配置も考えておる、こういう形にいたしまして、寄宿舎の舎室編制というものを、その他の職員ももちろんおられますけれども、つけ加えて十分措置したところでございまして。

○伏屋委員 次に、第三章で「教職員定数の標準」というものが提案されておるわけでございまして、その九條の一、二で教員の数が、小学部で一・八四人ですが、それから中学部で二人、高等部で二・八三人というふうな決めてあるわけですが、これはどういふ根拠からこういう数を出されたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○馬場議員 教職員の定数の標準でございまして、が、「教諭等」というようにあらわしておりまして、この教頭、教諭、助教諭、講師の数でございまして、小学部は今おつしやいましたとおりに学級数に一・八四を掛けております。それから重度・重複障害児学級には二を掛けております。それに小学部におきましては十二学級以下では一人、十三学級以上では二人を加える、こうして教諭等の定数を算定いたしております。

中学部におきましては、学級数に掛ける二人、それから一学級、二学級のときは五名にする、三学級のときは八名にする、こういうぐあいにいたしております。小学部と同じように十二学級以下のところは一名、十三学級以上のところには二名加える、こういうぐあいにいたしております。それから高等部につきましては、学級数に對しまして二・八三を掛ける。

そして、専門教育を主とする学科には学科数掛ける六人、こういうぐあいにいたしております。幼稚部は、学級数掛ける三人でございまして、ここに小学部一・八四、中学部二人、高等部二・八三人、幼稚部三人、そういうのを学級数に掛けておるわけでございまして、この数字をどうやって出したかという点についてでございます。

先ほどちょっと申し忘れましたけれども、具体的に今回の私の標準法では、教職員の健康被害というのが最近非常に出ておるものですから、

教職員の持ち時間というものを減少させておるわけでございまして、小中学校を週十五時間にいたしておるわけですが、それから高等部を週十二時間に減らしたしておるわけでございまして。それで、学習指導要領に定められた時間を小中週十二時間とか十五時間、高校十二時間、そういうもので割りましてこういうような数字を出して定数を算定した、こういうような格好になっておるわけでございまして。

それから、寄宿舎の教諭につきましては、舎員が八十人以下のところは二人、八十一人から二百人までは三名、二百一人以上は四名にいたしておるわけでございまして。そのほかにもまた、派遣教員の数も算定をいたして加えております。

そして、雑則の第二十三條によりまして、分校についてこれはやはり一つの学校としてみなす、こういうようなことをいたしておるわけでございまして。

以上でございまして。○伏屋委員 次に、第九條の三でございども、高等部の専門学科等に学科数に六を乗じた数の教員配置となつておるわけでございまして。これはどういう意味なんでしょうか。

○馬場議員 これは職業訓練等、こういう職業の専門学科をやる学級でございまして、実習助手というものが現在おるわけでございまして、それを実習教諭にいたしまして、実習教諭の数をそこで計算をして出しておる、こういうことでございます。

○伏屋委員 先ほどのお答えの中にも派遣教員について申された点がございましたけれども、派遣教員の実態というのは一体どういう実態なのか、お聞きします。

○馬場議員 お答えいたします。養護学校が義務化されたわけでございまして、これは教育の機会均等からも当然のことでございます。そういったしますと、体がほとんど動かないとか学校に来れない、自宅で寝たきりとか外に出

れないというような障害者もおるわけでございすが、こういう人たちにも教育の機会均等という立場から当然教育を施さなければなりません、そういう人たちにも教育を受ける権利が実はあるわけでございしますので、そういう人たちの教育を受ける権利、教育の機会均等という立場から訪問教育ということを現在やっておりますわけでござい

現行はどうなっておりますかといいますと、訪問教育対象の子供五人は、現在の十二年計画が達成いたしました三人になる計画に今の文部省のでもなっておりますので、この五人を一学級といまして派遣教員の教員配置を現在やっております。しかし、私どものこの法律案では法第九条の八によりまして、いわゆる派遣教員というものをその生徒独自のものとして定数の配置をしております。児童生徒五人までに対しまして先生を三人配置する、あと三人ふえることに一人を追加する、こうして派遣教員の定数の算定をいたしておりますわけでござい

現状は、訪問教育する学級、小学部で千三百四十九学級ありまして、生徒数が四千九百十五名おります。中学部で九百七十二学級ありまして、三千百九十六名の生徒数があるわけでございすが、訪問教育の実態は、週二回現在行われておるといのが平均的な実態でござい

間から八時間は訪問教育を実施できるようにして教員の定数を考えておる、こういうことでござい

○伏屋委員 大分時間も経過いたしましたので、次に、第十条の「養護教諭等の数」、十二条「事務職員の数」、十三条に「寄宿舎看護婦の数」、十四条に「学校栄養職員の数」、十六条「学校給食調理員の数」、十九条では「学校警備員の数」、二十条では「学校用務員の数」、これらが出されておるわけでござい

○馬場議員 障害児教育というところにおきましては、例えば寄宿舎関係とか、大変な職員も要るわけでござい

間から八時間は訪問教育を実施できるようにして教員の定数を考えておる、こういうことでござい

的にお答えしたいと思ひます。

○伏屋委員 先ほどの答弁の中にもちよつと触れておられたわけでござい

○馬場議員 これは結論だけ申し上げますと、分校も一つの学校として、一つの学校の計算基準によりまして教職員その他の職員を配置する、こういう原則でやっております。

○伏屋委員 障害児学校の日々の教育、またその運営というものは非常に厳しいということを私も痛切に感じておるわけでござい

○馬場議員 先ほどから何回も言っておりますけれども、最近重度・重複障害児の入学がだんだんふえてきておるもの

うこともございまして、従来からある盲・聾の学校では、長い先生も案外たくさんおられるので

ところが、ここにちよつと統計がござい

○伏屋委員 時間が参りましたので、最後に大臣にお尋ねしたいと思ひ

九十一国会で定数法の改正法案が成立しまして以後、きようでこの法案は本委員会に三度目の提案と聞いておるわけでござい

○森国務大臣 養護学校等に対します教育に手厚く措置をするようにということ、基本的には文部省としても伏屋さんと同じ考え方をいたしておるわけでござい

うに、五十五年から十二年計画でたゞいま改善中
でございます。その配置率につきましては、毎年
毎年予算折衝の中いろいろな工夫をいたし、伏
屋先生のお気持ちのように、そうした中にでき
ただけ配慮をいたしながら今日進めてきておるわ
けでございます。

今御提案をいただきましたこの法律案につきま
しては、たゞいま進めております十二年計画の改
善を大幅に上回ることになります。私どもの計画
を上回る増員を六年計画でやろうということであ
りますから、残念ながら現時点では、政府として
はこのような計画につきましては変更は困難であ
る、こういうふうな考えでおるところでございます。

○伏屋委員 今、変更は困難であるという大臣の
御答弁でございます。それは予算的な措置という
ものを勘案されての御答弁だと私は思うわけでこ
でございます。たしか五十年計画で改善計画が出され
ておるわけでございますが、教育というものは一
般のほかの行政と違う、生きた子供を相手にする
大事な行政でございます。それだけに、毎年の財
政的な変動によって変更されざるを得ないという
ような場に追い込まれることは、極めて遺憾であ
ると私は考えるわけでございます。そういう面
においての予算的な裏づけというものは、どのよう
な経済変動があろうとも何としても買いていつて
いただきたいと思います。私はそういうように希望をいた
すわけでございます。今ここで提案されたような定
数配置あるいは学級編制の数、そういうものから
考えていけば、私の大体の予算的な考え方ではい
きましても百二十億ぐらい要るのではないかと、こ
のように私は考えるわけでございます。大臣も前向
きに、毎年度の予算要求においては、福祉国家の
教育行政はかかるべきだという積極的な姿勢を
予算措置の中にやはりあらわしていただいて、こ
の定数が一日も早く実現できるように御努力をお
願ひしたい、こういうふうな考えるわけでござい
ます。

事務当局としては、そういう問題に対して具体
的にどういう手順で今のような定数増を図って
こう考えておられるのか、それは改善計画の中
で明らかでございますけれども、それ以上にもう
少し突っ込んでお答えをいただきたい。

○高石政府委員 先ほど大臣から御答弁申し上げ
ましたように、五十五年から六十六年の十二年
の改善計画で、例えば学級編制、一般の場合、重
複の場合、こういうような点とか、養護、訓練担
当教員の増、寄宿舎舎監の定員の増、寮母の定数
の増、研修等の確保という、それなりに前向き
の対応で今進めようとしておるわけでござい
ます。

再三大臣も答弁しておりますように、この十二
年計画の最終目標は変更しないということござ
いますので、その線に従って来年度以降の定数
要求をしていかなきゃならないというふうな考
えをしております。

○伏屋委員 馬場議員外二名の方が担当されたこ
の法案というのは、その裏づけとしては、現場の
先生方の声を非常に重視してみえるわけでござ
います。今臨教審の法案もかつておるわけでござ
います。やはり現場の先生というものを本當に
重視する中で教育行政の骨組みを立てていか
ない、いわゆる臨教審が通っても現場は変わら
ないというふうなことになる、そういうことを私
は強く感ずるわけでございます。

いずれにしても、そういう現場の方々のあ
るいは現場の障害児者の実態というものを即
この法案が提案されておるとするならば、大臣も
事務当局におきましても、何としましてこの法
案が成立するように積極的な姿勢で臨んでいた
きたい、このことを強く要望いたしまして、私の
質問を終わりたいと思います。

○愛野委員 山原健二郎君
○山原委員 現在、盲・聾・養護学校におきま
して重度・重複児が増加する傾向にあります。そ
のために教職員の負担増、特に婦人教職員の妊娠障
害などが大変訴えられておまして、こういう時
期にこれを何とか解決しなければならぬというこ
とは、どなたも当然考えておるところだと思いま

すが、そういう現象の中で今度の法案を出され
たということは大変時宜に合った解決方法だと思
いまして、その点、感謝をいたしております。

そこで、最初に重度・重複児の増加傾向の状況
あるいは教職員の負担増による健康破壊の問題、
特に寮母さんの健康障害が大変問題になっており
ますが、それらの点について実態を把握してお
らましたら、数字を挙げてまでおっしゃらなくて
も結構ですが、大体どういう状況にあるか伺いた
いのですが、いかがでしょうか。

○馬場議員 山原委員にお答えをいたします。
先ほどから申し上げておりますが、義務制に養
護学校がなりましたから、特に重度・重複障害児
の入学者がどんどんふえておるわけでございま
して、ここに東京都の障害児学校関係者が調査に
なりました重度・重複障害児の生徒のふえる推移と
いうものがございまして、その中の一部を申し上げ
ますと、これは肢体不自由児養護学校について
ございまして、重度で全面介助が必要
だ、こういう児童生徒が昭和四十九年には全生徒
の三八・九%であったのが、昭和五十四年には半
数を超えて五五・四%になっております。し
昭和五十六年には何と五八・九%とふえておるわ
けでございます。さらに、知恵おくれの養護学校
でございますけれども、昭和四十九年に全面介助
が必要という児童生徒が二六%ぐらいありました
が、昭和五十四年には四六・五%にふえておる、
こういうように年々重度・重複障害児の入学がふ
えておるという実態にございまして。

こういう実態で非常に厳しい教育をやってお
られます教職員の健康被害の状況ですけれども、こ
れまた去年の東京都の障害児学校関係者の調査に
より見ると、一番多い健康被害はやはり腰痛症で
ございまして、これが圧倒的に多く、大体四人に一
人ぐらいの先生は治療を受けたという経験のある
方でございます。この調査時点でも、二十人に一
人は現在通院中だ、治療中だ、こういうような
ことになっておまして、これは児童生徒の体も大
きくなっておりまして、そういう者を抱え上げ

たりあるいは食事の世話、入浴の世話、いろいろ
あるわけでございまして、腰痛が非常に多くな
っております。

二番目は、胃腸障害が非常に多くなっておりま
して、五人に一人ぐらいが胃腸障害になってお
るわけでございまして。これは、思つて暇もない忙
しさとよくあらわされておられるのですけれども、
そういう疲れやあるいはストレスの蓄積、こうい
うものが胃腸病障害としてあらわれてきておるの
じゃないかと思ひます。

それから、三番目に多いのが産婦人科系統の障
害で、女子職員の五人に一人ぐらいはこの産婦人
科系統の疾患になっておられるわけでございま
して、これは調査によりまして、二十代、三十代に
非常に集中しておるようでございます。

そこで、今特に御質問がございました寮母さん
の場合でございまして、実際、今宿直がある
わけでございまして、調べてみましたところ
が、全国平均大体月に六回か七回宿直をなさつて
おるようでございます。

そして、出産に当たりましての調査をしてお
るわけでございまして、産前の異常を訴えた人が三八
%でございます。それから出産異常が三七%、そ
して産後の異常が一五%、こういう数字が出てお
るわけでございまして、障害児学校に勤めておら
れる教職員の方々にものすごい健康被害、破壊が
進んでおる状態にございまして。

以上です。
○山原委員 今のような大変深刻な実態というの
はしばしば現場でもお聞きしますし、また私ど
も、各党ともそうだと思いますが、要請にそれ
る現場の先生方からその実態を伺ひまして、これ
は何とかなければならぬというのはいささか一致
しておるところだと思ひます。
それで、今までの学級編制あるいは定数改善の
問題についてはいろいろ経過がありまして、ちょ
うど去年もお尋ねしたのですが、六年前に社会
党、共産党の共同提案で、公立の障害児学校にお
ける学級編制基準あるいは教職員の定数標準に関

する法律案を出しました。それと今度の場合、また前進した立場での違った側面を持つておると思ひます。

それからもう一つは、今文部省の方から伏屋さんに対してお答えがありましたように、前進的な前向きの改善をやつておるというお話がありましたが、その一つは、四年前の第九十一国会で成立しました現在の教職員定数法だと思ひます。それでは一定の改善がなされております。また同時に、現行の教職員定数法に基づいて四年前の四月から実施されております例の教職員定数改善十二年計画があるわけですが、これでは障害児学校には五千二百二十四名の増員という計画でございまして、八〇年度から八十四年度まで五年間毎年度百五十名、計七百五十名の改善が行われておるわけです。

このように教職員増が一定程度図られておるという現状について、これは本当に前向きなのかどうか、御見解がありましたら提案者に伺ひたいのです。

○馬場議員 まず第一点でございすけれども、今から六年前、一九七八年、昭和五十三年に、日本社会党と日本共産党が共同でこの障害児教育諸学校の標準定数法というのを提出しまして、これで三回目になつておるわけですが、今年度も私たち社会党が出しましたのは、昭和五十三年に社・共で共同で出しましたのとどういふ違いがあるかということですが、基本的な性格、内容はほとんど変わっておりません。性格と内容は大体同じ趣旨です。しかし、先ほどから言つておりますように、最近の言・聾学校の生徒児童の減少、さらに重度・重複障害者の入学者が増えてきた、教職員の健康被害が非常に増大してある、こういうこともありまして、その障害別の実態とその現場からの要求などによりまして、六年前に出しました法律をさらによりきめ細かく配慮をして定数配置をしておるといふのが今度の法律と六年前の法律との、違いじゃありませんが、拡充強化した点でございす。

それから、一九八〇年の九十一国会で成立いたしました定数法の改善、これについての意見でございすけれども、先ほど申し上げましたように、あれには幼稚部の標準定数法がないんですよ。やはり私たちは、基本的にこれは致命的な欠陥だと思つております。それから、小中高一貫性がなくて、小中高総合的に一貫して特殊障害児教育をやらなければならぬということですが、その一貫性が欠けておるといふ批判を持つておるわけですが、全く実情に沿つていない、こういうぐあいに考えておるわけではございす。

いま一つは、やはり寄宿舎の教育的機能、教育の場としての考え方が今の標準法、政府がやつておられますものではない、こういうぐあいに考えておるわけではございす。

そこで、今もおつしやいました、しかし一定の前進はあつておるんじゃないかという話もあるのですが、確かに私も、教員、寮母合わせまして五千二百二十四名ふやすということですから、この点はやはり前進しておる、こういうぐあいに私は思ひますけれども、例えば寄宿舎教育の機能を尊重してないというの、寮母さんなんかは、小規模のところにはちよつと増員があつておるんですけども、普通のところには一名もこの十二年間にわたつて寮母の増員がない、こういうところは致命的な欠陥でございすし、さらに重度・重複障害児だとかあるいは健康被害、これに十分対応できていない、こういうことでございすし、さらに基本的には、教職員の過当時間数を減らすという意図が全然入つていない、こういうところが非常に問題であらう、こう考えております。

○山原委員 提出されました法案が非常に多項目にわたつておまして、一々お伺ひするのには時間もかかりますし、中身の大変濃いものですから、今お話の出した寄宿舎の問題についてのみ、ちよつと二、三点伺ひたいのです。

第六条で「寄宿舎の舎室編制の標準」が定められております。この舎室編制というのはどういう内容のものなのか。第十一條には「寮母の数」の規定がなされておりますが、これにも関係いたしますので、この舎室編制という考え方と内容及び寮母の数がどういふふうになるのかという点について伺ひたいと思ひます。

○馬場議員 舎室につきましては、幼稚部、小学部、中学部、これを一部屋五名にいたしております。高等部は、体も大きいわけですから、一部屋三名にいたしておるわけではございす。これに對しまして寮母さんの数は、寄宿舎教育ということになるわけですが、この舎室に對しまして、小学部は舎室掛ける二、中学部も舎室掛ける二、高等部は舎室掛ける一、幼稚部は舎室掛ける三、これで寮母さんの定数を出しておるわけではございす。今言ひました舎室掛ける係数にしましても、十人に満たないところは最低十名とする、こういうぐあいにいたしておるわけではございす。

以上です。

○山原委員 引き続きて寄宿舎に関連しまして、寄宿舎看護婦の規定が第十三條に出ておりますが、寄宿舎では、病弱児あるいは肢体不自由児等が夜中にてんかんと引きつねなどを起こす場合がございまして、その場合に、看護婦さんが寄宿舎に勤務している場合に、それに対する対応は随分適切なものがなされると思ひます。この点についてこの法案はどうなつておるのでしょうか。看護婦の問題です。

引き続きて寄宿舎の給食の問題ですが、学校で給食をやつておる場合、学校では給食とそれから寄宿舎生のための給食を一緒に給食室で同じ栄養職員と給食調理員の方とがやつておるといふのが実情だと思ひます。学校だけの給食をやつておる場合は一食分だけつくればいいわけですが、寄宿舎を持つておる場合は三食になるわけですから、当然、栄養職員さんあるいは給食調理員さんあるいは腕腕症あるいは神経痛などが発生して

と伺うのでございす。こういう点を考慮してこれを改善するような職員の配置が必要と思ひますが、この法案ではその点はどうなつておるのでしょうか。

それから三、四に、給食に関連しまして、肢体不自由な養護学校では、給食献立をつくる上で特別食あるいは病人食が必要であつて、そういう意味では仕事が増え多くなるわけではございす。この点を配慮して加配する必要があると思ひますが、この点について提案者の方は何かお考えを持つておるのでしょうか。

○馬場議員 寄宿舎看護婦の定数についてでございすけれども、今山原さんおつしやいましたように、非常に必要性があるわけではございまして、重度・重複障害児がふえておるものから、非常に脆弱児もおりますし、それから薬を常時飲まなければならないというふうな子供も実はおるわけではございすし、それに近いような子供もたくさんおるわけではございす。そういうことで、特に免許を持ったところの看護婦さんがぜひ必要だ。その看護婦さんがやはり病氣療養上の世話をするとかあるいは治療上の補助をするとか、こういうことは今の重度・重複児のふえた中では絶対に必要なことでございすので、そういう看護婦さんの定員を配置しておるといふことでございす。

人員はどうしておるかといふと、肢体不自由者または病弱者を教育する養護学校で寄宿舎のあるところに配置することによりまして、大体一つの寄宿舎に看護婦さんを十名、これは寮母さんの数と大体同じでございす。この方々は宿直もしなければならぬわけではございすので、十名にしておるわけではございす。そして、十九室以上部屋があるところはさらにそれに加算をする、こういうような方法を考えておるところでございす。

それから、今おつしやいました給食の問題についてでございすけれども、おつしやつたとおる現状であるわけではございすので、私どもとい

たしましては、栄養職員を寄宿舎のないところは一、寄宿舎のあるところには二人配置することにしたしております。

それから給食については、今寄宿舎のあるところ、ないところと御質問者がおっしゃいました。まさにそういう状況があるわけでございますので、私どもは、学校給食だけをやっているところ、それから寄宿舎の給食をやるところ、この二つに分けて実は考えておるわけでございまして、学校給食調理員は三名、そして二百一人以上のところは三人にプラスすること、児童数から二百人を引いたのを百で割って、こういう実態に合わせて算出をいたしております。寄宿舎の給食調理員はこれを六名、それで、百一人以上のところにはまた加算をする、こういう方法をとっておるわけでございます。

その中で、特に最後に御質問がございましたところの特別食、病人食というのが実は非常に必要になってくるわけでございまして、魚なんかの骨とかその他、普通食を食べさせて死亡した、こういう例さえも実はあるわけでございまして、そしてまた、非常に不自由でございまして、病弱でございまして、例えば一つの物をやるにもそれを小さく切り刻んでやらなければならぬとか、そういう特別食、病人食、こういうのが非常に必要になっておるわけでございまして、そういうものの多いところには、特に肢体不自由の養護学校ですけれども、そういうところには例えば学校給食調理員を一名ふやす、その定数三名を四名にする、あるいは寄宿舎につきましては六名であるのを八名にする、そういう特別食、病人食をたくさんつくる肢体不自由養護学校につきましてはさらに給食調理員等の加算を考えておる、これがこの法案の内容になっておるわけでございまして、以上でございます。

○山原委員 子供の学習権を本当に保障するという立場で、子供には最高のものを与えよという、この国家の任務を書いた国際規定もあるわけですが、そういう意味で、そういう細かいところにも

気を使っていくというのがこの法案の趣旨だと思えます。

そこで、これからちよつと文部省の方にお伺いしたいのですが、昨年、九十八国会でございまして、この問題が審議をされまして、そのときに、私の方の栗田委員がおいでになってお尋ねした経過がございまして、この点についてその後の状況を伺いたいと思います。

というのは、例の十二年計画終了時点を一〇〇としてみますと、全国平均九八％になり、五十七年五月一日現在で八〇％の県が六県ある、それが秋田、宮城、群馬、静岡、山梨、福井の六県であると当時の初中局長の鈴木さんがお答えになっております。あれから年月が経過してございまして、今日、これらの六県はどうなっているでしょうか、ちよつと伺いたいたのですが、どうでしょう。

○高石政府委員 昨年、定数の充足率が低い県として宮城、秋田、群馬、福井、山梨、静岡県が指摘されたわけでございまして、五十八年五月一日現在では、秋田県を除いてそれぞれ充足率を高める努力が行われまして、充足率の改善が図られてきているわけでございまして。

○山原委員 これに対しては指導もなされたと思えますが、大体各県ごとに、五十九年度予算で何名不足分を充足したか、あるいは今後何年計画で充足されようとしているか、そういう報告は文部省に各県からございまして、細かくはいいのですが、そういう報告はあるのでしょうか。

○高石政府委員 御指摘のありました県の実態について、五十八年五月一日現在の状況がどうなっているかという報告を受けております。その報告を受けた結果、昨年よりそれぞれの県で改善のための努力が払われているという結果が出ていますのでございまして。

○山原委員 その後、八〇％台ではないけれども、例えば一割近くの教員定数が不足している県があるのじゃないかと思うのです。私は一県だけ数字を調べてみますと、大体九〇％程度のところがございますし、それから九〇％から九五％程度

の充足率の県も数県あるのではないかと思います。その辺は把握されておりますか。

○高石政府委員 一〇〇％の未充足率の県が一県ございまして。それから五〇％の未充足率の県が十県ございまして。

○山原委員 やはりこれに対しては文部省として適切な指導をぜひお願いしたいと思えます。それから、国立大学附属養護学校の教員定数が、旧定数法で計算をしましても不足している問題を私は三回ほどこの場所で指摘をいたしまして、一定の改善がなされたわけですが、それでも、新教員定数法が発足して五年目を迎えるわけですが、現在どこまで充足されておりますか、また今後の増員計画をお持ちでしょうか、伺います。

○宮地政府委員 かねて附属養護学校教諭の問題について御指摘をいたいたしているわけでございまして、けれども、四十九年度以前に設置をいたしました附属養護学校で定数格差が生じておるわけでございまして。そこで、五十六年度から特に重点的に附属養護学校教諭の定員の増員を図ってございまして。五十八年度までに七十四人の増員措置を行ったわけでございまして、五十九年度予算におきましても、定員は全体に大変厳しい状況でございまして、十六人の増員を行うことになっております。そこで現状でございまして、附属養護学校教諭の定数の九八・一％まで充足されてきておるわけでございまして。今後この改善については私どもとしても努力を重ねてまいりたい、かように考えております。

○山原委員 改善のために努力をされておることは数字になってあらわれておりますから、その点は私は大変いいことだと思えますし、あのとき随分私も激しいことを言いました、これは全く文部省の怠慢だということを申し上げたわけですが、なおこの問題については改善すべき余地が残っておりますから、今大学局長がおっしゃったように、ぜひ今後ともこの努力をお願いしたいと思えます。

次に、最近、障害児学校に新採用される教員のうちで、正規の教諭の資格で採用されないで講師という資格で採用されるケースがふえていると聞いております。これでは、せっかく教員増になってもやはり教員職の士気にかかわってまいりますし、また身分も不安定ということでは、これは実を上げることができないと思うわけですが、それで実態を調べてみますと、もう時間がございませんで詳しく申し上げることはできませんが、盲学校、聾学校、養護学校の例が、昭和五十年から五十六年までの推移で出ておまして、講師の数は、とりわけ講師が急増をしておりますのが養護学校の場合です。特に養護学校の各県段階を調べてみますと、例えば昭和五十五年で愛知県で二百三名、講師の方がいらつしやいます。大阪で百五十五名、これは両方とも三けたになっているわけですが、大阪の場合、五十七年度、府立の盲・聾・養護学校に新採用をされた方が二百五十五名、そのうち百三十名が講師なんです。それから五十八年を見ても、大阪の場合ですが、二百七十七名の採用のうち百二十五名が講師でございまして、これも異常にふえております。大阪府立学校の約十倍の講師率ということになっておまして、せっかく大学で免許状を取得して若い方が情熱を燃やしてこういう仕事におつきになる場合に、講師という身分不安定、給料も三等級、こういう状態では、これは決して正常な姿ではないと思えます。やはり正規の教諭として採用することが必要だと思えますが、このような実態は文部省、つかんでおられるでしょうか、また、改善する意思がございましてでしょうか。

○高石政府委員 御指摘のありました大阪等一部の県で、お話をいたしましたような傾向がございまして。

各県にその背景を尋ねましたところ、各県は大体教員採用の需給計画というのを、教員採用試験をやります八月から十月にかけて一応の推計を出すわけですが、ところが、お話をいたしましたように、生徒が三月になりまして異常に多くなってきたと

いうような状況の変化があつて、当初見込みました教員採用をはるかに超える教師が必要になるといふようなことから、その対応として講師という方法で採用してきたという背景があるようでございます。したがって、今後はそれだけの府県で、そういう需給計画を十分見きわめて、教員採用についてそのずれをできるだけ少なくしていくということが大切であるという指導をしたいと思つております。

それから、やはり講師を、全部講師採用をなくするということは現実の時点で非常に無理かと思ひますけれども、できるだけそういう方向での努力をしていただくよう指導してまいりたいと思ひます。

○山原委員 次に、これも去年随分問題になったことですが、盲・聾・養護学校の幼稚部の学級編制基準が、学校教育法施行規則では八名となつていますが、しかし、自治省の地方交付税積算単価表では五名になつています。この点について文部省も、昭和五十八年度に発行されております「特殊教育必携」、これは三百七十二ページに書いてありますが、五名で編制することが望ましい、こう記しております。現実には、かなりの県で五名で編制をしているのが実情でございます。ですから、定数法の上でも五名と改めるべきだと考えます。今度、馬場先生外が提案されました法案ではこれは五名になつていますが、この点、文部省としてはどうお考えでしょうか。幼児期における教育の重要性から考えまして、この点は改善される意思はございませんでしょうか。

○高石政府委員 ただいま御指摘のありますように、学校教育法施行規則によりますと、「幼稚部において、教諭一人の保育する幼児数は、八人以下を標準とする。」という規定にしているわけでございます。この規定は、公立、私立を通じての一応の最高限度を示す内容になっているわけでございます。したがって、現在直ちにこの内容を義務規定ではないということで、一応の財政措置

を講ずる交付税の観点では五人という財源措置を講じて対応している。そういうところから、大部分の実態は五人程度で編制されているというのが実情である、こういう関係でございます。

そこで、この内容を改めることについては、私学の経営の問題というのがありますので、そういう私学側の十分な実態を踏まえていかないと、ただ形式的に八人を五人にするということで、非常に困難な状況を生じている状況でもございします。そういう方々の意見も十分聞いた上で検討していかねばならない問題であろうというふうな考えでおります。

○山原委員 この問題は、今後論議していいところだと思ひますので、おきます。

次に、現在の、全国の盲・聾・養護学校の児童生徒は、年々重度・重複化の傾向にあります。それは、先ほど馬場先生から御説明があつたとおりでございますが、現場の実情を聞きますと、重度・重複児のための重複学級を学校長や教育委員会がなかなか認めようという傾向があるということに耳にするわけでございます。どういう基準で学級設置を認可するのでございましょうか。

例えば、精神薄弱養護学校の場合、視覚障害、聴覚障害を合わせ持つ場合は重複障害児でございしますが、情緒障害や自閉症を合わせ持つ子供の場合同様に重複障害児と考へて学級編制をしてもいいのではないかと私は思ふのでございします。本年度より東京都教育委員会はこのような実態を受けまして、精神薄弱養護学校高等部にも重度・重複学級設置に踏み切つたと聞きますが、文部省としましては、小学部、中学部、高等部、とりわけ高等部に重複障害児学級を設置するような方向で各都道府県を指導する必要があるのではないかと思ひますが、この点についての御見解を伺ひたいと思ひます。

○高石政府委員 重複障害児の学級編制の具体的な認定を行うのは、例えば県立養護学校でございしますと県の教育委員会が行うわけでございします。したがって、その認定を客観的にやつてもらえば、当然自分のところで重複障害学級と認定するということと足りるわけでございまして、その判定を適正にやつてもらいたいと思ひます。

それから、御指摘のありました自閉症等の障害、情緒障害を有する者についての対応でございますが、これについては、情緒障害児の客観的な認定というのが非常に難しいというふうな言われおりまして、なかなかこういう子供を情緒障害児の自閉症の部類に入れるということが、まだ客観的、医学的に非常に難しいというふうな言われおりまして、そのことを直ちに基準化するということは非常に困難かと思ひます。ただ、運用に当たりますと、精神薄弱児ないしは病弱者等の運用の中でやつてもらえば当然運用上解決する問題でございします。自閉症等の問題についてはもう少し客観的、合理的に認定の内容が固まつた段階でこの問題については対処することとし、それまでの段階では運用上の問題として解決していききたいというふうな思ひでございします。

○山原委員 今の問題について提案者の方で御意見がありましたら、後で伺ひたいと思ひます。

最後にありますが、現在の十二年計画で、盲・聾・養護学校の増員分、五千二百二十四名と文部省はしておりますが、そこで、八〇年度から八四年度までに、先ほど言ひましたように、小中学部合せて五百五十名ずつ増員され、計七百五十名配置されました。残る四千三百七十四名の増員計画はどうなつておるでしょうか。今後の年次計画がございしたらお聞かせをいただきたいと思ひます。

私は、仮に五千二百二十四名を配置しても、現在の盲・聾・養護学校の実態から見まして、障害児学校の教職員定数を抜本的に改正する必要があると思ひます。この点について、先ほど少しお伺ひしましたが、提案者にもお考えを伺ひたいと思ひます。

それから最後に、この十二年計画では、肢体不自由養護学校寄宿舎の寮母及び最低保障の対象となる小規模の寄宿舎を除いては、盲学校、聾学校、精神薄弱及び病・虚弱養護学校の寮母増は一名もないことになりました。寄宿舎では、重度・重複児の舎生がふえまして、寮母の健康破壊、妊娠障害が深刻になつてきていることは先ほど指摘したとおりでございますが、このような寄宿舎の実態から見ますならば、寮母の増員を、十二年計画にこだわらず緊急に行うべきだと思ひますが、文部省並びに提案者の御意見をお伺ひいたします。

○高石政府委員 まず、十二年計画につきましては御指摘のような状況でございしますが、今後、六十六年度の第五次の最終目標は変えないということとをしばしば文部大臣も答弁しております。我々としてもそういう方向で作業をしていかなければならないということで、来年度以降の概算要求に当たりますと、基本的にそういう姿勢で対応していききたいと思ひます。

なお、具体的な年次計画等につきましては、現在、児童生徒数の実態把握に努めておりまして、その上に立つて来年度以降の定数問題についての具体的な作業を進めている段階でございします。

それから、寄宿舎等における寮母の定数改善も、十二年計画で全く改善していないわけではございませんので、例えば肢体不自由の子供を持つ寄宿舎におきましては、従来の四人というところを三人に一人というような形にしておりますし、それから最低保障が現在八人であるのを十人に改善するというような形で改善を図つてきているわけでございます。したがって、とりあえず十二年計画で考えている内容の達成を、最大の努力を傾けて実現していくというのが現在文部省のつている対応でございしますし、そういう努力を続けてまいりたいと思ひます。

○馬場議員 重度・重複障害児が非常にふえておるわけでございします。こういう学級の設置の

か、同じ議題のもとに、質問に関連して文部省に、特殊教育という言葉を変えるのが至当ではないかという質問をいたしました。全く偶然でございませうけれども、ちょうど丸一年目になります。そこで、このことにつきましてなお関連がございます

のお話もお出しになって、母校のパーキンズ盲学校のお卒業生のミスター・スミスターズの例もお挙げになりながらこの質問の趣旨に御質問の御発言があったこと、こつちに来ていただくといひのですけれども、やむを得ません、うなずいていただい

っておりまして、千百万はかりの予算がつくようにな
っておりませんが、これも特殊教育の就学推進研究
じゃなくて心身障害児という言葉が使われておる
し、同じ予算の中の、「心身障害児の理解認識の推

綴 例えは黒場参詣が担当であれは黒場字綴とい
うような名前をつけて呼んでおつて、特殊字綴とい
う言葉は、公式な研究会等では出るけれども、
まず現場では使われていないということです。東

京都も同じような配慮があると聞いておりますが、馬場議員、こういうことについてお調べになったことございますか。

○馬場議員 私、東京都の障害児教育関係者の団体に問い合わせをしたわけですが、今湯山委員がおっしゃったとおりのような状況になつておるわけでございます。

東京都の場合、小学校に六百五十三学級、中学校に二百四十七学級、いわゆる文部省の言う特殊学級というのがございますが、公式にも非公式にも、その学校で特殊学級とはどこも呼んでおらないようでございます。そして、心身障害児学級、こういうぐあいに使つておるわけでございます。ただ、使つておる面がございます。どういうところで使つておるのか尋ねましたところが、就学奨励補助金等で、対文部省に關係するときだけ特殊学級という言葉を使うのだ、こういうことを聞かされて実は驚いておるわけでございますが、結論的に言いますと、公式にも非公式にも学校で特殊学級とは使っておりません。そして、今湯山委員がおっしゃいましたように、花の名前をとつた学級とか担任の先生の名前をとつた学級とか、そういうぐあいな名前に学級の名前をしておるようでございます。

私の出身の熊本県でございますけれども、熊本県にも、小学校で百七十四学級六百三十七名、中学校で百三十三学級四百二十名おります。これは昭和五十八年ですけれども、ここでも全く東京と同じでございます。公式にも非公式にも特殊学級とは使っておりません。そして、何か複式学級という名前を使つておるところもちょっとあるようでございますけれども、特殊学級とは全然使っていない、これが現状でございます。現実問題として、教育の現場では特殊学級は使われていないというのが現状と把握いたしております。

○湯山委員 これは参議院で粕谷委員が五十三年に取り上げたときにも、以前には教室に特殊学級という札が立つていた例がある、今は全くないというのを粕谷委員も指摘しています。文部省の方で、今なお特殊学級ということ内外ともに使つておるという例があればお示し願ひたい。

○高石政府委員 まず、都道府県の教育委員会での担当課ないしは担当係の名称がどうなつておるかというところから申し上げますと、全体の四十七のうち二十九県が特殊教育課ないしは特殊教育係という名称を使つております。それから、九県が心身障害児教育という言葉を使つております。それから、二県が養護教育という言葉を使つております。その他は、指導第一係等の名称で、具体的なものを使つていない。法令上、特殊学級ということでは学級編制基準その他で使つておるわけでございます。今先生の御指摘にありましたような、学級の名前を俗称ひまわり学級であるとか何とか教室という形で使う、俗称として一般的にクラスの名前を呼ぶというところはかなり多く行われていると思うわけでございます。

○湯山委員 今お話しのように、東京都はセクシヨンも心身障害児というのを使つておるし、東京都の場合で言えば、問題は文部省との関係だけなんです。そういうことですから、私はここでひとつ考えていただきたいと思うのです。それは四十七年、もう十数年前に、確かに改正するということにやぶさかではないが、法改正、用語改正は機会がないとなかなかできない、そこで、機会があれば対応できるように意見をまとめておくという、ここは一貫しておると思うのです。そういう姿勢で、今のうちに予算をつける場合にも、あるいは新たに高等教育機関を設ける場合にも、だんだんそうなつてきておるし、一般的に障害児教育というものが普及してまいつておる、これも事実だと思ひます。

そこで、私は今がこれを変える機会だと思ひます。と申しますのは、人権宣言の三十五周年ということもあります。この行事計画を政府としても進めておることは御存じのとおりです。それから、世界の大きい流れというものは、差別をなくしていくということが大きな課題でございます。まして、障害者年の設置、これも「参加と平等」とい

うのは明らかに差別をなくしていくことで、すし、婦人年もまた同様です。雇用における婦人差別を撤廃する。それから人種差別撤廃条約、これもこの間の本会議で問題になりましたが、国内法を整備して速やかにこの条約を批准するということが、それから、少し以前ですけれども、失業保険というのがございました。これは今なくなつておるのを御存じと思ひますし、ちょうどこの本会議で雇用保険の改正法案が成立をいたしました。また文教政策の面から言えば、養護学校が義務教育になつたことも一つ背景にあります。

それから、一ついい機会だと思ひますのは、今日までいろいろ言つてきたときに、それだけ変えるのは帳簿から何か手数が大変だというので、そのことを申し上げたら、鈴木局長は、いや、それは問題にならぬと言われましたけれども、実際にはそうなんです。法改正もしなければならぬし、帳簿から何か大変だというのは、それだけども、今度幸ひ七月一日には文部省の機構改革が行われます。これ一つじゃなくてずっとたくさん変わるわけですから、まさに絶好の機会である。そこで、前大臣が約束されたこと、これは当然現大臣もお守りになつておるのですが、森文部大臣、いかがでしょうか。

○森文部大臣 私は、正直に申し上げて、湯山先生のお話に、なるほどな、そういう考え方もあるなということ、個人的には確かに感ずるところはたくさんございます。

ただ、特殊教育の用語使用につきましては、国会でも再三御議論があつたことも記憶いたしておりますし、今の馬場さんと湯山さんのやりとりの中であつたように、東京都などでも心身障害児教育という用語を用いておることも承知をいたしております。ただ、文部省の立場から言えば、学校教育法等三十年にわたつて使用されておるということでございますし、心身に障害を持つ児童生徒のための特別の手厚い教育という意味に理解をしておるということ、そして今先生は心身障害児教育という言葉を用いておられますが、これ

に国民的な合意をどういうふうにして得ていくのかというふうなことも残された一つの問題だろ、こう思うのです。

私は、先生のお考えも一つのお立場としてよくわかるのですが、特殊教育というのは、一般の教育を受けられない子供に対して特別な教育をしようということで、教育をする立場に対しての特殊教育という言葉、心身障害児と言つと、教育を受ける子供にかぶさつてくる言葉ということになります。どちらがいいのかという感じがいたします。ですから、明治、大正にかけては精神薄弱児、こう呼んでいた。あるいはその後、昔の記録を讀んでみると、低能児と呼んでおる。それは知恵おくれというふうな意味があつて、非常に差別的なニュアンスが強いということ、だんだんそういう言葉は使われなくなつてきた。つまり、できるだけ差別をつけないで、社会全体がみんなその子供たちに対して本当に心温まる教育をすることは大事なことだと考えますから、そういう立場に立つてみると、心身障害児という子供に対する冠詞というのでしようか、修飾語というのでしようか、その言葉にそういうふうな一般の子供と違ふのですよとつけることが、子供たちにとつて親切なことなのか。親切という言葉がいかかわかりませんが、逆に教育をする方の立場の特殊教育という言葉の方がかえつて子供たちに対する意識をさせないことになるのか、私は非常に難しい問題だと思ひます。湯山先生はそういうお立場で、心身障害児教育と言つ方がよりよろしいのだというお考えだろと思ひます。

さつき、ひまわり学級とかいろいろおっしゃいましたけれども、私も自分の選挙区の中でいろいろな学校を見ておりますが、いろいろな呼び方をしている学級があります。それは特殊学級だけをひまわり学級だとかちゅうりつお学級と言つておるのではなくて、全体を「ひまわり」とか花の名前になぞらえるケースもあるのです。そういうケースもある。それは逆に言えば、ほかのクラスとの差がないのですよ、そういうことを子供たちに

うのは明らかに差別をなくしていくことで、すし、婦人年もまた同様です。雇用における婦人差別を撤廃する。それから人種差別撤廃条約、これもこの間の本会議で問題になりましたが、国内法を整備して速やかにこの条約を批准するということが、それから、少し以前ですけれども、失業保険というのがございました。これは今なくなつておるのを御存じと思ひますし、ちょうどこの本会議で雇用保険の改正法案が成立をいたしました。また文教政策の面から言えば、養護学校が義務教育になつたことも一つ背景にあります。

きちつと理解をさせる意味もあると思うのです。今先生はちよつと手を振られましたけれども、そういう意味もあるのだと思うのです。つまり、それは子供たちにそういう差をつけさせないということであろうと思うのです。

ですから、個人的には先生のお考えもよくわかりますが、私自身もここは非常に迷うところだと思ひます。教育をすることに對して特殊教育にいた方がいいか、受ける立場の子供たちに対してそういう表現の言葉を使う方がいいのか、ここは判断の一つの大事なことだ、こう思ひます。前の瀬戸山大臣の議事録を読んでみたら、検討するというようなお言葉を述べて議事録にとどまっております。当然そのお言葉を受けて私どもも行政を進めなさいけれども、私としても非常に迷うところがございますが、おしかりをいただくかもしれないけれども、もう少し検討させてもらいたいという、そんな気持ちでございます。

○湯山委員 残念ながら、ひとつ腹を立てなければならぬなりました。

瀬戸山文部大臣は真剣に検討する、今言えないけれども、気持ちの上はよくわかるのです。それはなぜかといひますと、大臣はおわかりになつてないと思ひます。地域的に、しかし、部落差別の問題があるのです。これをひとつ頭に入れておかないといけません。今までいろいろ問題になつた背景にはそれがあつたわけです。東京なんかは同和地区といふのはないです、法的には、しかし、それでもなおかつ今のようないふ配慮をしなければならぬ。実態はあるのですけれども、指定された地域はありません。大臣の御郷里にもほとんどないはずなんです。だからおわかりにならない、いひです。省もそういうことには頭がいてない。いひです。か。特殊教育といふ言葉に差別的なニュアンスがあるといふことを認めておる。身体障害者自身が差別されるのをなくするの障害者年なんです。それが平等です。その呼び名を差別につながらるような言葉であらわすといふのは二重なん

です。それは避けるべきなんです。そこがわかつていないのです。一体なぜ特殊教育といふような看板をのけるか、呼び方をしないかといふことも、これも検討が足りません。十何年、一体何を検討したのであるか。この一年間にしても、瀬戸山文部大臣はただ漠然と検討すると言つたのではないのです。真剣に検討します、こう言つておるのです。この一年間に一体文部省、何をしたのであるか。どんな真剣な検討をしたか、いつどういふことをやつたといふのがあれば言つてくだされ。

○高石政府委員 長い閣国会でも論議されてきてゐるわけでございます、文部省としても一体どういふ言葉が国民的な合意と理解が得られるかといふようなことで、予算を取る際とか、そういうことをいろいろ考へてやつてきてゐるわけです。ですから、今の時点で特殊教育といふ言葉を改めてほかの言葉に置きかえるといふようなことは、ほかの言葉としてどういふ言葉がいいかといふことについて共通理解がないと、これはまたいろいろの問題を醸し出すといふような結論に達しまして、現在の状態では特殊教育といふ言葉を使わざるを得ないといひますか、使つてゐる、こういうことでございます。

○湯山委員 十何年間、同じ答弁ですよ。ちつとも変わつてないのです。ただ、その間に、予算を取るときに言葉とか、それから今のやうなことが、さきに四十九年の答弁のやうに、そういう言葉がだんだん一般的に普及した、だから使うやうにしておるということがあるかもしれませんが、同じことの繰り返し、私、承知できません。

委員長も同和対策のときでよくおわかりと思ひますけれども、なおかつ文部省はそれを抜けてないのです。ちつとも真剣な研究をしてゐません。ただ、どう答弁するかわけりか考へてないのです。はつきりした答弁をいただきたいと思ひます。次の機会にぜひひとつ、こゝではつきりこうだといふ大臣の答弁をいただきたいと思ひます。委員長、そのやうなお計らいをお願いいたします。いかがでしょう。

○愛野委員長 委員長より申し上げます。

湯山委員の発言につきまして文部省も真剣に検討をしておられるところと思ひますが、この変わった言葉にまた差別等々といふ言葉が出てきた場合には困るというやうなこともこれあり、十分検討しておられると思ひます。

そこで、委員長といたしましては、次の機会に何らかの御発言ができるやうに前向きに検討をしていただきたいという要望をいたしておきたいと思ひます。

○湯山委員 委員長のやうなお計らいです。から、ぜひひとつこの国会で適当な機会に、答弁じやなくて、もつと真剣に検討した結果を明らかにしていただきたいと思ひます。

私は、この予算編成段階で、ちよつどいい機会だから、いろいろ機構改革もあることだから文部省にお願ひに行こうと思つたのです。しかし、ちよつど選挙の前だったのですから、当選するかしないかわからない者が申し入れをするのも変だと思つて遠慮しました。何かもつとともな、まじめな答弁があると思つていましたけれども、十二年間、ちつとも前へ進んでおりません。むしろある時期よりも後退してあります。これでは了解できませんので、せつかく委員長のお計らいです。から、ひとつぜひ明確な答弁をいただくやうに要望して、質問を終わります。

○愛野委員長 田中克彦君。

(委員長退席、船田委員長代理着席)

○田中(克彦)委員 文部大臣が時間の関係で途中お立ちになるやうですから、大臣がおいでになる間に……。

先に大先輩であります湯山先生から福祉に対する、障害児に対する考へ方の原点とも言うべき発想の問題についていろいろ御指摘がございましたが、私も今回この問題を取り上げるにつきました。過去の国会の審議の経過あるいは国際障害者年の行事やそれに対する国の対応、そういうやうなものもずつと整理をしながら実は読み直してみたいわけがあります。その中から幾つか、私どもも

この問題につきまして思ひ起こすこと、あるいは新たにまた気がついたことも出てまいりました。そこで、今回我が党が提案をいたしましたこの問題につきましては、特殊教育といふものを障害児教育といふ呼び方に変えて、名実ともに福祉の原点に返つて、そこからやはり教育問題を考へていく、こういう発想に立つて取り上げてゐる問題だと思ふわけです。したがつて、先生おっしゃいましたやうに、単に呼び方の問題ではなくて、むしろ世界に四億五千万、日本の国内でも四百万を越えと言はれる障害者が、人間として我々の社会の中で一緒に生活をしてゐるやうな状況、これが当然のことであり、普通のことであつて、そのことを私どもは基本に考へていかないと、この問題に對する明確な方針や回答が出てこないといふ点で、私はこの呼び名の問題、大変重要だといふやうに思つてゐるわけでありました。

そこで、実は五十六年の国際障害者年の際に、国の指導にもよりまして、国を挙げてこの問題についての発想の転換、このことが議論になりました。当時私、地方の議会におりまして、このときいろいろな果の条例等の点検もいたしてみしました。その際に、職員の給与とあるいは恩給条例の中に不具廃疾といふ呼び名が残つておりました。それから、つんぽといふ呼び名も残つておりました。こういうものをすべて訂正をさせた記憶もございません。いわば福祉の前進とともに、そういうことについては改善すべきものは積極的に改善していくという姿勢こそ追求をさるべきものではないかといふことは考へてゐるわけでありました。

そこで、今回私もいろいろ勉強してゐる間に、教育職員免許法施行規則の中に、実は養護教諭の免許状の場合については、「異常児教育、異常児心理、異常児の病理、異常児の保健、異常児教育実習」といふやうなものが免許取得の単位として書かれてゐるわけでありました。このことにも私どもも、異常な発見としてむしろ大変驚いたわけでありました。それけれども、このやうなもの、言いかえれば、先生が指摘をされた原点の問題から反省すべ

きだと思ひますが、大臣お立ちになるようですから、ちよつと一言だけお聞きしておきます。

○森岡務大臣 大変恐縮でございますが、参議院の本案が十二時でございますので、もうちよつといろいろお話をしますと二、三分過ぎてしまします。

先ほどから湯山先生にもおしかりをいただきましたが、決してこうした心身障害児の皆さんに対する教育に、文部省も私自身もちやうちよしてゐるわけでも何でもないわけで、いろいろな意味で力を入れて、いろいろな意味で工夫を凝らしながら、改善をしながら、特殊教育といひますか、こう言うところまた怒られるかもしれませんが、障害者に対する教育は一生懸命やつてきておるつもりでございますし、これからはさらにそうした環境を整えていくということについての整備充実には一層努力をしていきたい、こう思つております。

私も大臣に就任をいたしましたして、国会中でございますのでなかなか視察する機会がございませんが、最初に中野区立の養護学校へ行かしていただきました。雪の降る大変な日でございますが、生徒たちと先生たちの授業をそれぞれの年限に應じまして全部見させていただきました。大変私も感動いたしました。そして、その子供たちは、文部大臣が何であるか、どういう人が来たのか恐らく知らない子の方が多いと思ひますけれども、みんなが玄関まで来て雪の中に立つて見送つてくれたことを私は本当に忘れません。そのときにたくさんお土産をいただきました。そのお土産を私は今でも、帰ってきた日から文部大臣の机の上に全部置いてあるのです。この間、お客さんにその話をしますと、少しづつポケットに入れて帰る人がありますから、持つて帰る人はどうぞ持つていってください、そのかわり、こうした子供たちがこんなすばらしいものをつくるんだよ、しかしその一生懸命つくつておられる動作について、どんなものができたのか、何が用いられるか、そんなことわからないでつくつてゐる子もいるんだらう、そういう教育は一生懸命みんなやってゐる

んだよということを承知してくださいと言つては皆さんに差し上げるようにしてゐるんです。もう私の机の上にあつた数点しか残つておりませんが、秘書にはもう出さな、これは最後まで私は大事にしておきたいと言つておるくらいであります。

いささか宣伝めいたわけですが、私が大変大事な教育だというような心構えでこの文教行政の最初の仕事として養護学校を見させていだいたということに、私の姿勢もぜひお酌み取りをいただきたい、こう思ひます。今後とも先生の御指摘と、また湯山先生のお話も大事なところでありますので、十分な議論を踏まえて文部省としての対応に取り組むようになお一層努力したい、こう思つております。

本会議に行きまして、すぐまた帰つてまいりますのでお許しをいただきたいと思ひます。

○田中克彦委員 前段で、伏見委員並びに山原委員からいろいろ指摘がございまして、既に中身が大変触れられております。時間がございせんので、私は重複を避けてさらにお伺ひをしていきたい、こう思つてゐるわけであります。

先ほどからも言われておりましたように、現行の教員定数法というのは、障害児学校小中学校は義務制の小中学校の定数法、高校は高校の定数法に定めて、幼稚部の定数が何らないわけですし、それから、現業職員の定数部分もカットされておる。こういう状況の中で、障害児学校の場合、一部に小中学校、幼小部、中高等部、高等部のみの学校もありまされども、多くの場合、幼小中高、すべて学校を併設して、相互に関連し合つた、一貫した総合的な障害児教育を行つてゐる実情があるわけでありまして、そういう点から見ると、この状況というのは明らかに現状にそぐわない、こういう点から今回の改正案が出されてゐるというふうに私は思つてゐるわけでありまして、政府が十二年計画を決めて一定の改善はしてゐる、こういうふう言われておりますし、現実にはそういう中で、山原先生も言われましたけれども、五

千百二十四名の増員が行われたことは一定の成果だといふように私どもも自體も考へております。しかし、実態というもののうちへ立ち入つていろいろ調査をしてみますと、今のこの状況というものは、まだまだ実態からはほど遠い問題点を数多く抱えてゐるということが実は明らかになつてきてゐるわけでありまして。

特に、寄宿舎の寮母の最低保障というものは八名から十名になつたといひましても、盲・聾・精神薄弱及び病弱・虚弱養護学校の寄宿舎の寮母の増員計画がありませんので、そういう点は最低保障の小規模の宿舎を除いてほとんどふえていない、こういう状況があることはさつき御指摘があつたとおりであります。

そこで資料につきまして、さきに委員部の方からちよつと連絡がございまして、私どもが実際に試算をした表を既に委員部の方にお渡しをしたつもりなんですけれども、この表を見ていただきますと、一学級、二学級、三学級とずつと学級ごとに出ておりますけれども、小学部についてはほとんど変更がありません。それから中学部については若干、その三、四といふところあたりはふえてゐるわけですが、五、六、七、八と、一番対象の多いとされるクラスの数字はほとんど横並びであつて全然変わらな、こういう実態になつてゐるわけでありまして、こういう状況がやはり現場に大変問題を残してゐるということでありまして、この辺を改善していくためには、どうしても今のこの十二年の改善計画ではやはり実態にそぐわない、こういう点を現状認識していただかないと、今回提案されておりますこの法案の意図しているところ、ねらいとしてゐるところ、それが明確になつてまいりません。

そこで、私は文部省にそのことについてお考えを聞くと同時に、提案者にも、だからこうなんだというところが、大いに主張したいところがきつとあるのだらうといふように私は思つておりますので、その点をあわせてお答えをいただきたい、

こんなふうに思ひます。

○高石政府委員 いただきました資料の読み方、見方が実はいろいろあるかと思ひます。したがひまして、ここで学級数と書いてありますが、その前提になります学級をどういう基準で編制するか、その中身が改善されていくわけでございしますから、その中身を読み取つた上で御理解いただきたいと思ひます。

まず、学級編制を八人から七人、それから重複障害児学級については五人から三人という内容に改善しております。それから、これは学級数をもとにした教職員の定数はじかれたと思ひますが、そのほかに養護、訓練担当教員の定数増を図ることとしておるわけでございします。また、中学部の免許外担任教員の解消のための定数増ということも考へております。また、小学部の専科教員定数の改善も考へてゐるわけでございまして、小規模学校について、このいただきました資料の表で見るとそういう御指摘にならうかと思ひますが、それを積み上げていく学級編制とか、それから学級をもとにしない他の教職員の定数、こういう点については改善計画を持つて今進めようとしてゐるわけでございします。

○馬場議員 田中委員おっしゃいましたように、私どもの案というのは、幼児早期教育を大切にすると、幼稚園の定数も入れてゐるといふところで、幼稚部の定数も入れてゐると、一貫教育をやつてゐる、そういうところに定数一本にしておるといふ特徴があるわけでございします。今の御質問の十二年の文部省の改善、確かに五千二百二十四名といふのはふえるわけですが、この部分については一定の前進であるわけですが、今御指摘のありましたように、このことはもう完全に実態を無視し、実態とかけ離れておると私どもは考へてこの定数法を出してゐるわけでございまして、私どもの定数法によりまして、その実態の上に立つて、例えば教員につきましては六十年間で二万四千七百八十四名ふえることになつてゐるわけですが、

それから、特に寮母の点につきましては、最低

保障で文部省の十二年改善計画によりますと、二百二十四名しかふえないということになっておるわけでございますが、私どもは寄宿舎を教育の場と考え、寄宿舎教育の機能を増すという意味で、抜本的、現実に合わせてやっておるわけでございまして、寮母、寄宿舎教諭の数というの二百二十四人ではなしに、私たちのこの標準法では二千五百九十六名ふやさなければならぬ、これが実態だ、こういうぐあいに考えておりますし、事務職員につきましても二千三百四十五人増員する、こういうことになっておりまして、このことが実態に即した定員だ、定数だ、こう私どもは考えておるわけでございます。

○田中(克)委員 時間がありませんで、先に問題がちょっと残っておりますので急がしていただきますが、どのような障害を持つていた子供にも教育権を保障するという基本に基づいてこの義務制が施行されて、どの学校あるいは寄宿舎にも重度・重複児の入学、入舎がふえてきている状況は、最近特に激しくなっている。こういうことは先ほどの質疑の中でも明らかにしております。それが障害児教育の現場を圧迫する原因になっているし、寮母の負担を増加させている、こういうことであります。

しかし、一面から言えば、最近の障害児教育のあり方からして、教育というのはむしろ生活全体を通して、二十四時間寄宿舎の中にある状況の中で、生活の習慣とか生活のリズムとか自分の身構えとか、そういうことも身につけていくという、みずから生きる力を持たせるという障害児教育のあり方というものの重要性から考えてみれば、むしろ教育の場というのは生活にある、こういうふうになさるべきであると思うわけで、そこで、この寮母の果たす役割というのは非常に教育的にも重要なこととは、先ほどの質疑の中でもかなり明らかにされてきている、こう思うわけであります。

そこで、学校教育法の施行規則で、寄宿舎に舎監と寮母を置くということになっておりますが、

これは当然校長の監督を受けて寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童の教育に当たる、それから寮母は寄宿舎における児童の世話及び教育に当たる、こういうふうな規定をされているわけですが、既に九十四国会で学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案という形で、寮母に寄宿舎免許状を与える、与えるべきである、こういう提案がされてきて、そのことについては教育職としての位置づけをいけば明確にする、身分、処遇の改善を図る、こういう提案がなされているわけであります。

そこで、今回の提案の中では、この寮母の資格の問題、このことについては一応触れてございせんが、提案者の方はその辺はどういうふうにお考えになつておられるのか、それから、さつき申し上げましたようないわば寮生活の教育的な位置づけといえますか、そのことについて考え方を聞かしていただきたいと思います。

○馬場議員 これは先ほど答弁いたしましたように、我が党としては、寄宿舎というのを今おっしゃいましたとおり、特に障害者にとりましては生活指導そのものが教育ですから、そういう意味で、教育の場として寮母さんを寄宿舎教諭というところに位置づける、こういう考えでこの法律を出しているわけです。しかし、その今の寮母を寄宿舎教諭とするのに対しては、学校教育法の一部改正、教員免許法の一部改正、このことを我が党は、その法律案を衆議院に提案しますと同時に、参議院にその法律案を提案いたします。そして寮母さんの身分確立を寄宿舎教諭として図つていこう、こういう対策を立てておるわけでございます。

○田中(克)委員 それはわかりましたが、同時に、先ほど申し上げましたように、山原先生も触れられました、要するに重複障害を持つていた子供をどうしてその重複と認定するか、このことが大変、今回の改善策をもつてしても、この問題を解決しないと本当の問題の解決にはならない、こういうことは言えると思うわけであります。

そこで、学校教育法施行令二十二条の二に「法第七十一条の二の政令で定める盲者、聾者又は精神薄弱者、肢体不自由者若しくは病弱者の心身の故障の程度は、次の表に掲げるとおりとする。」というふうな規定になっておまして、盲・聾・精神薄弱・肢体不自由・病弱と、こうそれぞれが決められて、心身の故障の程度というのが規定がございします。さつきも触れられましたように情緒障害とか自閉症というふうなものを持つていた子供の場合同に、この二つ以上の障害を持つていた子供が重複児であつて、これらは情緒障害や自閉の障害を持つていてという、障害をあわせ持つていた子供が多い状況の中で、これが現実には重複障害児として認められていない、こういう措置の仕方によって、せっかくこの重複障害児一人を三人と見るという規定になっておりましたが、この認定の仕方そのものが大変重要な問題になってまいります。

〔船田委員長代理退席、委員長着席〕

そこで、昭和五十年三月三十一日に文部省初等中等局長安嶋局長あてに、特殊教育の改善に関する調査研究会の会長さんからの報告が出ていたわけでありまして、その中でも、「本報告でいう「重度・重複障害児」には、これまで「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等で定められている重複障害児（学校教育法施行令第二十二條の二に規定する障害者を2以上あわせ有する者）のほかに、発達的側面からみて、「精神発達の遅れが著しく、ほとんど言語を持たず、自他の意思の交換及び環境への適応が著しく困難であつて、日常生活において常時介護を必要とする程度」の者、行動的側面からみて、「破壊的行動、多動傾向、異常な習慣、自傷行為、自閉性、その他の問題行動が著しく、常時介護を必要とする程度」の者を加えて考えた。」というふうな、やはりそこまで範囲を広げて考えないとならぬじゃないかというふうに、その当時から既に言われているわけであります。

だとすれば、国際障害者年を経て全体の行動計画が立てられて、障害児教育の前進を図るという方針が出されて十二年計画も出てきていると思うわけでありますが、問題は、こういうことになってまいりますと、この学校教育法の二十二条の二で決められておりますこの障害の規定を、やはり施行令の範囲を改めていくべきではないかというふうに思いますが、このことについては文部省はどう考えているのでしょうか。

○高石政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、具体的に自閉症、情緒障害児というものの判定を客観的に行うということがまず前提にないといけません。この問題については、まだ今の状態では、こういう子供は自閉症であるという医学的にも共通な判定、だれが見ても客観的な判定というふうなことができないという状況にあるというふうな言われております。したがって、先ほどお読みいただきましたようなことに留意をしながら、現在の中で考えております精神薄弱とか病弱であるとか、そういう中の運用でそれをカバーしていくということで、現在の時点で対応してもらいたいというふうに思っております。

したがって、自閉症や情緒障害児とほかの障害をあわせ持つた者が全く救えないというのではなくして、今申し上げましたような項目の運用によって対応できるのではないかとこのように考えておられて、そういう客観的な物差しができて上がつて、それからそれで結構だというふうにならないと、これをいきなり自閉症の子供であるというふうな認定をするのは、非常に慎重でなければならぬと思つておるわけでございます。

○田中(克)委員 認定には慎重を期さなければいけないと思つて、また、そういう今言われまふような極めて実態に即した弾力的な運営といひますか、そういうものの中で救つていくということとを最大限に生かして、実態に即した指導をひとつ私どもは大いに期待をしたいわけでございします。

時間が迫つておまして、若干あと問題があり

ますのでお伺いしたい、こう思うのですけれども、文部省の考え方からすれば、盲・聾及び養護学校の事業というのは、これは当然学校教育法の定めた学校の事業に当たるわけでありますけれども、労働基準法との関係、これからいいますと、労働基準法の八条の十二号に教育の事業というのがありまして、いわば今申し上げましたように、当然学校教育に関する事業というのはこの十二号に定める教育の事業だ、こういうことになるかと思うわけです。しかし、これらの学校に設置されている寄宿舎の事業というのは、この場合第十三号の保健衛生の事業に該当する、こういう解釈に文部省はしているようであります。これは労働基準局もそのようでありますけれども、したがって、そういうことになりましたと、労働法の六十二条四項の規定によつて寮母の深夜における勤務も可能だ、こういう解釈を引き出すためにこうなっているというふうに思います。

私がお伺いしたいのは、十二号の教育の事業でなくて、十三号の保健衛生の事業に該当するという解釈になぜしているのか、これは文部省も労働省もおいでになつていいますから、双方にお伺いをしたいわけです。

○野崎説明員 先生御承知のとおり、労働基準法の適用対象というのは八条各号に分けて適用しているわけでございますけれども、これはそれぞれの事業における労働の態様によりまして労働時間等の規定の適用を異にする必要がございますので、そういう見地から分けていっているわけでございます。

お尋ねの盲学校、聾学校、養護学校に設置されております寄宿舎につきましては、そこでの児童生徒の起居等の日常生活の世話であるとか、生活指導等を行うことを主たる業務としていふふうにお伺いしておりますが、そういう場合、労働の態様というのは、二十四時間その業務を継続する必要がある態様でございます、通常の組織的な意味の学校教育とは労働の態様を異にしておりますので、従来からこれにつきましては第十

三号の事業、これは「病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業」というふうに分類されておりました、病院、社会福祉施設等がこれに当たるわけでありますけれども、そちらの方に分類して労働基準法を適用しているところでございます。

○高石政府委員 寄宿舎における養育というのは、ある意味において教育的な機能も当然持つ。それから、今労働省からお答えいたしましたように、日常の生活の世話とか生活指導、そういうような面を持つていふようなことでございまして、基準法の解釈をいたしまして、どちらの事業形態として考えることがより実態に合うかという観点で、基準法で言う八条第十三号の事業に該当するとして解釈をしてきているわけでございます。ですから、そのことと寄宿舎における養育に教育的な中身を持つていふ、いないということとは直接の関係はないと思うわけでございます。

○田中委員 勤務の実態からしますと、これは当然宿直の状態になっておりまして、調査によりますと、現実にも各県とも宿直手当というように形で三千円内外の手当を支給しているわけですが、しかし、厳密に今言うような解釈に基づく、宿直というだけでは夜間勤務であるという解釈に、この条文からいくとそういうものは成り立っていない。また、そうさせなければならぬから十三号を適用してそういう解釈にしているのだから、そういうことは想像できるわけであります。

そうなりますと、私はそのことが問題だということではなくて、要するに勤務の実態がそういう実情にあるわけでありまして、中には、私が調べたところでは、この寮母さんの数が小規模なところでは六名というところもありまして、一週間のうちに二回宿直をするのではなくて三回も回つてくるという実態のところもあるような実情であります。そうなりますと、勤務が非常に重い負担になるという実態が出てまいります。したがって、これを夜間勤務だ、こういうことで、これにこういう勤務の実情を押しつけているとい

うことになってきているわけでありますけれども、しかし、一方で宿直手当という形のものも支給してそれが済まされているということになりますと、これは大変矛盾ではないか。その辺の関係が明確にならないから、例えば夜間の勤務であるという解釈に立つとすれば、先ほどからの質問者の中にもいろいろ指摘されておりますように、夜間子供の見回り、あるいはなんか発作というやうなものもたくさん起こる場合もある。そうなりますと、これはもう通常の宿直ではなくて明らかに勤務の状態になるわけですが、そうした場合に、こういう断続的に勤めさせられる時間というものを勤務時間に入れていくという考え方、こういう措置の仕方も一つはあろうかと思うわけですが、厳密に教育の事業だということになれば、宿直ですから一週間に一回、こういうやうなことで問題は一気に解決して負担は非常に軽くなるわけですが、逆に言えば、それは実態にはそぐわない、それは寮母さんとして現場で子供を見るわけにいかない、こういう問題になってきますので、私は、そういう点はひとつ十分に労働省と文部省の間で協議をされて、実態に合った対応の仕方というものをどうすべきかということ、もう一度検討し直す必要があるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、その辺については文部省、いかがでしょうか。

○高石政府委員 寮母の夜間の勤務の形態は、実態が断続的勤務形態だと思っております。したがって、そういう実態に着眼いたしまして宿直勤務という形をとっているわけですが、それに対する宿直手当というものを支給するという仕掛けにしておりました、全く寝ないで昼間と同じような、断続勤務でないというふうにするのがむしろ実態にそぐわないのではないかとこのように思っています。ただ、そういう形態について、寮母の勤務条件がいろいろの意味での過酷な負担にならないようにというやうなことで、定数の改善とか、そういうものは当然として努力していかなければならないことは当然と思っております。

○田中委員 勤務の時間帯を見ますと、八時四十五分から十七時十五分までの八時間勤務、それから十時から十八時までの八時間勤務、十五時から二十二時まで七時間勤務という形で、いわば二十二時から五時までが宿直の時間帯に相当する、こういう勤務の形でいっているようです。したがって、この状況で繰り返されていくということになりますと、大変宿直者にとりましては二十二時から五時までの宿直で、それが終わつてまた後五時から十二時二十分までの勤務が続く、こういうやうな状況が反復されるわけでありまして、大変寮母さんたちの勤務の実情というのは厳しいというやうな報告を私受けてきたわけであります。

特に労働省の労働基準監督官の係官の方は、寮母の勤務というのは宿直とみなさない、夜間勤務だ、そして夜間勤務の回数というのは監督の対象外だ、こういうふうな説明をしているようだけれども、そうすると、今さっきお話ししましたように、こういう激しい勤務で、場合によれば、六人なんという編成のところは、実際には一週間の間に三回回る場合も出てくるということになります、こうなりますと、いわばこれは監督の対象外という理解でそのまま放置されるわけだけれども、労働省はそれでもよろしいと、こういう解釈でしょうか。

○野崎説明員 寮母の方の夜間勤務でございますけれども、今お話ございましたように、おおむね十時前後から翌日の午前五時前後まででございます、その間は通常の労働というのとはほとんどない、見回りとか夜尿の起こしとか、そういうやうなごく限られた業務のみであるというところでございまして、そういうやうな実態にございませう場合は宿直ということで私どもの方で許可をいたしているわけでございます。

今御指摘のやうなケース、私どもの者がどういふやうなお答えをしたかちょっと正確にはわかりませんが、あるいは夜間に急に病氣の方が出たというやうな場合に通常の業務と同じ業務に従事す

る場合もあるかと思ひます。そういう場合には、その部分の時間につきましては宿直ではございませんで通常の労働として処理していただく、そういう扱いにいたしてあります。

いずれにいたしましても、夜間の勤務全部を含めまして、宿直の場合、あるいは今言つたように通常の労働とみなされる場合、そういった場合全部含めまして私どもは監督指導の対象にさしていただいております。

○田中(克)委員 今、勤務の実態からして普通の場合と違ふ、こういう解釈に立つて許されるという御答弁をいただいたわけでありまして、けれども、実態は、先ほどから幾人かの質問者の中で、寮母の生活実態あるいはまた教育的任務の重要性、こういう問題が指摘をされておりますように、夜間そういう障害を持った子供を見ながら宿直をするという状況になれば、それは通常の宿直とは違つた勤務の実態というものがいろいろある形で負担として出てくる。その出てきた部分というのを、いわば負担を軽くしていくような形で勤務時間に認めさせていくという形でこれに対応しない、今言うような形で、労働省の見解に基づいてそれはそれでよろしいのだということになりますと、その解釈に依じた文部省の対応というものが従前のように許されてしまふ、こういう形になりますので、私は、そこをもう少ししきちつとしてもらいたいと思ふのですけれども、そのことについて労働省は前向きに取り組んでいただけますか。

○野崎説明員 宿直の許可をいたします場合には、まず通常の労働の延長と認められるようなものは許可しない、あるいは夜間に十分な睡眠がとれるということを前提にして許可をいたしているわけでございます。そして、回数につきましても、原則として一週間に一回というのを原則的な基準にいたしております。

先生お話しのように、これはこういった寮母、それから社会福祉施設の保母等の方も同じような問題があるわけでございますけれども、確かに通

常の場合に比べてまして緊張度が高いということは事実であるかと思ひます。そういう意味で、週一回という基準をできるだけ厳しく守つていただくように、私どもの方も文部省の方にお願いしているわけでございます。定員が充足されないというような事情でそれを超える例も間々あるようございまして、そういう点につきましても、今後はとも監督指導に努めてまいりたいというふうに考えます。

○田中(克)委員 いろいろ御質問申し上げたいことはたくさんあるわけですが、時間がなくなつてしまひまして、すでに通告もいたしておりました。ただ、今はしつた形で申し上げましたけれども、いろいろ細かい問題点があるがゆえにこの立法をあえて社会党が今国会に提案している、こういうことであります。そういう点は浮き彫りにされてきていると思ひますので、私は、ぜひ本委員会委員各位の御協力をお願い申し上げて、提案者の答弁を一言いただいて、終わりたいと思ひます。

○馬場議員 寮母の勤務の問題ですけれども、確かに労働基準法八条の十三号で、これは矛盾しておると私も考えております。実際、寮母さんは昼間は教育職に位置づけられておるわけでございます。給料表も教育職給料表(二)の三等級をもらつておるわけですから、教育調整手当ももらつておるわけでございます。昼間は教職だ、夜は十三号でもって夜の勤務ができる看護婦とか養護施設と同じだ、これは完全に矛盾しているわけでございます。私も、私どもとしては、やはり寄宿舍教諭というところに位置づけ、そういう考えでこの法律を出してある。そうしてその勤務問題も解決したい、こう考えておるところでございます。

今おつしやいましたように、この法律は五十四年に最初出しましてから三回出しまして、三回審議もいたしておるわけでございます。憲法、教育基本法によりまして、個人の尊厳が理念で、やはり障害者の尊厳というものも、これを保障す

るような教育というのは当然与えられなければならないわけですし、世界人権宣言、国連障害者年の年に国会決議もやつておるわけでございます。これだけ、五十四年からいいますと五年間、そして三回の委員会でも審議していただいております。でございまして、どうぞ委員の方、十分審議をしていただきます。一日も早く――これは先ほど言いましたように九万人の障害児がおりますし、五万の教職員が健康被害で悩んでおるわけですし、四万万人の障害者が見守つて希望しておるわけですから、一日も早く成立させていただきますように心からお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

○愛野委員長 午後一時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分再開
○愛野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中西續介君外二名提出、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。藤木洋子君。

○藤木委員 公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の提案をされました提案者の御努力に敬意を表明し、質問させていただきます。

今日、幼稚園、保育所は、ともに幼児の心身の健全やかな発達に必要な多様な環境に富んだ活動を保障し、学校へ入学してからの教育の基礎を築く就学前教育施設として重要な役割を担っておりますが、この幼児教育におきまして公立幼稚園が果たしてきた役割はどのようなものであつたか、提案者にお尋ねをいたします。

○中西(續)議員 お答えします。

幼児教育は、子供の未来を左右する大切な役割を持つております。特に人格の土台を築くのが幼児期でありまして、重要視されなければなりません。幼児一人一人の発達段階に依りて個人指導やグループ指導、活動内容別指導など、就学前教育は創意を凝らして行われる必要があり。また、非行や自殺が低年齢化している今日、現に四、五歳の子供でも親子関係のひずみを背負ひ、これまでにない内向性の子供、情緒不安定の子供、自律できない子供、甘え過ぎの子供など、心の病を持った子供が、程度の差こそあれ、多くいるわけであり。これらの子供のカウンセリングの役割も幼児教育で重要であります。

公立幼稚園は、私立に比べ若干数こそ少ないものの、幼児教育に果たしておる役割というものは大変大きなものがあるわけであり。文部省や都道府県、市町村の依頼にこたへての教育研究や幼稚園教員の養成に当たつた教育実習生の受け入れなど、幼児教育の指導的役割を果たしてあります。

このように、幼児教育の内容を向上させるためにも、公立の拡充というものは大いに推進をされなくてはならないと思ひます。特に私立幼稚園経営の成り立たない過疎地域などにおきまして、この公立幼稚園の果たす役割というものは大変なものがあるということを申し上げておきたいと思ひます。

○藤木委員 この点、文部省は、公立幼稚園が果たしてきている役割についてどのようにお考えでしょうか。

○高石政府委員 先ほどお話がありましたように、幼児教育の振興に、地域の実態に応じてそれぞれの公立幼稚園が設置されて、大きな役割を果たしてきていると思ひます。

○藤木委員 幼児教育における公立幼稚園が果たしてきた役割が極めて大きいものであることは、私も全く同感でございます。

文部省はこの幼児教育の計画的整備を進めるために、昭和四十七年度から十カ年計画、幼稚園教

育振興計画をどのように遂行してこられたのか、具体的に述べていただきたいと思ひます。当初の到達目標に対してはどうであつたか、その辺も含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○高石政府委員 四十六年につくりました幼稚園教育振興計画では、最終的には四歳児は六八・一%、五歳児については七〇%まで就園率を上昇させたいという計画のもとに年次計画をつくつてまいつたのでございます。その結果、昭和五十七年度の時点で申し上げますと、五歳児につきましては幼稚園に就園している者が六四%、保育所に入所しておりますのが二九%、合わせますと九三%、それから四歳児で幼稚園に就園しておりますのが五一・五%、保育所に行つておりますのが三〇・四%、合わせますと八一・九%という状況になつてゐるわけでございます。

○藤本委員 今のお話でしたら、どれだけ就園させるかという計画だけだったように受け取れるのですが、十年計画はそれだけでしたか。それ以外には計画はございませんでしたでしょうか。

○高石政府委員 そういふ計画のもとに四十七年度から十年計画を立てまして、その幼稚園をつくるに必要な施設に対する助成をするというような対応を講じてきてゐるわけでございます。

○藤本委員 その中で、公立幼稚園が実際に整備が進められてきた率というのがわかりますでしょうか。私立幼稚園と双方合わせておつしやつていられると思うのですが、いかがでしょうか。

○高石政府委員 この十年計画で、最終的に公立幼稚園とそれから私立幼稚園とが、どういふような比率でどう伸びていくかというのを厳格に分けることは、非常に難しいというふうに考えてきてゐるわけでございます。したがひまして、公立幼稚園、私立幼稚園全体を含めて、最終的な就園率を高めていくという対応を講じてきてゐるわけでございます。

そこで、実態として、公立幼稚園につきましても、計画では約三百園前後、三百から五百園前後の公立幼稚園を施設計画として助成をしていくと

いう計画を持つてきたわけでございますが、実績としては、五十六年度になりますと二百七十園程度というふうな形で、当初見込みました公立の設置率というのは、当初計画に比べますと実績は下回つてゐる。これは、それぞれの地域の実情、公立幼稚園の関係、それから保育所の関係、そういうものがかわり合つておきますので、やむを得ない状況かと理解してゐるわけでございます。

○藤本委員 私が伺ひましたところによりますと、この十年計画の期限が過ぎましても、なお文部省としてはその目標を目指して努力をしてこられたというふうに向つておりますが、そうですか。

○高石政府委員 今後も現在も、公立幼稚園の施設についての助成というのを予算上、措置しておりますので、それぞれの地域によつて、幼稚園をつくりたいというところの公立幼稚園、私立幼稚園がございまして、助成の措置を講ずるようになつてゐるわけでございます。

○藤本委員 ただいまの御答弁を伺つておりましても、入園希望を満足させるための施設を公的に保証する公立幼稚園、これを、どちらかといふと抑えて、私立に依存をしてきたということじやないかというふうに思ふわけですが。

この幼稚園教育の振興計画の、文部省が進めてきた遂行状況について、提案者はどのような見解をお持ちか、述べていただきたいというふうに思ひます。

○中西議員 今文部省の方からお答えございましたけれども、十年間の計画を見ましても、その具体的達成状況につきましては不十分であるというところは、かつて、昭和五十年の行管庁の勧告の中身を見ましても、大変不備なものがあるというところが明らかになつております。

これを見ていただきますとおわかりになると思ひますけれども、特に設置基準等について、調査対象百七十五園、そして公立八十七、私立八十八園を調査いたしております。その結果、いろいろたくさんございまして、一口で申し上げま

すと、結局無届け学級がたくさんあるとか、あるいは面積の適合しておるもののはこのうち三園のみだとか、さらに私立におきましては、二十七都道府県におきまして認可定員を二・三倍も超えておるといふように、指摘をするとたくさん問題があるわけでありまして。

これに見受けられますように、国の施策として本当に幼稚園教育を重視しておつたならば、必要などところに必要な規模の園を設置できるように、適正規模の園をそこに配置することができたのではないかと思ひますけれども、こうしたことが、当時は園の数が少ない、あるいは入園希望者が多いといふことを理由にいたしまして、無計画にどんどんつくり上げていったという経過があるわけでありまして。したがつて、本来ならば、こうして少なくともつくる時期に、十分な計画の中で立案されておるならば、今こそこうした、私たちが提案申し上げてゐるような園の教員一人当たり二十五名だとか、あるいは三歳児であるならば二十名というように、幾つかのそうした条件に適合させるように整備が進むわけでありまして、こうした面の不十分さが今大きく問われ直しておるといふことが言えるのではないかと思つております。

以上です。

○藤本委員 極めて不十分だという御批判はごもつともだと思ひます。その点で、今重要なことは、振興計画の遂行が、人生の出発点とも言える幼児期、幼稚園期の二度とないこの時期に、より豊かに、より健やかに育てる幼児教育にふさわしいものになり得ていないその要因の一つは、幼稚園設置基準があくまでも基準であつて、法的整備がなされてないからではないかというふうに思ふわけですが。

そこで、定数法についてお伺ひをいたします。法律案のクラス定数を四、五歳児で二十五人以下としてゐることは私も当然のことと思ひますが、二十五人以下にする根拠と、そしてその意義について、提案者から御説明をいただきたいとい

うふうに思ひます。

○中西議員 根拠の一つというものは、一九六一年の国際教育会議の勧告によるものが一つであります。この中には、二十五人以下が望ましいという、こうした勧告がされてゐます。しかもこれは、日本の場合であれば、文部省も賛成をしておるはずであります。

さらにまた、今の設置基準四十名につきましては、一人の保育者、教員の掌握できる人数ではないといふことであります。特に諸外国に比べてこの点が大変おくれつておるわけでありまして、前回のこの場における文部省の答弁の中におきまして、フランスであれば三十五人以下、西ドイツ二十人、イギリス三十人以下など、さらにまた、スウェーデンの最大二十二名あるいはデンマークの最高二十二名など、すべての先進資本主義諸国と言われるところにおきましては、四十名という基準というものは常識を外れておるとしか言ひようがないわけでありまして。そうした点から、幼児教育というものは人間教育の基礎をなすものであるといふことを基調にいたしまして、無限の可能性を秘めた幼児に行き届いた保育の充実を重視すべきであらうと考へ、こうして二十五名というものを提起をいたしました次第です。

○藤本委員 二十五人以下にするということは、非常に積極的な意義を持つております。共産党も、一九七四年の七月に「乳幼児の豊かな発達のために」という緊急提案を発表いたしました。四、五歳児についての二十五名以下というこの御提案は私どもの党の考え方に近いものでございまして、同感でございます。

そこで、クラス四十人というものが、提案者の方は今そのことに対する御批判をなさつたわけですが、けれども、幼児教育として適切な数だと文部省はお考えなのか。四十人規模が就学前教育にとつて好ましいのか、好ましくないのか、いかがでしょうか。

○高石政府委員 幼稚園の設置基準では、御指摘のように一クラス四十人以下というのを一応基準

に決めているわけでございます。これはどの程度が最も合理的かというの、いろんな考え方があられると思います。ただ、現実的に幼稚園を運営する際に、公立のみならず、私立幼稚園が現在七〇%以上の比率を持ってきているわけでございます。したがって、そういう経営上の観点というの、当然考えていかなければならないというところから、三十一年当時、幼稚園設置基準をつくる際に、一体一クラス幾らにしたらいいかということ、四十人というのを目安に置きまして今日まで運用されているのが実態でございます。もちろん、この四十人がベストであるというふうな考えているわけではございませんけれども、いろんな財政状況その他も判断して、改善していくとすればどういう手順、どういう方法でやっていくかというのを幅広く、私学の関係者の意見も含めて聞いていく必要があると思っております。

○藤木委員 今の御答弁ですと、現状がこうだからということでお答えになったわけですが、私も、幼児教育にとつて四十名規模が果たして好ましいのかどうか。ベストではないというふうな言われましてけれども、好ましいわけですか。ベストではないけれども好ましい、どうなんですか。その点、好ましいのでしょうか、いかがですか。

○高石政府委員 四十人というのが好ましいクラスでないというふうには思っておりません。もちろん、それだからといって四十人がベストでこれが一番いいんだ、そういうふうにも思っていないわけでございます。

○藤木委員 それでは回答にならないのです。じゃあどのように思っているのか。そういうことに対する見解を全く持たずに、四十人という基準をつけているというだけだ答弁をしていただいているのは困ると思っております。

○高石政府委員 三十一年当時、設置基準をつくる際に、例えば四十人を超えて五十人とかないしは四十五人とか、いろいろなクラスで教育が行われていた実態があるわけですから、その当時

の背景として四十人でもって編制するという設置基準を、目標を掲げてつくったわけでありまして、だから、世の中というのは、そういう状況を踏まえて前進させていくという対応でやってきているわけでございます。その四十人をつくったというの、非常におかしい基準であつたというふうには思っていないわけでございます。

しかし、今後新しい幼児教育の展開を図る際に、四十人をもつと適正、いい規模にしているかどうかという意見があることは十分承知しております。そういう面を検討する際には、いろんな財政状況ないしは私学の経営の状況、そういうことも考えてやっていかなければならないということも答弁しているわけでございます。

○藤木委員 ただいまの御答弁では、私の質問の趣旨がわかりたいではないかと思ふ。四十人かというふうにも思ふのですが、ここで立ちどまろうとは思いません。しかし、四十人を決めるときには、どういう考え方でその基準を持つかという、それに対する意義とか根拠というのをやはりお持ちになつたんじゃないかと思ふのです。それを抜きにして四十名に決めるということはあり得なかつたと思うのです。私はそのことを問わしていただいたわけですから、結構です。

十年計画を立てたときは、幼児が増大する中で私立に依存してこの計画を進めてこられました。けれども、今幼児は減少期に入つております。減少期に入つてきていることは、また一クラス幼児数を減らす条件が整つてきたというふうに見るべきじゃないかと思ふのです。その点で、二十五人以下のクラス編制にするために園舎を増設しなくても、また教員を増員して対応しなくてもいいわけ、チャンスでもあるわけですね。最もやりやすいはずですから、文部省はこれに對してどのように考えておられるのか、お聞きしたいと思ふのです。先ほどの四十名の基準といふのは、お読みいただいたらわかりますように、決して四十名でなければならぬとは決めていらつしやらないでしょう。四十人以下とい

うふうに決めていらつしやるはずですよ。その辺をちよつと補足させていただいて御質問をする次第です。今の時期に定数を減らすことはできないか、その点どうですか。

○高石政府委員 園児が減少する機会をとらえてその内容の改善を図るということは、一つの基本的に考えていかなければならないことだと思ふます。そういう意味ではチャンスでございます。

ただ、実態は、幼稚園の教育は七割五分、八割近くが私立幼稚園によつて経営されている。公立だけで議論しますと、教室も要らないじゃないか、それから人数もふやなくていいじゃないかという議論になつていくわけでございます。しかし、私立幼稚園の立場になりますと、クラス編制を二十五人にすればそれだけ保護者の負担を増大しなければならぬ。理想としてはそういう方向に行くのが望ましいと思つても、そういうものとのバランスを考えて対応していかなければならぬというところから、そういう私学関係者の意見も十分聴取していかないと、公立だけのことを考えて幼稚園教育に対する学級編制を考へるというわけにはいかない、そういう意味のことを申し上げて

いるわけでございます。

それで、四十人以下にするというのは一つの最高のリミットとして考えたわけですが、したがって、四十人でなければならぬということではないんで、実態としては三十人のところもございましょうし、三十五人のところもあるというのが実態であると思ふます。

○藤木委員 そうなりますと、文部省はこの減少期に幼児教育をどのようにして充実させようというふうにお考えになつておられるのか、そういう具体的な政策についてお持ちでしたらぜひ御説明をいただきたいと思ふます。

○高石政府委員 最近、幼児教育の教育要領の見直しのための協力者会議を発足させて、今後の幼児教育についてどうあつたらいいかということについて議論をしていただくことになつていまして、いろいろな議論を踏ま

えながら、そういう議論の中から学級編制の問題、それから今後の環境の変化に対応する幼児教育のあり方というものがあつたらいいかという、望ましい方向というものを抽出していただけないかと思ふます。そういう内容を受けまして、文部省としては施策に反映していきたいと思つております。

○藤木委員 それでは、まだ政策化はされていないわけですね。まるでそれでは政策がないと言わなければならぬのじゃないかというふうな思ふわけですから、文部省の御答弁としては、私、とても残念に思ふます。本当にいいかげんな話だといふふうにも思ふわけですが、財政事情が悪いのは確かにそのとおりです。ですから、今お出しになつていらつしやる提案が極めて困難ではないかという考え方であるとか、果たしてこの法案が現実的なのかという疑問もあるわけですが、この法案が実施可能あるいは実行可能なのだという点につきまして、提案者から御説明をいただきたいというふうにも思ふます。

○中西(總)議員 幼児教育の重要性は既に申し述べたとおりでありますけれども、単に財政事情を理由にいたしまして否定をするという見解があるやうでありますけれども、国民の強い要求にこたえているとは言えないわけでありまして、これまで幼児数に比べまして園数が少ないために、学級定数の引き下げは幼児を締め出すことにつながるおそれがありましたけれども、現在園児数の減少傾向が続いておられるわけですから、この心配は少なくなつてまいつてます。

したがって、一クラス二十五名以下の達成への方法は、提案理由にもありますように、五年間かけて達成をしようと考えておられるところです。この年次計画につきましては、幼児人口の減少を考慮いたしまして文部省で行政的に責任のある計画を立てていくべきだと思ふますが、その際に、先ほども討論ございましたように、何と申ししましても、幼児教育を今後どう拡充あるいは充実さし

ていくかという基本的な考え方がないと、そのときだけの計画になってしまひまして、全くそれらに具体的に対応する中身になり得ないまま終わる可能性があるわけであります。そしてそれは、先ほども言われておりますように、父母の負担が加重していくということを理由にすれば、しなくてはいい議論になる可能性だつてあるわけでありますから、少なくともそういうことを言つておる文部省であれば、今ますます教育予算を削減しておるわけですし、そして父母の負担があるいは受益者負担に切りかえていこうという、こうした考ええ方があるわけでありますから、私は、そのこと自体をまず第一に反省をしていただくと同時に、今申し上げたように、これが非行問題、若年における非行問題等発生件数が多くなつてきておるといふこと、その原因がどこにあるかということを考えて合へた場合に、私たち、今、幼時期における教育を最大の目標にしていくというくらいは決意できないでいるのか、こう考えますので、この点はぜひ係数等については文部省の方にお聞きいただければと思つております。

○藤本委員　今、幼児教育がいかに大切かということも非常に力を込めておっしゃったわけですが、この五カ年計画では、やれる条件の整ったところから順次行うということで、機械的に今すべてに当てはめて着手するということを求めてはいらっしゃらないわけですから、極めて現実的な配慮が盛り込まれているものであるということが言えるというふうに思います。

そこで、次に公立幼稚園教員の給与の問題についてお尋ねをいたします。

幼稚園教員の給与は、小中学校と同じように教育職(第三表)の適用がされてしかるべきですが、実態的には必ずしもそうなっていない状況がこの間ずっと続いております。提案者はこの点をどのように考えていらつしやるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○中西(續)議員 御指摘のとおり、幼稚園教諭の

賃金につきましては、教育公務員特例法によりまして国立を基準に決められることとされておりましても、教育職員俸給表(三)表相当の給料表が適用されなければならない、こう私たちは従来から申し上げてきておるところです。文部省もこの趣旨に沿いまして何回か指導をいたしておるようでありますけれども、まだまだ不十分な実態にあるわけであります。その結果は、市町村数におきまして、適用されておるところが一八・二%、それから幼稚園数で三九・二%、教員数で四三・二%であります。しかし、教育職(三)表相当の給料表が適用されていない、このことからいたしまして残念な実態にあるということが言えるわけであり
ます。

それで、ILOあるいはユネスコの教員の地位に関する勧告も、「給与は、教員の地位に影響を及ぼす諸種の要素中特に重視されるものとする。現在の世界の情勢では、教員に認められる地位又は敬意、その任務の重要性についての評価の程度等の給与以外の要素が」云々とございまして、教員の置かれてある「経済的地位に依存するところが大きいからである。」と指摘しております。したがって、適切なこの給与など労働条件が幼稚園の教育にとつても大変重要でありますから、私たちは、幼稚園教員に教育職(三)表をすら適用されておられない実態というものを早急に改善をさせなくてはならない。したがって、文部省としては、行政的にもそうした点についての指導を強めていただくことが今最も重要ではないか、こう考えています。

○藤木委員 文部省はその点、どのようにお考えでしょうか。これまでの国会では、教育職(第三表)の適用の必要があると繰り返しお答えになっておられるわけですが、重ねてお伺いをいたします。

○高石政府委員 この点につきましては中議員の御答弁がありましてとおりでございます。文部省としては、教育職俸給表(三)表が適用されることとが適当であるということで、各都道府県に対して指導を重ねていくところでございます。

○藤本委員 きょうは人事院にもお越しをいただいていと思うのですが、人事院の方の御見解はいかがでしょうか。

○藤野説明員 国家公務員の場合におきまして

は、国立大学の附屬の幼稚園がございしますが、これにつきましては、先生お話しありましたように、小中教員と同じ教育職俸給表(三)表を適用しております。これは、学校教育法におきまして、幼稚園は学校教育の一環といたしました教育活動を行う教育施設であるということ、それから、その教員につきましては教育公務員特例法の適用がありまして教育公務員であるということ、それから、その必要といたします免許資格の面におきまして小学校教員とほぼ同様となっている、こういうことからそういう適用をしているわけでございします。

今先生御指摘のように、そういう意味で、地方公務員につきましては、私ども直接ではございませんが、国におきます幼稚園教員について適用しております理由をよく十分考慮の上、適用していただくのが一番適当と考えております。

○藤本委員 文部省にお尋ねいたしますけれども、それでは教育職の俸給表を採用している自治体は、最も新しい資料によるとどのようになっているか、ちよつとお知らせをいただきたいと思うのです。全国で自治体にして幾つぐらゐるのか、その数と、それから職員の数にしたら何名ぐらゐになつてゐるか、また(三)表の適用ではないけれども、特別手当など何らかの、第(三)表に相当するところまで近づけるための措置をとつておられるところもあると思うのですが、それが全体に占める割合は大体どうなつてゐるか、それは職員の数ではどのくらいになつてゐるか、ちよつとお知らせをいただきたいと思ひます。

○高石市政府委員 教育職(三)表の適用されている總体の状況は、先ほど中西議員がおっしゃった数字と同じでございます。具体的には、市町村の数では一八・二％の二百八十一、幼稚園の数では三九・二％の二千三百九十二、教員数では四三・二％の

一万八百七十七というような状況でございます。それから、これに準ずるような形という俸給表の実態は詳細につかんでおりませんので、そこまでの分析をしておりません。

○藤本委員 これは近年の動向といいますが、こ
こ数年の間にどんなふうに変化しておりますか。
○高石政府委員 ここ数年の状況ではほとんど変
動がない、変わらない……（藤本委員「何年来で
すか」と呼ぶ）五十一年以来五十八年までの状況
で言いますと、ほとんど変わらない状況でござい
ます。

○藤本委員 変わらないのはなぜなのでしょう。文部省は随分熱心に御指導していらつしやるように先ほど伺つたんですけれども、ふえないと

いいますか、変化しないその原因をどのようにごらんになっていらっしゃるのでしょうか。

○高石政府委員 これは俸給表の問題だけでなく、実は保育所との関係というのが末端の市町村では大変な問題でございます。したがって、保育所の職員とどうバランスをとるかということを市町村の段階では非常に重視されるわけでござい

す。そうしないと人事の交流であるとか、それからいろんな問題というものが錯綜してくるということで、原則的にはそういう指導をしてきているわけでございますけれども、そこが大きなネックになっているということでございまして、それだけに保育所、幼稚園との基本的な問題というのは今後十分検討されていかなければならないと思っております。

○藤本委員 一部に、教育公務員特例法の二十五条の五では基準とするというふうになつてゐるが、基準とするというのは同一でなければならぬといふことではないといふ見解や、その理由として国立の幼稚園の場合の職務内容といふものと公立の幼稚園の場合の職務内容といふのは違ふとか、両者の性格が異なるなどとする意見もあります。文部省としては、この考えに対してどのような思ひをもちおられるのか。こういった考えが文部省が御指導していることにマイナスに働いてはい

ないか、その辺の御見解をお聞かせください。

○高石政府委員 国立幼稚園というものは、いわば研究の機関としても置かれるわけでございます。したがって、一つの研究的なものを深く分析していくというようなことで、教職員の配置につきましても、かなり実質的に質の高い人々を配置して研究していくというようなことをあわせて持つていく実態があるわけでございます。それから一方、普通の市町村に置かれていく幼稚園は、どちらかというと保育所とのバランスで論じられていくという実態があるわけでございます。

したがって、実態が公立幼稚園と国立幼稚園は全く同じような形で運営され、教育されていくと断定するにはちよつと断定しにくい面がある。しかしながら、本質的に幼児教育に従事する、しかも資格も同じであるというように考えれば、給与表の適用につきましてもは教育職給表の(三)表を適用すべきであるという考え方で指導してきていくところでございます。

○藤木委員 ちよつと誤解を招いているんじゃないかと思うんですが……地方公務員法でも第二十四条で「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」とされております。国立であるとかにかかわらず、また幼稚園であると保育所であるとを問わず、幼児教育というのは人間形成の土台、国民教育の基礎となるものです。幼稚園の先生も保育所の保母さんも、ともに幼児教育に責任を負っていることは紛れもない事実です。

本日は公立幼稚園に関する法律案を審議しているわけで、保育所問題にまで私、言及いたしませんけれども、幼児教育はどんな自治体にあっても、また都市、農山漁村であろうとも、またいかなる環境においても、すべての幼児に豊かな全面発達を目指して保障されなければならない、それが幼児教育だというふうに私は思うのです。この崇高な幼児教育に献身的に従事しておられる先生方、この先生方の身分や処遇が高められることこそ、今求められております。

文部省は、幼児教育を重視され、そのことを強調し、力を入れるというふうに出ておられるわけですから、教育(三)表の適用がなされ、教員の身分や処遇、これを改善するよう最大の努力をされる決意を大臣からぜひ述べていただきたい。それについて提案者の方からも御意見を伺って、私の質問を終わりたいというふうに思います。

○森國務大臣 公立幼稚園は市町村の要望、住民の要望によって設立されているものでございまして、先ほどから御議論がございまして、幼児教育にとつて極めて大事な機能を果たしておるというふうに出ておられます。いろいろ御指摘がありまして、私もございしますが、文部省としても、今後十二分に幼児教育に対して振興、充実するよう努力してまいりたいと思っております。

○中西(續)議員 先ほど高石局長の方から答弁があつておりましたけれども、給与問題につきましても、国立幼稚園と市町村立幼稚園の場合にたかとも格差があつてもよろしいかのような答弁がされておりましたけれども、これは私は大変な誤解を招くものではないかと思つております。

特に、今問題になつておりますように、依然として市町村の数で一八%しか教職を適用しておらないという実態がある中でこういう発言がされますと、これはますます地方自治体におきまして、財政が厳しいということも理由にいたしまして、教職適用外のものとして取り扱ひをしていくということになり、一般的にはただ単に幼稚園の教諭の賃金低下を招くだけでなく、他の保育所にもまた、これが国の場合と地方自治体の場合には格差があつてよろしいというふうなことにまで拡大をするおそれがあるわけですね。

したがって、私は、やはりあくまでもこの賃金問題につきましてもは幼稚園の教員の身分というものを明確にした上で、今までもどおり教育公務員特例法二十五条の五に規定をされておるというその上に立つて、先ほど人事院の方が言われましたように、教職としての位置づけの中での賃金をどうするかという、こうした方向を明確にしてお

かないと今後混乱をするのではないかと、また逆に賃金低下をこれから起こす結果になつてくるのではないかとこのことを一番心配するものです。したがって、先ほど御答弁申し上げましたように、あくまでも本法案の学級編制及び教職員定数と別に、給与上の措置については、たとえ本法案の期間がなかったとしたとしても、この点だけは早急に解決すべく努力をすべきではないか、こう考えておりますので、この点を私も強く文部省に要請をいたしまして、答弁を終わらしていただきます。

○愛野委員長 江田五月君。

○江田委員 公立幼稚園定数法案、こういう形で非常に重要な役割を果たしている幼稚園の、それにもかかわらず抱えている多くの問題について解決の道を開いていこうという提案者の皆さんの御努力に冒頭敬意を表し、同時に、こうした議員立法にきちんと審議の場を提供してくださる委員長に敬意を表します。

文教委員会、こうして議員提案を組上にのせて議論をやつていくわけですが、この会風といひますか、政党内閣で言えども、会社で言えども社風、この文教委員会の会風、いろいろ難しい法案を抱えておるわけですが、今後とも大切にしていききたいと思つております。

ところで、幼稚園が大変大切な機能を果たしている、役割を果たしているというところは、これ皆、もちろんだれも疑わない、前提にしているわけですが、それにもかかわらず、一体幼稚園は何をやるところなのか、何が求められているのか、こうちよつと聞き直つていいますか、もう一遍しつかり反省をしながら考えてみますと、これはなかなか難しいんですね。一体文部省あるいは文部大臣、幼稚園というものをどういうものだとお考えなのか。どういふことを期待していらつしやるのか。

例えば、今小学校に入る段階で、学校の側からいえば、余り算数とか国語とかその他の余計なことを覚えなくても来た方がいんだ、もう白

紙で学校へ来ていただいた方がいんだというところがよく言われますし、私もそうだと思うのです。幼稚園というのはそういうものじゃない、そういう小学校の前段階の教育をする場ではない。それならば、いろいろなしつけなどをきちんと覚えて、小学校へ入って入学式が終わつて、その翌日にはもう先生が教壇に立つて何か言え、生徒が皆びしと座つてクラスで授業を受ける、そういう子供になつておいてほしいと学校は思つていのか。どうもそうでもないんだらう、幼稚園というのはそういうことをするところでもないんだらう、それじゃ一体幼稚園というのは何なんだらうかと考えると、なかなかこれは難しい。教育学の教科書でもひもとけばいろいろ書いてあるのかもしれないが、文部大臣、どういふ基本的な見解をお持ちなんですか。

○森國務大臣 幼稚園はどのような機能と目的を持つて存在するか、設置されておるか、それは事務局から必要がございしたらお聞きをいたしたくいたしまして、政治家という立場で私が感じますのは、子供が世に誕生して最初に接するのは母親、そして本当の幼児期の初歩段階といひます。ようか、最初の段階は家庭だろつと思つていふ。そして、そこで恐らく人間として一番基本的なことをやり、むしろ本能をある程度助長させる意味で、家庭の中で子供の育つ基本が身についていくんだらうと私は思ふのです。

学者によると、何か前頭葉と後頭葉があつて、どちらがどうか私にはつきり覚えておりませんが、ソニーの井深さんに言わせると、右と左の脳が違ふんだというふうなことをおっしゃいます。本に別におべつかを使うわけじゃありませんが、少なくともゼロ歳児から三歳児くらいまでは家庭を中心にして人間としての、何といひますようか、心身の発達を助長させるということがまず行われる。したがって、その後幼稚園へ出るといふことは、今江田さんがおっしゃつたように、字を覚えたり学問を覚えるということではなくて、や

はり豊かな情操や思考力や創造性、自律の態度を養う。そして、それはむしろ家庭という自分の身内の人たちによるはぐくまれ方ではなくて、初めて世間と、先生とか友達、別の人たちと会う、自分の家庭と別の人たちと会う。人間形成の中の諸段階の一番大事なところを最初は家庭で、そしてその後は幼稚園の間で、そこが初めての社会生活の一つの初体験だろう、私はこう思うんです。そういう意味で、幼稚園というのは子供たちにとって大変重要な時期である、その中で幼稚園というのは大変大事な教育をしていく機関である、私は政治家の立場でそういうふうな理解をしておるわけでございます。

○江田委員 文部大臣の御答弁が、まさに核心にもうずばり入っちゃったんだと思うんですけれどもね。

教育というのは、一つは、これまでの私たちの歴史の中で築き上げてきたいろいろな知識経験を次の世代に伝達していく、これが教育の一つ。しかし、これは幼稚園教育に恐らくそんなに求められていない、ほとんど求められていない。もう一つ、教育はそういう知識経験の伝達もあるけれども、同時に、社会化といいますが、生まれてきたばかりの子供はもちろん社会人の能力は到底持つてない。次第次第に成長していくに従って人間が社会人として成長していく。これは例えば物の見方も主観的、自己中心的なものから次第に客観化していく、あるいはみんなと一緒に腕が組み合えるようになる、助け合えるようになる、人のことがわかるようになっていく、そういう社会化、ソシアライゼーションと言うんですか、そういうことが一つの教育。人間をコーチしていくといいますが、そういう社会化の過程で一番最初の社会というものの初体験が幼稚園。もちろん家庭も一つの社会でしようけれども、初体験と言うとちょっと違うのかもしれない。

というのもそういう面からひとつ見直してみる必要があるんじゃないだろうかと思うんです。今まではどうも、ともすると、幼稚園に限らずクラスの定数というのは、先生がどれだけの生徒を把握できるか、どれだけの生徒が先生の教育の可能な限度なのかというアプローチが多かったけれども、大きくなればそれもいろいろのかもしれないが、小さなときはむしろ、教師がどれだけの数の生徒を把握できるかということもあるけれども、生徒同士が一体どのくらい数なら自分たちの友達として認識し得るんだだろうか。どのくらい数の友達関係を設定し得るんだだろうか、そういう光の当て方があるんじゃないか。

小学校が四十人学級、あるいは現実には四十人以下のところもたくさんあるにはあるんですけれども、しかし超えているところもあって、四十人学級にした方がいい、しなければならぬということと問題になる。その小学校よりもっと社会化が進んでいない幼稚園の年代で四十人というのはいかにもおかしいんじゃないか、もっと小さな数でなければ、一人の子供にとって友達関係を設定するというのは無理じゃないだろうか、そういうアプローチでこの定数の問題を考える、これは自分でも言うのもなんですが、なかなかおもしろいアプローチじゃないかと思うんですが、どうですか、文部大臣。

○高石政府委員 先生の発想は非常に重要な発想だと思えます。ただ、子供の社会性に着眼して、何人であれば子供が最も有機的に動く単位の集団であるかということ、学級編制を何人にするかをすぐに結びつけることはどうかというふうに思います。というのは、子供の発達段階、例えば三歳児、四歳児、五歳児という年齢差にもよるでしょうし、子供の持っている能力というか、適性と申しますか、それによつての差も出てくるであらうと思うのです。

させるとか遊ばせるといふ場合には、まさに先生のおっしゃる通りに、何人ぐらゐの小集団に分けて子供の学習活動を展開したらいいかというのか、生活活動を展開したらいいかという場合に、大変貴重な御意見だと思ふのです。だから、そういう意味で、やはりクラスをつくる際の今までの基本的な考え方は、一人の先生がどこまで子供に目が届くかという角度が中心になって、そして、今お話のありましたようなことは、学級の学習活動の際にどういうグループ集団に分けて遊ばせるか、活動させるかという場合に大変貴重な意見だろうと思つております。

○高石政府委員 実態はまさにそうでございます。午前八時、九時から始まつたら四時間程度、いわば休み時間というふうなものはなくて、全体的に、幼稚園にいるときに先生方が教育をしていくというか、世話をするというふうな実態でございます。

○江田委員 どうも、それも一つの意見であるけれどもそれだけじゃないと、こういう考え方がどうですかと言うと、それも一つの意見だけれどもそれだけじゃない、それだけですぐに結びつかない、こうなりますと、それじゃ一体文部省は何を基準に考えているのか、そうすると何かわけがわからぬことになってしまふ。それでは私はどうも議論にならぬんじゃないかと思うのですが……

○江田委員 そうしますと、これは幼稚園の先生にとつてみたら――その前にもう一つ確認をしておかなきゃならぬのですが、そういう幼稚園の先生が幼稚園児をどう育てていくことが期待されているのか、全部一斉にまとまつて何かをできるような、そういう子供に育つていくことを期待されているのか、それともそうじゃなくて、まだまだ四歳児、五歳児というところ、授業を始める「起立」と言えみんな一斉に起立をしておき、こうやるのじゃなくて、いろいろなパラエティーがある子供たち、それぞれ個性というか、まだ個性の芽生えぐらいでしようけれども、いろいろな発達段階はそれぞれでいいんだ。生まれつきも随分違うわけですから、四歳児、五歳児でそう同じようにそろそろわけはないので、いろいろな発達段階の、もう芽の子を洗うようにごろごろしている。大きいものもある、小さいものもある。やんちゃなものもある、静かなものもある。そういうそれぞれの子供がそれぞれにパラエティーを持って存在しておる、そういうものでいいので、むしろそういうそれぞれの子供を一人一人大切に温かく見守つて、その発達段階におけるその子の一番いい成長過程に乗せていこう、それが幼稚園の先生に求められていることじゃないかと思ひますが、この点はどうなんですか。

今、グループ指導というふうなやり方もありまして、というお話でしたが、私も幼稚園、ちよろつと行つたのですけれども、私たちのころには恐らく「チイチイパツパ」とか「むすんで ひらいて」とか、とにかくみんな一斉にやらしておればよかった。最近の幼稚園は、どうもそうでもないようですね。一斉に何かをやらせるということではなくて、子供たちがいろいろなことを自主的にというか、自由にやつていく、それを教師が全体としてうまくオーガナイズをしていくという、そんなやり方をやつていられるらうと思うのですが、そういうやり方で幼稚園の授業を組み立てていつて、そして先生方、一日の幼稚園の保育時間が四時間程度ということになっているようですが、四時間程度の間、休みがないというのが実態ですよ。そうじゃないのですか。あつちの方では子供が何具で遊んでいる、そういういろんなたくさんさんのグループが、それぞれいろんなことをやつている。

例えば、今、一クラスで一つの園になっている幼稚園、これはどのくらいありますか。

へ連れていかなきゃならぬ、あるいは病院へ連れていかなきゃならぬ、そういうときにはほ

なくてはならぬということになってくるわけですね。そういうことと同時に、先ほど言われており

ざいます。というのは、幼稚園教育の果たす役割の中に、子供たちだけではなくてお母さん方に

対する指導、アドバイス、それができるとが非常に重要だと思ふのです。したがって、そのなりすすと、自分でそういう子供を育てた経験のある人、そういうことについていろいろな意見を持っている人、そういう者が幼稚園の先生になっていくということが今後やはり大切なことではないかと思ふわけでございます。現状はどうしても若い人ばかりになっております。

それから、男性につきましてもやはり同じような考え方を持っております。そういう意味では、今後幼児教育をどう基本的展開していったらいいか、新しい臨時教育審議会でもいろいろな角度から論議されていくだろうというふうに思っている次第でございます。

○江田委員 そうですね。

そのためには、今の一クラス当たりの定数あるいは先生方の配置の数、クラスの数と先生の数が同じだというようなこと、あるいは先ほどからもお話のありました給与の点、こういうことではなかなか、子供ができたもうやめなければならぬという感じになってしまつて、本当に幼稚園という中ですばらしい先生たちが育つていくということになっていくか、やはりこれは何とか改めていかなければならぬと思ふのです。

幼稚園というものを一体どうしていくのか、私たちも勉強させてもらわなければならぬわけですが、恐らく今どこにも確たる指針がないのじやないだろうか。保育所と幼稚園とをこれからどうするのだという議論も起こってくるわけですから、果によつて保育所と幼稚園のバランスはものすごく差があるわけですね。

こういう状態になつて一体幼稚園をこれからどうするんだ、あるいは今の幼稚園に何を求めるかという点にしても、幼稚園教育要領を見直すという点でも、例えば数量、図形などについて興味や関心、興味や関心だけでなくその中には、量の大小を比べると簡単な数の範囲で数えたり順番を言ったり、速い遅いなどに興味関心とか、

ちよつと学校教育とのつながりがあり過ぎるのじやないかというもので入つていような気もするのですが、幼稚園教育というものをひとつ根本からしつかり見直して、はっきりしたものを打ち立てるといふことを文部大臣にお願いをし、御見解を伺つて、質問を終わります。

○森國務大臣 この国会が始まりましてから、予算委員会あるいはまた文教委員会で、幼児教育の問題はかなり議論をされておるわけでござい

ます。幼稚園教育、幼児教育に対する一つの考え方、私、大体江田先生と一致していると思つております。それだけに、受ける立場に立つてみますと、どうも幼稚園も保育所もみんな何か一緒になつてしまつてゐる。先ほど江田さんは、幼稚園教育の定数の物の考え方、事務当局が答えておつたことに対して、もつと園児の立場から考えてみるというようなお話もございました。そういう意味で、幼稚園児は自分の意思は言えませんが、やはりお母さん方の立場になるでしょうから、お母さん方が、今の幼児教育のいろいろな機能を果たしている幼稚園も保育所も、あるいは公私立すべしとみな全く同じものだというふうな考えでおられると私は思ふのです。そういう中、やはり不満というものも出てくるのだらうと思ひますが、そういう意味で当面、幼稚園の教育内容等につきましては、今文部省が新たにこの問題について検討を加えていくという段階に入つてゐるわけであり

ます。同時に、私も前から国会の答弁でも申し上げておりますが、機能、目的はそれぞれ違ふけれども、受ける立場から見るとみんな同じようなものだと国民全体は考えておるわけでありまして、まして幼児を持つ親としては同じような考え方、認識を持つておられますから、幼児教育全体がどうあるべきであらうかというふうなことも、私は新しい臨時教育審議会などで御検討をいただく大変大事な課題ではないだろうか、こういうふうに御答弁を申し上げてきたわけでございます。

いずれにいたしましても、当面の定数とかこうした問題になりますと、財政を全く考えずに議論はできないわけでありまして、また、仮に財政の判断からできるにいたしましても、幼稚園の場合は私立幼稚園が大変大きい比率を占めておりますから、私立幼稚園の皆さんの経営という点も考へてあげなければならぬ。当然園の立場として、公の立場でかわつてやってくださつてゐる方々もたくさんいらっしゃるわけでありまして、そういうことで公教育だけで、公の立場だけで定数を判断していくということもなかなか難しい面もございまして。保育所のような条件が非常にいい——先生方に対する給与等々すべてに対しては、幼稚園の財政の立て方、こういうものとは全く違つておるわけでありまして……そんなことは政府が考え直せばいいじやないかと言へばそれまでの話ですけれども、そういうように他面から考へていかなければならぬ点もたくさんござい

ます。文部省としても、事務当局で十分幼稚園の内容等も含めて議論いたしますが、私は幼児教育全般、全体にわたつてどのようなことで判断をしていくべきであらうかということも、できれば新しい審議機関で、賢明なそれぞれの識者の立場でぜひお考えをいただいで、国民の前に新しい一つの考え方を提示してもらいたい、実はこういう希望を持つてゐるわけでございます。

○中西(續)議員 今大臣、答弁ありましたけれども、大臣が一番最初に、幼稚園教育に対して何を期待するか、これに対して答弁されたことを私は支持をいたします。この立場からいたしますと、今こそ、余りにも劣悪な条件に置かれておる幼稚園を何をもちつて補強し、そしてさらに幼稚園教育を充実していくかという視点をもう一度見直しをしていただくことが今一番大事ではないか、その点が十分語られなかったことを非常に残念に思ひますので、私たちが提案をしておるこの中身というものは、そういう意味で、この幼保一元化なりを目指すその一つの過程として今後たさなければなら

ない役割を、わずかではあるけれども果たしていこう、こういうことで提案をしておりますので、この点をひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○江田委員 ありがとうございます。

○船田委員 代理 池田克也君。

○池田(克)委員 公明党の池田克也でございます。きょうは、幼児教育について議論の場をお与えいただきました。私も三月三日のたしか予算委員会、大臣に幼保一元の問題をお伺ひしたわけでございます。たくさんある教育課題の中で最も大事な問題がこの幼児教育だろう。だらうではない、幼児教育であると断言してはばからぬものでございまして、提案者でいらつしやる中西先生初め、また委員長、同僚の各会派の皆さん方に感謝をしつ、幾つかの所見を交えながら質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、きょうは大臣が御出席でいらつしやいますので、就学前の子供たちが今どういう状態に置かれてゐるか、そしてそれは今後どういう方向で改善、改革をすべきか、大変大きな聞き方で恐縮でございますけれども、今幾つか臨教審等にこれから検討をゆだねるようなお話がございました。重複する場合もあると思ひますが、この就学前の子供たちが抱えている問題について、今大臣の胸中にあるところをお聞かせいただきたいと思ひわけでございます。

○森國務大臣 私は、先ほど江田さんの御質問で御答を申し上げましたけれども、幼児が成長過程にあつて、家庭教育と、そして、年齢的にいへば大体三歳から四歳であらうと思ひますが、社会的にいろいろなものに大変関心を持ち出す年齢だらうと思ふのです。家庭にありますと、やはりある程度親の愛情の中にはぐくまれていきますから、社会の中で、例えばやつていいこと悪いこと、いいこといけないことというふうなことに ついても、もちろん親は親の立場で厳しくやりますけれども、これは社会全体の中から出てくるものではない。しかし一方、外へ出てまいりますと、よ

その子供たちとつき合う、これが、さつきちよつと申し上げましたけれども、初めて対社会的な行動をしていく時期だろうと思ひます。そういう中で、幼稚園であれ保育所であれ、そういうみんなのグループの中で人間関係をつくり上げていく、そして、人間関係のマナーといひますか、そういうことを学んでいく大変な時期だ、こういうふうな考へて、まさに教育基本法第一条に示す人間形成の中で最も大事なところが就学前だろう、私はこう思ひます。

しかし一方、世の中の変化というものはどんどん進んでおりまして、これはこの委員会であつたか参議院であつたか予算委員会だか、私もちよつと忘れましたけれども、幼稚園の子供たちに字を教へていいのかわいひの、もつときちよつとした教育をすべきではないか、そういう意見のやりとりもあつたと思ひます。現時点では、文部省の立場からいへば、教育はきちよつと体系的に大體教へないようなことになつて、もちろん小学校からということになつておるわけです。しかし一方、社会ではテレビが出てくる、コマースヤルが出てくる、子供たちはいやだに字を覚えざるを得なくなつてくる。そういうことに対して幼児教育、幼稚園教育は対応しているのかどうかというの、当然疑問が出てくる。

さつきちよつと触れましたが、世のお父さん、お母さんはある程度、これは国会で大臣としての言葉では不適切かもしれませんが、やはりわがままなところもある。言葉はよくないが、もうちよつと言へば、過大な要求を幼稚園にしている。何だ、こんなことも幼稚園で教へてくれないのかという印象にどうしてもなる。予算委員会でも、たしか厚生省の課長さんだつたか、文部省が所管する幼稚園に負けないように保育所の方でも教育の改善を進めております、たしかそんな答弁がありまして、保育所自身が幼稚園に負けない機能を果たすために教育をやるんではないか、こういうことを厚生省でも発言をしているのを、ちよつとちよつと思つて私は首をかしげた面がございま

すが、しかし、それもやはり親の要求だろうと思ふのです。

だから、そういうことをどう満たしていくか、こういう時点の中で、文部省といひましては、やはり文部省の大事な幼児教育はどうあるべきか、幼稚園教育内容といひますかあるべきかといふことで、昭和五十八年十一月、中教審で教育内容等小委員会から、幼児を取り巻く環境の変化に対応した幼稚園教育内容を検討しなさいといふことを報告を受けておるわけがございまして、その報告を受け、そして中教審の会長もあつた中で、直ちに実務的検討に着手することが望ましい課題であり、文部省としても適切に対応するようにといふような要望もございまして、この趣旨に沿ひまして、幼稚園教育要領に関する調査研究協力者会議を設けることにいたしました。これは先生御承知のとおりであります。

そういう意味で、そういうところはそういう方向で進めて、当然文部省固有の責任として、事務としてやっていかなければならぬということであろうと思ひますが、それと同時に、私は、先ほども江田さんのお尋ねに對してもちよつと申し上げましたが、いつも言うように、人生五十年からもう八十年近くなつてきている。そして、ゼロ歳児教育でありますとか三歳児教育でありますとか、いろんなことがそれぞれの識者から提案をされてゐる。やはり人間として就学する年齢といふのは本当は何歳が一番いいんだろうか。かつて四六答申のときの中教審答申でこの幼児の問題が出たときに、何か幼稚園がつぶされるんじゃないかと、小学校長会が反対するといふさまざまな利益代表の団体みたいな意見が聞かれましたけれども、そういうことじゃなくて、本当に就学年齢は幾つなのか、しからば一体何歳まで義務教育をやつて、何歳まで学んだ方がいいのか、その前の幼児教育といふのはどれくらいやつたらいいのか、こういうようなことは私は根本的に一度見直してみることがある。これはまさに二十一世紀に向けて、一体どういふ教育のプログラムが必要なんだ

ろうかといふようなことを御検討いただくという意味で、臨時教育審議会などにおいては私はこれが最大の課題、命題ではないかといふような期待もいたしておるわけでありまして。

したがいまして、そうはいないながらも現時点としての幼稚園教育はおそろひにできませんので、このことは先ほど申し上げた協力者会議で進めてまいります。幼稚園教育の内容も考へていきますが、当然国全体として、幼児教育も含めながら全体の日本の教育はいかにあるべきか、その一番スタートのところは幼児でございまして、そういう基本に立つて、両方の面で、幼稚園教育も含めた日本の教育の全体像を今真剣にみんなが模索しなければならぬ時期だ、こういうふうには考へております。

長くなつて恐縮でございますが、今何を考へているのかといふことでございまして、私の個人的な見解も含めまして、また文部省の対応をいたします課題といたしましてこのように考へておりますといふことをお答えをさせていただきます。

○池田(金)委員 父兄のいろんな要望といふものが過大だといふようなお話もございまして、これは子を持つ親の心情で、少しでもいい子に、内容の濃い幼児教育をと願はれると思ふのです。そういう大臣のお考えをいろいろ伺つておりますと、それを一つ一つ具体化すれば随分と前進すると私は思ふのです。

今のお話の中で、今提案されておりますこの法案と大変関連が深いところは、現実に幼稚園の先生方の負担が大変重なりつゝある、私は大臣もその点については今回の法案に、財政的裏づけは厳しかるうけれども、趣旨としては相当深い理解を示しているな、こう受けとめました、この点いかがでしようか。

(船田委員長代理退席、委員長着席)

○森岡務大臣 池田先生御指摘のように、確かにそういう意味での幼児教育に携わる先生方、何とててもやはり社会で、親と別で初めて接する大人

という立場から言へば、幼稚園の先生といふのは恐らく子供たちにとつて最も印象深い対社会の人だろう、こう私は思ふ。

私どもの年齢は、池田さんも同じで、戦時の混乱時でしたから幼稚園なんといふのはなかつたし、行きませんでしたけれども、やはり小学校一年生のときの先生といふのは生涯忘れられない。多くの先生に接してきましたけれども、小学校一年のときの先生といふのは、私ども一番思い出深く、大事な人だと思つて心にしまつておりますが、そういう意味で、幼稚園の先生の負担が多いといふのも問題としては考へていかなければならぬこととございまして。そういう意味では、この法案を出したにまつた中西先生初め皆さんのお氣持ちは、政治家の一人として私は十分理解はいたしておるところでございます。

しかしながら、教育公務員全体の配置計画、定数の計画は、今着実と言ふとちよつとおしかりをいただくかもしれませんが、こうした財政状況の中でいろいろ工夫をしながら進めているんだといふこともぜひ理解をしていただきたいな、こういうふうな思つておるところであります。

○池田(金)委員 提案者にお伺ひをするわけですが、今大臣も、よく内容はわかる、ただし、現実の一つ一つ詰めていられるだけども、ここに違ひがあると思ふのです。いや待てない、いや着実じゃないか、ここに提案者と文部省の間の、決定的と言ふと語弊があるかもしれせんけれども、問題はそこだけじゃないか。幼児教育についての認識についてはかなり共通している。提案の趣旨、いろいろ刷り物も拝見いたしましたし、今までの議論で私もあらたな理解をしたつもりであります、提案者から、その部分について、今回提案された理由も含めまして、文部省は怠慢であるのか、もう待てないのか、どこかこの問題についてもうちよつと歩み寄つて、子供たちのためにこういう方法ならばできるはずじゃないか、こういう御所見を承りたいと思ふわけでございまして。

○中西(總)議員 先ほど大臣の答弁では、長い間

る。そうなりますと、四十人なら四十人、あるいはそれ以下でも結構なんですけれども、持つておる場合に、同数の場合にはもうどうすることもできなくなるわけです。

したがって、私たちが提案いたしてありますこの中身というのは、少なくとも一・五乗することによって、そこに余裕ある教諭を一名だけでも確保すべきではないだろうか。そうすることに、先ほどから出ておりますように、その教諭が自由に、例えば年休行使だつて五〇％程度しかできておらないという実態、しかもその残りの四九％という中には、一日だつて年休行使した者があればということの中の四九％という中身でありますから、私的なものが全く不可能になつてくるということになるわけでございますから、こうしたものを考え合わせてまいりますと、まず第一に、例えば一つずつ解決していくとしますならば、園長なら園長をぜひ一名置こうではないか、あるいは園長が置けない場合には、兼任の場合であるならばぜひプラス一名だけは——今文部省が指導しておる分、これを確実に置いていくという具体的なものが、年次別でも積み重なつていくという方向性すら今出てきてないわけです。

したがって、こうした点あたりを具体的に積み重ねをしていく、その過程に私、今こうして提案をしておるものがあるといえますと、より充実したものになつてくるわけでありまして、具体的に今全然それが前進していませんから、進展していませんので、これをどう配置していくのかというところ、ここにはやはり文部省が行政的に指導できる面をぜひ、何年計画なら何年計画ということでもって達成をする、それくらいの強い決意を示さないと、またこれを、こうした法律案でありますから、これに反することはできないから無理やりにはやろうけれども、しかし、その中身としてはまた欠けたものが出てくる可能性もあるわけですから、まず、先ほどから申し上げるように、この幼稚園あるいは幼児教育を大事にするということに基調を置きました上で、どう具体化して

いくかということをやはり今一番重要視する必要があるのではないかと、こう考えています。

○池田(克)委員 私も子供を公立幼稚園に出しまして、何度も父母会なんかで実情を見てまいりました。確かに小学校と兼任の園長さんでございまして、大変だということをしみじみ痛感したわけでございます。父母会なんかには出ておられますが、日常は小学校と兼務ですからなかなか難しい、間違いないことでございます。

これはいかがなんでしょうか、初中局長、兼任の園長さんのところだけでもせめて専任の園長さんにする、こういうことは計画的にできないものでしょうか。

○高石政府委員 先ほどもお答え申し上げたのですが、専任園長がいるということが望ましいと思うのです。どうしても地域の事情によつては兼任園長にせざるを得ないということであれば、クラス数に一人の専任の教員を置くというふうにしてもらいたいという指導をしてきているわけでございます。

○池田(克)委員 提案者、いかがですか。今そうするということなんですが、そうならないのですか。

○中西(總)議員 これは昭和五十年の行管庁の勧告等を見ても、そうしたことが調査されて以降、そのパーセントが余り上がつておらないということになりますと、指導はしておるけれども依然として前進してないということになるわけでありまして、そうしなければならぬ私たちが設置基準というもので指導するのでなくて、裏づけになるべき法律というものをやはりここで明定しないとその効果がなかなかあらわれにくいということが、今までの実態から明らかにしたのではないかと思っています。

したがって、もしそれが間違つておるといふことであれば、数的にそのことを示していただければわかると思いますけれども、私たちが調査したその中身というのは、数的にもそれが余り拡大し、あるいは充実されておらないということに

なつておりますから、したがつて私たちは、ここに提示しておりますように、内容的にそれを充足するために法を今策定することがより重要である、こう言わざるを得ません。

○池田(克)委員 伝家の宝刀、法律をつくつていかなければ、指導だけでは全国にわたつて具体的に教育条件は変わらない、こういうお話なのですか、別にその国とけんかしているわけじゃないのです。同じ日本における教育状況を、しかも未来を担う子供たちをどうしようかという話で、私はこの部分はそんなに對立して、にっちもさっちもいかないというような問題ではなからうと思う。

文部省は指導している。これはデータがあるのじゃないでしょうか、指導して今園長のいないところは幾つだ、だんだんと園長が配置といひましようか、決まつてきて、次第にその方向がうまくいっているとか、あるいは何かその間に障害があつてうまくいかないとか。これは初中局長、私はデータをお願いしておりますけれども、今この場でそういうことについてお尋ねして、何か御答弁いただければ——今の提案者との食い違ひの問題だと思ふのですけれども。

○高石政府委員 専任園長の推移でございますが、公立幼稚園で申し上げますと、昭和四十七年に七百四十八人というのが毎年ずつと上がつてきておりまして、五十八年の状況で見ますと千八百九十五人で、園長の専任がふえてきているということは数字的に申し上げることができるところでございます。

それから、幼稚園の平均的な学級数が現在三・一でございます。それで、本務の教員が四・四というところでございますから三クラスに四・四要するに一人以上の人数が配置されている。ただ、地域によつて非常にばらつきが多いわけです。そういうところで、整備されている市町村とそうでない市町村のばらつきがかなり存在するということでございます。

○池田(克)委員 わかりました。この問題は非常に

に大事な部分だと私は思います。

と同時に、先ほど大臣もおっしゃつておられましたけれども、私立幼稚園に対する依存度が非常に高いことは私も承知しております。その結果として、偏在状況。公立小学校の場合は地域に非常にきちつと配置されておりますので、大体私の地域なんか見まして、余り電車やバスでもつて、何か乗り物に乗つて通学する、そんな状況にはないわけですが、幼稚園の場合はかなり乗り物に乗つていかなければならない。幼稚園のバスも回つてくる。これまたそれなりの経費がかかるわけでありまして、また父兄が、主にお母さんが自転車に乗せて送り迎えをする。一時とか一時半になると幼稚園の前にお母様方がたくさん迎えに来て、自転車やバイクがずらつと並んでいて、大変な労力を送り迎えに費やしておる。そうでなければ交通事情が危なくて帰せない。この幼稚園の状況というのは多分に十分な行政の配慮といひましようか、いろいろな経過があると思ひます。余り公立をたくさん設置すると私立幼稚園がやつていけない、こういう状況も出てくることを私は承知しております。

そこで、幼保一元のような形で何かお互いに、相互に補ひ合いながら、子供たちあるいは父兄の便宜に對応しながらやつていけないだろうか、こういう問題も出てくるのだらうと思うのですけれども、そうした点、ひとつ幼保の一元の問題と関連させてこの問題を見詰めていきいと思つておりまして、もう時間もそうたくさんないわけでございますが、この際、幼保一元問題について提案者から、今、この法案の趣旨、そしてこの法案の成立というものが幼保一元のまた一つの大きな歩調と関連があつて将来にわたつて進んでいくのだ、私もそういうふうに理解しておりますけれども、幼保一元問題との絡みについて御答弁いただければと思ひます。

○中西(總)議員 私たちは、幼保一元問題につきましても最終目標であるわけでありまして、この点を具体的に一定の年限を区切つてや

れる条件というものは、今の中ではないと私は思っています。したがって、こうした提案をいたしまして、こうしたものが具体化する中で一定の今までの矛盾なり問題を解消しながら、幼稚園教育のあり方というものを環境的にもすべてを整備していく、そうしたことを確認される中からこれから零歳児から三歳児までの保育をどうするか、それとのかかわりで四、五歳児をどうしていくのか、こうした問題を具体的に討論の場にかけていかなくてはならぬと思っております。

したがって、この提案の中身というのは、あくまでも一つの過程として問題になっておる矛盾の多い部分を埋め合わせていく、こうしたことでもって提案をいたしておるということを御理解いただければと思っております。

○池田(元)委員 提案者にもまた重ねて伺います。養護教諭の配置でござい

ますが、子供の健康管理、これは大変大事な問題だと思えます。とりわけ父母が仕事を持っているような状況が最近多くなっておりますので、専門の人が子供の健康というものをチェックする必要は十分あると思えます。

また、だんだんと事務も複雑になってくる状況でございまして、事務職員、あるいは環境をきちっと整備して、けがをしったりすることのないようにするために用務員の方々の配置、こうした問題。

三つ兼ねてという大変な縮でございまして、けれども、時間の関係もありますので、養護教諭、事務職員、用務員について、その状況と、どういう改善の方法が望ましいのか、提案者に重ねて伺いをしたいと思います。

○中西(元)議員 すでに御承知だと思えますけれども、養護教諭の仕事というのは、子供のけがの手当てをするなどと思われがちでありますけれども、実はもっと大きな仕事があるとい

うことをここで申し上げたいと存じます。

と申しますのは、園児の健康管理はもとより、健康指導などを行い、健全な園児の育成に大きく寄与しておるし、先ほど大臣でしたか、局長が言われましたように、ただ単に園児を対象とするだけでなく、やはり園児を育てておる父母などに対する提言等もある程度行える条件が必要ではないだろうか。そういうことを考え合わせていきますと、養護教諭の仕事というものの中身は大変なものだということが言えると思えます。

そこで、今公立で六千九百九十七園、ここで養護教諭というのは三百四十三名でありまして、さらにまた、私立の場合が約九千園近くございまして、けれども、四十六人しか配置されておられません。したがって、私立の場合にはほとんどいないという状況になっております。したがって、これでは園児の健康管理なりあるいは健康指導というものが十分行えないわけでありまして、一人一園のクラスあるいは教員数が同じだということあたりにおきましては、なおさら教諭がすべてのものを負担をするわけでありまして、むしろこういうところこそ、こうした養護教諭などがあればということを感じざるを得ないと思えます。したがって、いち早く定数法を制定することによりまして、幼稚園における必要な教職員配置の中の一つの重要な課題として養護教諭の問題については配置をすべきではないだろうか、こう考えています。

それから、事務職員もいろいろございましてけれども、公立の場合におきましては、六千園を超える数の数におきまして、大体養護教諭と同じぐらいの数でありまして、三百五十六名しか配置されておられません。配置率は約五割強にしかなっておりません。したがって、給与、福利厚生、学校予算執行あるいは施設設備の調査、点検、文書、統計、すべてを教諭が担当しなければならぬわけでありまして、こうしたことを考え合わせてまいりますと、たとえ小規模でありましてこの点は変わりないわけでありまして、したがって、今、

園児のそうした生活態度あるいは習慣、すべてのものを考えてまいりますと、そこに集中しなくてはならない教諭の仕事は事務によって忙殺するなどということに到底あるべきではありませんし、私たちは、幼稚園教育を拡充するということの意味で、ぜひ事務職員を願っていただくわけでありまして。

さらに用務員問題でありますけれども、公立幼稚園などにおきましては環境整備を初めとする多くの問題がございまして、そうしたときに、用務員の配置状況を見ますと、六千園を超える数の中で二千八百四十二名今配置をされておると言われております。したがって、事務職員あるいは養護教諭よりも配置率ははるかに高いわけでありまして、けれども、これまた五〇%弱でありまして、少なくとも園舎における環境、すべての面からいたしましても、あるいは事務連絡などを考えてまいりますと、教員あるいは園長、こうしたものが十分配置されておらないという条件の中におきましては、どうしても小学校の用務員の皆さんとまた兼務をさせられるというような条件等が出てくるわけでありまして、こうしたことにならないようにすることによって、環境整備なりを中心としてやはり充実をしていかなくてはならないだろう。こうすることが大変、定員配置ということになりますと予算を伴う問題でありますけれども、やはり教育を充実するという立場から論議をしてまいりますと、どうしてもこのよう予算というものは当然帰結するところでありまして、この点をむしろ積極的にどう配置をしていくかということを行行政当局にお考えいただければと念じております。

以上です。

○池田(元)委員 大変貴重な議論ができたと思っておりますが、大臣のお話を伺って、また提案者の説明を伺っておりまして、基本的には共通する面はたくさんあると私は思うのです。問題は、それをなぜ早くやらないのか、ここが一番大きな問題だと思ふのです。

今初中局長のお話にもありましたように、園児室が減る、あるいはクラスが若干形を変えていたり減ってきたりするよう状況の推移と合わせ整備をしていくという、そういう問題もあると思えますが、事は子供たちの健全な発育を願うこととございまして、他に先駆けて、いろいろなことがたくさんあると思えますけれども、子供の問題というのは、やはり先ほどお話しがありましたようにとりわけ幼児教育が非常に重要な部分でもありますので、私は、再度重ねてこの幼児教育についての配慮というものを文部省として検討をし、工夫をしていただきたい。今大臣から、就学年齢の問題についても臨教審等に根本的に問うてみると、こうしたお話しもございまして、私どもも、五歳入学のような問題をパイロットスクールとして研究しようじゃないかということ提起をしております。

いろいろとある課題の中できょうは幼児問題について議論をしたわけでありまして、最後に大臣から、これからの幼児問題についての御決意を聞かしていただいて、終わりたいと思えます。

○森岡(元)大臣 池田さんの幼児教育に対する極めて熱意あふれる御意見をちょうだいいたしました。私、私基本的には全く同じでございます。また、そういう幼児教育の内容を充実させよう、子供たちのことをまず中心に考えようということから、中西さんたちもこうした法案を出していらつしやるわけでありまして、文部省としても十分その対応には努力はいたしますもの、先ほどから申し上げましたように、現在の定数計画と同様な形で法定であるということについては、先ほどからいろいろ意見が出ておりましたように、そういう段階になってない。しかし、それはやはり設置主体あるいはその他保育所との問題、そうしたばらつきがあるところに、一つのまとまったものになり得ない大きな原因もあるだろうと私は考えますから、そういう意味で、新たな展開をするためには、もう一遍幼児教育を含めた教育制度全体の改革をすることの方がより建設的な方向に行くので

はないか、私はこんなふうと考えております。
決してそういうことで逃げてしまおうということではございません。当然幼稚園教育についての内容については、先ほど申し上げましたように検討の会議を設けてあるわけでございますので、それはそれといたしまして、やはりいかなるものをつくり上げまして、どこから見ても足らざる面は出てくるわけでありますから、制度全体をやつぱり一過考え直してみようというの方がより適切な方向ではないかな、私はこんなふうに思っておりますが、長期的な問題と短期的な問題と、両方十分に踏まえつつ、文部省としても十分幼児教育に対して適切な処置がとれるように事務当局にも十分促していきたい、こう考えております。

○池田(克)委員 終わります。
○愛野委員 木島喜兵衛君。
○木島委員 社会党の中西君の提案に社会党の私が賛同すると言つたら、自民党の方から、答弁にならぬ答弁をすることによって審議中断に追い込むのではないかとこの声がありまして、でありますから、なるだけ初中局長に聞きます。その方が……。

まず、就学前教育という話がございましたけれども、幼稚園は三歳から。零歳、一歳、二歳、これは保育所。保育所は保育に欠ける人たちです。ね。だから逆に言うと、保育に欠けない者は対象にならないわけ、三歳までは。欠ける者は保育所に行ける。欠けない者は家庭でやれというわけですね。そういうように、就学前の子供の教育について、欠けない者は三歳まではうちでやれというように理解していいですか。

○高石政府委員 まず、幼児教育の観点で言いますと、三歳から幼稚園……(木島委員「乳幼児、就学前」と呼ぶ)ちよつと幼稚園のところから説明いたしますが、それで三歳から幼稚園という教育で教育をするわけでございます。それから保育所というのは、そういう年齢にかわりなくゼロ歳からということでございますから、ゼロ歳から就学前でございまして六歳まで、保育に欠ける

幼児を対象として世話をするということになるわけでございます。

○木島委員 何言っているのよ。だから零歳、一歳、二歳で保育に欠けない子供の就学前教育というのはどうなっているかと聞いているんじゃないですか。

○高石政府委員 それは、本来それぞれの家庭において教育をするということになっていくわけでございます。

○木島委員 だから家庭になつていくんですかと聞いたわけよ。だから家庭でやれということですね、今の就学前の乳幼児教育全体は。そこで、それでいいと考えますか。

○高石政府委員 就学前の子供の教育がどうあつたらいいかというのは、いろいろな考え方があると思ひます。現在の制度では、三歳児から幼稚園をつくつて教育をするという形にしているわけでございます。そこで、ゼロ歳から三歳までは本来的に家庭において教育といひますか、子供の教育というよりもつと広い養育、そういう形で適正なつと教育が展開されるということが必要であるというふうにも思つてゐるわけでございます。

○木島委員 もうちよつとおれの言うことを聞いて答弁せいで。

零歳、一歳、二歳は、保育に欠ける者は保育所へ入るけれども、保育に欠けない者は保育所にも入れないわけでしょう、厳密に言えば。それは家庭教育でやれというわけでしょう。あなたはそうだとおつしやつた。それでいいと思ひますかと聞いてゐるだけ。いいか悪いかだけだ。

○高石政府委員 ゼロ歳から三歳までの保育に欠ける子供は保育所に預かるわけでございます。その場合に、その保育所では幼児教育、教育ということをやつてゐるわけではなくして、いわば家庭でやる世話、それを代行してゐるわけで、ゼロ歳から三歳まで入つてゐる子供が保育所で幼児教育を受けてゐるという実態とは理解してゐないわけでございます。

○木島委員 だから家庭でやれということになつ

ているのでしよう。あなたもそう言つたじゃないの、今。それでいいかどうかと言つてゐるんだよ、おれ聞いてゐるのよ。

○森田委員 私は、やはり幼稚園教育は三歳というところになつてゐるわけでありまして、乳幼児、ゼロ歳から二歳までは、ゼロ、一、二歳は家庭でやるべきだと思つてゐます。その方が一番いいと思ひます。

○木島委員 家庭が中心だろうと思つてゐるわけですが、それでも、家庭だけでいいかどうかという問題がやつぱり残るんだらうと思つてゐます。

森さん、あなたはいつでも私の顔を見ては、馬面、馬面と言ひますよね。これは発達心理学から言うと、能力というのは環境か遺伝か、先天的か後天的かということがありまして、例えば肉体的なことになりますと確かに遺伝なんです。私の馬面は、私をいかにあなたが馬面だ、馬面だと言つて笑つたところで、私の両親が馬面だからその肉体的遺伝でもつて私は馬面なんだと、森さんに言われるごとに私は大変に両親を恨むのであります。ただ、判断力とかそういうものはむしろ後天的だと言ひてゐますね。ところが、このごろ、これは十五年か二十年くらいの間の発達心理学が何かの発達で、三歳までで六〇%の機構ができる、十歳でもつて九五%できるというふうになつてくると、三歳までというのは非常に重要でしよう。

僕はいつでも言うんですが、我が日本社会党の輝ける元委員長佐々木三三は、八十歳になつてもなおずうずう弁であります。彼は生まれたときに言葉を知らなかつたのであります。彼は宮城県であります。彼が一歳か二歳でもつて言葉を覚えるときにその周囲がずうずう弁であつたから、彼は八十歳になるまでなおずうずう弁であります。三つ子の魂ましままであります。ところが、例えば外国の学者なら外国の学者が、知能指数が高いと言ひれるが、それが学者になつてから十年間例えば日本におつて日本語を覚えても、彼はしよせん外国人の日本語でしかないですね。というの

は何か。幼児でなければ得られないものがある。三つ子の魂百までであつて、そのときのこと百まで続くと同時に、そのときでなければ得られないものがある。それは単に言葉だけでなしに、すべてそう思うのです。これは私自身も多くの経験をしてゐることでもあります。すると、家庭だけでいいということになるだらうか。殊に婦人労働者が大変ふえていますね。家庭にということだけでいいんだらうか。三つ子の魂百までと言ひれる。子供でなければできないところの能力がある。

もう少し言うと、人間ほど親が長い期間保護しなければならぬ動物はないですね。これは早産なんです、人間は。少なくとも猿程度に生まれるにしても、なお一年くらい胎内におることが必要だと言ひれてゐる。ところが、それが母体がもたないのです。だから産むのです。だから、そういう意味で専門的には胎外胎児などという言葉で言ひてゐるようであります。だから、それが一人前になるまでは完全に周囲からの吸収なんです。何ですか、第一反抗期、父ちゃん、ばか、とかなんと言ひうころ、あれが自我の目覚め、あそこまで本来胎内におるべきじゃないかという学説もある。それはよくわかりません。とすると、これをだからといって家庭だけでいいのかというと、その間においての環境の問題があるでしよう。

さつき森さん、おつしやつたよね。例えば遊びの中でもつてお互いに協力しながら社会における共同の規範というものを体験するおつしやいましてね。そういうものは集団的なものでしょう。家庭では違いますね。家庭も入りますけれども……。だから、そういう要素というものがなくていいんだらうかと私は大変思ふのですが、その点、局長どうですか。

○高石政府委員 私、やや先生と見解を異にいたします。と申しますのは、本来子供の乳幼児期における教育は、家庭においてやつぱり親のもとで教育をするという仕掛けの方が本来望ましいのじ

やないかと思うのです。ただし、一定の年齢まで達しますと一定の集団を求めて行動するということから、それを、世界の趨勢もそうでありますと同じように、日本でも三歳からそういう学校という形態の中で教育を展開する、こういう仕掛けにしておるのでございますから、ゼロ歳から三歳児までは、保育に欠けない、両親がいる間は両親のもとでしっかりと教育をしてあげることが大切だと思います。

○木島委員 それじゃ、三歳までの子供たちに対して文部省は何もしてありませんか。何にもしてありませんか。予算は使っておりませんか、家庭でいいと言うなら。

○富野政府委員 今御質問のありましたように、公的な施設としては幼稚園があつて、三歳以上の……(木島委員「いいよ、そんなのはわかつてい」)と呼ぶ)それまでの、ゼロ歳児から三歳児ぐらゐまでの間の子供は家庭において親の教育を受けていくという形になるわけでありますが、そういう幼児期を対象とした家庭教育につきましましては、私どもの方で家庭教育の幼児期相談事業というのを設けてまして、これは各都道府県が補助対象事業者でございますが、都道府県に對しまして家庭教育の幼児期相談事業というのを実施している。すなわち御両親が……

○木島委員 それでいいです。文部省、やっているでしょう。

初中局長、あなたがさっき言ったのは、家庭は中心だけれども家庭だけでいいだろうかと言つて質問したのですよ。あなたは私と考へて違つて、家庭が中心だとおっしゃる。では文部省は何にもやらぬかという、文部省は今言つたようにやつてゐるでしょう。金を出してゐるでしょう。はがき運動なんかはそうでしょう、はがきによる回答は。

さつき局長の言つたことで、江田さんがあてもない、こうでもない、ああいうこともある、こういうこともあるとおっしゃつたが、それはやはり教育というものは多分にそういう要素を持つて

いるのですよ。だから私が、家庭だけでいいのかと言ふのに、あなたと私とは所見が違ふとおつしやるから、私はがたんとときてしまふんだ。

私はそういう意味では、余り時間がありませんからあれですけども、もうちょっと——例えばこのごろの人に私は大変に危険を感じるのです。零歳の子供の教育だとか三歳までの教育だとか、いろいろ本が出てゐるでしょう。親があれを読むということに、私は非常に危険を感じてゐるのです。書いた本の子供と自分の子供では同じではないんだ。いや、同じ部分もあるかもしれないけれども、それをこうだと思つてやられたのでは大変心配なんです。

だからそういう意味では、例えば乳幼児教育なら教育という一面を考へて、それは保育と言つてもいいですよ、それは保育ですよ、私はわかつてゐます。なぜなら、幼稚園も第一条の学校ですね。だけれども、学校教育法七十七条では幼児の保育と言つてゐるのです。その意味は、私は私なりに理解してゐるつもりです。けれども、その保育という中においても、殊にそれでは三歳以下の者はそれでいいのかという、それはならない。それをどうするか。親は自分で本を読んでゐる。だからあの本は、三歳までの教育というのは随分たくさん出ている。しかし危険性がある。そういうものを含めたところの、例えば国立教育研究所のようなところにそういう乳幼児の、これは新しい学問、大脳生理学というの、さつき言つたように十五年、二十年のずっと発達したあれでしょう。ですから、そういうことももとにしたセンター的な教育研究機関があつていいのじゃないか。そして、そういうものから、例えばさつき言つたように乳幼児に對するはがきの指導がありま

すね。だが、そういうものも含めて、例えば妊娠して妊産婦手帳を取りに行つたときに、我が村の公民館ではこういう講座がありますよと言つて、そういうセンターで研究された、そういう正しい乳幼児の教育を両親にする機会を与えるといううなことがあつてもいいじゃないか。それは直接

集団的な教育でなくても、集団というものは大事ですよということを含めて、そういうことにおいて考へることがないだろうか。

そして例えば、森さん、育児休業は、婦人労働者が余計になればなるほど、やはり育児休業というものを全婦人労働者に与えなければいかぬですね。そういう方向でしょう。それで今自民党も考へてゐますね。答弁はいいですよ。

そういうことも含めて、もう少し総合的に就学前——森さんが、決定的ではないにしても、五歳児の子供たちを義務教育の中に編入してもいいではないかという一つのそういうお考えをお持ちだということ、今日は五歳児という就学前の子供たちをどうするかという立場に立つて今お考えだと私は受け取るから、とするならば、零歳以下の子供たちを含めてどうあるべきかということ考へるのは当然だと思ふのでありますけれども、初

中局長はいいかがでございますか。

○高石政府委員 ただいまのような質問でございますと全くよくわかりまして、そういう点でございしましたら答えは若干変わつてくるわけでござい

ます。

乳幼児という子供を産む前から親に對して、的確な子育てについての教育が必要であるということ、社会教育局長を拝命していた当時、私は、あすの親の学級というのを開設すべきだということとで予算化をしたわけでございします。それは、子供を産んでからでは子育てについての教育は遅いという発想でございます。したがしまして、親たちに對してそういう的確な教育を社会教育の分野で大いにやる必要があるという意味では、文部省も今までのいろいろな施策を講じてきましたし、そういう施設の充実が必要かと思ひます。ただ、そういう子供たちを集めて、何か直接ストレートに子供に学校で教えるような教育のあり方についての御質問かと、こういうふうな思つたものですから先ほどのような答弁をしたわけでございします。

○木島委員 いずれにしても森さん、僕はそういう意味では、就学前教育というのか、乳幼児の教

育の体制、体系というものが整備されなければいかぬと思つてゐるのですよ。全体として未整備です。

それは幼保一元化ももちろんそういう一つの大きなテーマですよ。しかし、それはなかなか簡単にはいかぬ要素もわかつておりながら言うのでありますけれども、さつき言ひましたように、例えば学校教育法の第一条であります、学校であるけれども保育である。保育所は保母さんだけれども、この場合は教諭である。しかし、授業料でなく保育料であるとか、何かそのことに我々、保育料と授業料はどう違ふのかなんて、法律にあるとそれを全部調べなければならぬのだ。これは面倒くさいね。学校教育法の第一条なら別に一つだつていいという問題もあつたりしまして。だから、そういうことも含めて大変に不整備なんじゃないか。

だから中西さんが提案されておりますように、明治三十三年の小学校令で七十人以下と定めた際に幼稚園は四十人以下であつて、それがなす今日まで続いているということなんですよ。こういうことはやはり等閑視されてきたと言われてもいたし方ないんじゃないだろうか。

さつき局長が、私学との関係なんでおつしやいました。じゃ中学校が四十人学級になつたときに私立はどうなんだろうか。これが終つたときに高等学校の四十人学級に移行する。そのときに私立は三割いる。どうなんだろうか、公立だけは四十人で私立はそうじゃないだろうか。そういうこと全体を考へると、私立だからというのは言い逃れにしかすぎないと思ひます。

保育所との関係で教育内容、保育内容というものはなると一緒にしようという、教育要領を。そうやってきてゐるのではありませんか。だのに、保育所の方が三歳児は二十人、四、五歳児は三十人というなら、やはりそれも含めて整備されねばならぬ問題ではないかという気がする。この間稲葉さんからも、家庭教育、乳幼児の教育が大事だという質問がございましたね。このごろの非行、暴力

などというのも家庭だというのは、家庭のうちのなかなしくむしろあの時期ですよ、私が必要だと思ふのは。そういうことも含めて乳幼児教育全体の不整備をどう直すかということが、今臨教審という中でもっと重視されねばならない要素だろうと思うのだけれども、中曽根さんの七つの構想の中にはそんなのないようだったな。むしろ今日、教育というのは学校の専門でなくて、生涯教育なり生涯学習全体の中における部分的な学校の学歴。生涯とは生まれてから死ぬまでの間であるから、とかく今日、生涯教育などというのはいりカレント教育的考え方になっておる。そうじゃなくて、教育を考えるならば生まれてから死ぬまでというのをもう一回、今こそそういう意味で新しく検討し直さなきゃならないのではないだろうかと思うのですけれども、森さん、簡単に。あなたは答弁が長いから簡単に。

○森国務大臣 限られた時間でありまますから……。

私も、常々申し上げておりますように、全体的なものをもう一度見直してみよう必要がある。それは、まさに今木島さんがおっしゃったとおり、ゼロ歳から生涯にわたるまでの教育という見地、もう一つはやはり社会の変化、文化、学術の進展に対応でき得るようによい、そういう意味で特に一番大事な幼児期に対してもう一度根本的に見直してみよう。私は、先生のお考えどおりだろう、そういう立場に立つて教育改革の大きな一つのテーマとして期待をしているわけでございます。

○木島委員 初中局長、幼稚園の先生というのは若い人がばかに多いよね、小学校へ行くと女の人が多いけれども。我々ちゃんと年齢構成がピラミッドになっているのに、何であれは若い人ばかり多いと思ひますか。

○高石政府委員 一つは、幼稚園教育が小学校のように長い伝統がないし、制度が整備されていないというところから若い先生が多いと思うのです。したがって、その若い先生が幼児教育で子供を扱うのにも大変難しい、そしてまた、親たちに

対しても適切な指導助言、アドバイスをしていくという機能をあわせ持つように考えるとすれば、やはりそういう経験のある先生方が幼稚園の先生になるということとは望ましいことではないかと思つております。

○木島委員 さつき森さんが池田さんの御質問の中でおっしゃいましたが、私もある意味では、大学、高等学校、中学校、小学校なんて言うけれども、教師にとつてはむしろ下の方ほど大事なね、教員養成はある意味では逆の面がなきゃならぬとすら思うくらい。であります、そういう意味では、やはり賃金が不安定だという要素もあるんだらうか。

そこで中西さん、さつき教育職の(三)表が適用されるべきだという議論がありました。これどう思ひますか。一つぐらいいあなたに聞かなければ悪いからな。

○中西(補)議員 教諭の賃金につきましては、幼稚園の場合はあくまでも教育公務員特例法に準じまして、国立の幼稚園教諭を基準として給料表が決められるということになっております。この公立幼稚園の教諭の場合におきましても、国立幼稚園の教諭の俸給表である教育職俸給表(三)表を適用することが当然だと思つております。

○木島委員 法制局いらつしやいますか。

それで、これにくつついて自治省と文部省の見解が少し違ふところがありますね。教育公務員特例法の二十五条の五、「国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとす」といふ、それは基準でありますから、一〇

〇%イコールでなければならぬということではない。しかし、簡単に言えば教育公務員の給与の表でなければならぬと理解するのがこの二十五条の五のまともな読み方だと思ひますが、法制局としてはどうお考えですか。

○関(守)政府委員 ただいまのお尋ねは、教育公務員特例法の二十五条の五におきまして、「公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及び

その額を基準として定めるものとする。」というふうに書いてあることについてのお尋ねだと思ひます。

そこで、「基準」といふ言葉でございませうけれども、これはしばしば法令においても用いられてゐるわけですが、ある事柄を判断したり決定したりするとき尺度にするというような意味合いで用いられてゐるわけではございませう。そこで、「基準」と申しますのは、今申しましたようにそういう尺度ということではございませう、先生も今お話しございましたように、一〇〇%これと同じのものでなければならぬということではないわけではございませう。したがって、若干の幅を持って考えていいというものであるかと思ひます。ただ、そういう尺度とされるというところでございませう、単に考慮する程度のものでないというふうな考慮のわけではございませう。そこで、結局はその間に合理的な理由があつて、特別のそれを異ならせるような事情があればそれと異なつたものが出てきてもやむを得ないと申しますか、この「基準」としてに反するということにはならないということにはなるかと思ひますけれども、そこにはやはり合理的な理由がなければならぬというふうな思ひ方ではございませう。

お尋ねの一般職公務員が教育公務員の俸給表であるかという問題につきましては、もともと教育公務員の俸給表というのを設けておられますのは国家公務員についてでございまして、それを基準といたしましてどういう形で地方公務員である教員の方々に適用するかというの、そこにそれぞれ事情があるいはあるのかもしれませうし、ちょっとその点までは私も私としてはつまびらかにできません。で、これにございませうけれども……。

○木島委員 じゃ、勉強不足だということかい。

まだ十分勉強してないということ……。

○関(守)政府委員 解釈をいたしましては、先ほど申しましたように、「基準」と申しますのはそれを今尺度として判断をするということではございませう。

して、具体的にどういふ俸給表を適用してというふうなことを、直ちにこの法律でどこまで意味をしておるのかということ、ちよつとそこまで決めておるかどうかということ、はつきりは申し上げられないことではございませう。

○木島委員 申し上げられないということは、否定することも法的にはあつてしかるべきだともあなたはおっしゃるのですか。それなら私はもう少し議論します。

○関(守)政府委員 しかるべきかというお話は、ちよつとはつきり理解をしておるかどうかわかりませんが、国、学校の教員の人の給与についての種類及び額を基準として定めなさいというふうな書いておるわけではございませう、それを理由もなくかけ離れて別のことをするということはいかがかということにならうかと思ひます。

○木島委員 わかりました。ただ、自治省と文部省の感じは多少食い違ひたいなものを感ぜますので、ひとつこのところは少しきつちとしておく必要があると思ひますので、それは後日またやりましよう。

最後、もうあと何分もないのでありますが、一つだけちよつとあれですが、私立学校振興助成法の幼稚園の法人でない方、あれは三年間延ばして、来年の三月で切れるわけですね、切れるところがあるわけ。これは五年間というのに法人にならないうものがあつて、あのときには、「助成を受けたい個人立等の幼稚園は、その翌年度から五年以内に学校法人化の措置をしなければならぬ」というような所要の法律改正が行われたのであります。

これはこの間の改正のときの自民党さんの法改正の立法趣旨です。「これにより個人立等の幼稚園の学校法人化は年々進んできたところであり、現在なお私立幼稚園の四二%は個人立等であり、このままでは推移すれば、五年の期限の到来により補助を打ち切られざるを得ない幼稚園も数多く出てくるが予想され、幼稚園教育に混乱を招くおそれがあります。」これはもう再び直すことにはないことになっている。これは三年た

つて、来年の三月三十一日になつても延ばすこと
はない。これを、もしもそのときに法人にならな
い、法人化しないところの幼稚園があつた場合に
どうするか。もう言うまでもなく憲法八十七条と
いうものがあり、あるいは学校教育法第二条ある
いは教育基本法第六条、法人以外はだめだとい
うこと、そして助成法の附則の二条の第五項では、
法人化せねばならない法的な義務を補助をもち
うものは受けておる、義務を負つておる、という
中で打ち切つたならば混乱するからといって三年
間延ばした。それ以後三年、もうそれ以上は延ば
さないぞと決めた。そこで、ならないと思えるよ
うな幼稚園があるのだろうか、一團たりともあ
つてはならないと私は思うのでありますが、そのと
き間近になつて言つたのはだめなの。今からそ
ういうことを示しておかなければだめなの。そう
いう準備をしておかなければだめなの。

この前のなれなかつた園の理由を聞くと、ほと
んど初めからなれないような条件の幼稚園が随分
あつた。五年たつて、あのまま切れたとしても、
文部省は、それはもう使つたのだから返還させる
ということとは酷だと言ふ。そういう事情もわか
ります。けれども、それでは初めからやるつもりが
なくて、法人化するつもりがなくて、金だけもち
つてもうけていいのか、これが教育機関でいいの
だらうかという問題もある。だから、もう一年し
かないのでありますから、今からその準備とい
うものをやらねばならぬ。

これは、三年間延長したときの附帯決議は、「所
轄庁は、補助金の交付を受けた学校法人以外の私
立の学校の設置者で学校法人化をなし得なかつた
者について、なし得なかつた理由及び経過につ
いての報告書を提出させること。」そして「所轄
庁は、学校法人以外の私立の学校の設置者で今回
の期限延長に伴い、引き続き補助金の交付を受け
ようとする者について、補助金の交付に先だち、学
校法人化への計画及び学校法人化への努力を誠実
に行う旨の文書を提出させること。」とあるので
ありますから、きつとそうやっているだらうと思

うし、行政庁はそういう指導をしていると思うけ
れども、来年になつてからできないということに
なつたならば、この教育機関というものが非教育
的な行為をするには私は許せないと思うので、
今から準備をしたらならなければならない
し、今どのような状態にあるかということ局長
に聞きたい。

○阿部政府委員 お答えいたします。

一昨年、昭和五十七年に議員立法で、いわゆる
三年延長法案を御議論いただきました。成立をい
たしたわけでございますが、その当時に申し上げ
ておりました数字で、昭和五十一年度から学校法
人化の志向園ということで補助金の対象となつた
ものは千九百五十五園でございますが、五十七年の三
月三十一日、つまり当時の法定期限が切れた時点
で学校法人化に至つていなかった幼稚園が四百八
十園ということであつたわけでございます。その
後、昭和五十八年、昨年の三月三十一日、つまり
三年延長のうちの最初の一年が過ぎた時点でござ
いますけれども、その時点におきましては、この
四百八十園のものが三百六十五園まで減少してお
るというような状況にあるわけでございます。

現在、ここの三月末現在の数字、つまり二年
目が切れた部分についての実態の調査をしておる
ところでございまして、まだ的確にその数字をつ
かんでおられないわけでございますが、その状況等
も見ながら、なお法人化の促進についての指導を
重ねてまいりたい、かように考えているところで
ございます。

○木島委員 私の言っていることは、今その数字
を聞きたいというのではなくて、現在、あと一年
しかないわけでありますから、それに対して適切
な指導をしておかないといけないという意味で、
どうなつておるかということをお聞きしたわけで
あります。したがつて、もう時間がありませんか
らいいです。その点は抜きかりなくやつていただ
きたいということの要望にしておきます。
時間がもう少しありますけれども、やめます。

○中西(續)議員 先ほど内閣法制局の方から答弁
がありましたけれども、この問題については質問
者、理解が早く途中で打ち切つたようでありま
すけれども、少なくともやはりこの問題につきま
しては、先ほど答弁されておりましたように、
あくまでも基準という問題を論議しておりました
けれども、だんだんわからなくなつてまいりまし
たが、いづれにしてもその尺度は若干の幅がある
ということを行い、そして「国立学校の教育公務
員の給与の種類及びその額を基準として定め
る」、これとは別のことをするということではい
けないということをはつきり言つたわけでありま
すから、少なくとも所管する文部省は、「給与制度
の基本である給料表について、国立学校の教育職
員と異なつた内容のものを採用することは、教育
公務員特例法第二十五条の五の規定の趣旨に反す
る」と、昭和三十三年七月二十六日付初中局長通
知で各県に指導し、その上で、「一般地方職員の給
料表が国の行政職俸給表の内容に変更を加えて作
製される等の場合において、これとの均衡を考慮
し、同条に規定する「基準」の範囲を逸脱しない
限度において国の教育職俸給表に部分的な変更を
加えて公立学校の教育職員の給料表を定めること
を否認する趣旨のものではない」と同じ昭和三十
二年八月十六日付通知によつて解釈をしておるわ
けです。

したがいまして、これにつきましてはあくまで
も教育職(三)表を適用するということが前提にな
つて論議されておるといふことを明定しておか
ないと、自治省あたりが論議されておるといふこと
を内容的に聞いておりますけれども、これは行政職
を適用することがあたかも正当なような論議がさ
れておるようでありますけれども、これは大変な
誤りであるといふことを指摘しておかなくては
ならぬと思つております。

これだけ申し添えておきます。
○木島委員 その点はそう理解をしたからこそ、
文部省の通達も私はよく知つておりますし、それ
から、尺度であるから若干の幅があるが合理的な

理由がなければならぬということでありま
すから、私はそのように理解したのであります。
ありがとうございます。

○愛野委員長 内閣提出、日本育英会法案を議題
といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許しま
す。北川正恭君。

○北川(正)委員 私は、日本育英会法案について
御質問をいたしたいと思ひます。

この法案につきましては、昭和五十九年度の入
学者から今回の制度改正が適用されることを予定
していることもあり、大学の学生やその父兄から
も強い関心を持って見守られておるわけでありま
すので、国民の育英奨学事業に対する強い要請を
考え、その速やかな成立をお願いしつつ質問をい
たしたいと思ひます。

我が国の学校教育は昭和五十八年度で見ま
しても、高等学校は九四％、大学は三五％という進
率を見ているわけであります。その間にあつて、
学校教育の普及拡大の努力の一環として育英奨学
事業の充実発展が図られてきたわけであります
が、まず初めに、我が国の育英奨学事業の現状に
ついてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 我が国の育英奨学事業の現状に
ついてのお尋ねでございますが、国の資金によつ
て事業を行つております日本育英会を中心に地方
公共団体、民法法人等全体では二千七百を超える
団体等によつて行われているわけでございます。

そのうち日本育英会の事業でございまして、奨
学生数全体の約六〇％、事業費で約八〇％を占め
ております。五十八年度では高等学校、大学、大
学院、高等専門学校、専修学校の約四十万人の学
生、生徒に対し総額千八百億円の奨学金を無利
子で貸与しているわけでございます。このほか、
大学を設置する学校法人で、当該大学に在学する
学生を対象として奨学金貸与事業及び入学一時金

の分割納入事業を実施するものに対して、日本私立振興財団を通じて資金を低利で融資するなど、私立大学奨学事業援助を実施をいたしておるわけでございます。なお、五十九年度からは奨学金貸与事業については学年進行で日本育英会の行有利子事業に取り込むことにいたしておるわけでございます。

現状はただいま御説明申し上げたような状況でございます。

○北川(正)委員 昭和十九年に日本育英会法が施行されてから今日まで四十年にわたって、日本育英会が実施する育英奨学事業は充実発展を遂げてきたわけでありますが、それでは今日までの育英会の事業の実績についてお尋ねをしたいと思います。

○宮地政府委員 育英奨学事業の実績でございますが、創立以来五十七年度末までの四十年間に育英会を通じて奨学金の貸与を受けた学生、生徒数は約三百四十万人に達しております。貸与総額は全体で約八千五百億円に及んでおりまして、これらの人材は社会の各分野で活躍し、我が国の今日の発展に多大の寄与をしてきておるわけでございます。

また、卒業後における返還金の回収でございますが、おおむね順調に行われておりまして、五十七年度末までの返還金総額は千四百八十八億円でございます。回収を要する金額千五百二十二億円に対して九七・七%の高い回収率となっております。そうして、これらの返還金は事業資金として効率的に運用をされておるわけでございます。

以上が今日までの事業実績でございます。

○北川(正)委員 そういう事業実績もあるわけでございますが、それでは、今回制度改正を行うわけですが、その趣旨について文部大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○森岡務大臣 ただいま大学局長から、育英会の現状、また実績等の報告がございました。特に最近には高等教育に進む量の普及もありまして、量的に大変な拡充がございまして、社会、経済

情勢の変化に対応して事業の一層の充実を図るためには、その内容も方法も抜本的に見直す必要があるのではないかと。そしてもう一つの面は、臨調の答申もございました。育英奨学事業というものは、スタートしてから今日の社会の変化、経済の大きな成長、そういうものにもかんがみてまいりますと、臨調の答申を受けまして文部省の中の育英奨学事業に関する調査研究会、その報告でも、抜本的な改正をするようなそうした指摘をちょうだいいたしました。

今回の改正をお願いし、国会に提出させていたいただきました法案は、このような要請にこたえまして、現行の無利子貸与制度の整備を図りますとともに事業の量的な拡充にこたえていく、そういう意味で低利の有利子貸与制度を創設する、制度全般にわたって整備改善を図ろうということが目的でございます。

○北川(正)委員 それでは、育英会法の第一条の目的規定に、「国家及び社会に有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与すること」を掲げた理由についてお伺いをいたしたいと存じます。

○森岡務大臣 現行の法の目的規定におきましては、ちょうど昭和十九年、戦時下におきます制度創設ということでもございましたので、国家有用の人材育成のみが掲げられておるわけであります。戦後、憲法及び教育基本法は、いわゆる教育の機会均等について規定をいたしてあるわけでございますので、育英会も教育の機会均等の精神を踏まえて、より多くの学生、生徒を対象とするように事業の拡充を図つていきたい。今回のいわゆる全部改正に際しましては、憲法と教育基本法の規定を考慮するとともに、事業運営の実態を踏まえまして教育の機会均等に寄与するということを目的として掲げたものであります。

○北川(正)委員 そこで今度は、私どもの国において育英奨学事業は、制度創設以来無利子で実施をしてきたわけでございますが、それじゃ先進諸外国の育英奨学事業の現状についてお伺いをしたいと思ひます。

いと思ひますし、また、アメリカにおいては有利子貸与奨学金が実施されておると聞きをしていてるわけですが、その実情についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 諸外国の状況についてのお尋ねでございますが、アメリカ、イギリス、西ドイツ等の先進諸外国における公的な育英奨学事業は給費制度が主体でございまして、一部これを補うものとして貸与制度が実施されているわけでございます。そして、全体の事業規模も相当大きいものがございまして、もちろん国によりまして、国情なり教育制度、大学進学率等それぞれ異なるわけでございまして一概に比較することは困難かと思ひますが、奨学金受給者の割合を大学について見ますと、イギリスで約九割、アメリカが約六割、西ドイツが約四割、フランスが約一割ということでございます。なお、日本の場合には約一割でございます。

それから奨学金の額でございますけれども、それぞれ国によって異なりますが、おおむね学生生活費を考慮して定められているようでございまして、お尋ねのございましたアメリカでございますが、給費制を補充するものとして有利子貸与事業が行われております。具体的には連邦直接貸与奨学金が年利四%で約九十五万人の学生に対して貸与されており、学生貸与金保証制度による貸与奨学金というのが年利七%で約百五十一万人の学生に対して貸与されております。それから父兄貸与金保証制度によりまして貸与奨学金が、これは一九八一年度創設されたものようでございまして、年利九%ということになっておるわけでございます。

近年、国の財政事情が大変悪化したというようなことを受けてまして、有利子貸与事業の拡充が積極的に行われておまして、一九七九年度においては学生総数の二五%に当たる約二百五十万人がこれらの有利子貸与奨学金を受けているというぐあいに承知をいたしております。

○北川(正)委員 昭和五十九年度の予算は既に成立をしておりますが、その中でこの日本育英会の育英奨学事業はどのような改善を行っているのか、お伺いをいたします。

○宮地政府委員 五十九年度予算の内容についてのお尋ねでございますが、育英奨学事業については、臨調答申あるいは育英奨学事業に関する調査研究会の報告を踏まえまして、五十九年度予算において無利子貸与制度の改善を行うとともに、育英奨学事業の量的拡充を図るために財政投融資資金の導入による低利の有利子貸与制度の創設を行うことにしておるわけでございます。

無利子貸与制度については、一般貸与と特別貸与を一本化し、特別貸与返還免除制度を廃止するとともに教員養成学部の特例枠を廃止をいたしまして、返還免除額は、これは臨調答申でも言われておるわけでございますが、返還免除額の縮減に努力をいたしたわけでございます。

また、有利子貸与制度は、当面は大学、短期大学を対象といたしておりまして、初年度の五十九年度は貸与人員二万人、事業費六十五億円という内容になっております。貸与利率でございますが、在学中は無利子とし、卒業後の貸与利率は年三%という中身になっております。

以上の結果、無利子貸与事業、有利子貸与事業合わせますと、五十九年度においては、貸与人員において約一万一千人の増、事業費において約六十七億円の増ということになっております。なお、学年進行完成後の昭和六十四年度で申し上げますと、貸与人員において約四万二千人の増、事業費で約三百四十億円の増を見込むような内容で五十九年度予算をお願いいたしたわけでございます。

○北川(正)委員 そういうわけで有利子貸与制度が出てきたわけですが、当然、これまでの育英奨学事業の量的拡充の必要性はかねてから言われてきておったわけですが、その努力もされてきた。そして今回、制度改正において量的拡充を図るために有利子貸与の創設を行うということでござい

ざいますが、その内容について伺いをいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 ただいまもく概括的に申し上げたわけでございますが、量的な拡充というのは、従来育英会の事業は一般会計からの政府貸付金と先ほど申し上げました奨学生の返還金で事業を行ってきたわけでございます。全体的に教育の機会均等を確保し、生活費の上昇や授業料負担に対応して奨学事業の量的拡充を図る必要があるわけでございますけれども、片や現下の財政事情が一般会計の貸付金を資金とするだけでは限度があるというふうなことを受けて、一般会計以外の外部資金として財政投融資資金を導入して低利の有利子貸与制度を創設することにしたわけでございます。

その内容でございすけれども、先ほど人員、貸与月額等については申し上げたわけでございす。さらに貸与月額については、基本的な貸与額は無利子貸与と同額といたしておりますけれども、私立大学の医・歯系や薬学系統では学生納付金が一般学部 비해高額であるというふうなことも考慮をいたしまして、基本的な額に加えて奨学生の希望に応じて増額貸与月額を受けることができるという内容といたしております。

また、貸与利率でございすけれども、先ほど申しましたように、在学中は無利子で、卒業後の利率は、基本的な貸与額についてはできるだけ低利とするという観点から年利三%にいたしておるわけでございす。

なお、ただいま申し上げました増額貸与月額については、医・歯系及び薬学系に対する特別の措置であるというところから、財政投融資資金と同率の年利七・一%ということにいたしております。

国としても、有利子貸与を受ける学生の利子負担をできるだけ軽減するために、在学中の無利子貸与と卒業後の貸与利率と財政投融資資金の融資利率との差額につきましては、一般会計から利子補給を行うということにいたしております。五十九年度予算では約二億円を計上しているところ

でございます。

以上が有利子貸与制度の中身でございます。

○北川(正)委員 有利子貸与制度は当然量的拡充を図るためになされたわけですが、しかし、従来から実施されてきている無利子貸与制度は当然事業の根幹として存続させ、今後ともその改善を図るべきであると考えているわけでございす。両者の関係は一体どうなるかということについてお尋ねをしたいと思います。

○森岡務大臣 先ほどから申し上げましたように、育英奨学事業は教育のまさに機会均等を確保いたします、そういう意味で教育施策の基本だろ

うというふうには私は考えております。

今回の制度改正は、今北川さんがおっしゃいましたように、無利子貸与制度を事業の根幹として存続はさせます。そして、これに加えて新たに有利子貸与制度というものを、いわゆる二本線を引こうと、こういうことでございす。今後ともこの無利子貸与制度は、今回の法改正にもお願いをいたしておりますように単価アップをいたしておるわけでありますから、そういう改善を加えながら事業の根幹にしていきたい。一方には、量的な拡充を図ることによって事業の枠をできるだけ広げていきたい、いわゆる対象の学生に対する期待にこたえていきたい、こういうことで有利子貸与制度をしくものであります。

○北川(正)委員 わかりやすい言葉で教えてもらいたいのですが、有利子貸与奨学金を借りた場合に、学生の返還金の負担増は大体どの程度になるか、お伺いをしておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 有利子貸与事業の創設に当たりまして、先ほど御説明したわけでございす。貸与利率は卒業後におきましてもできるだけ低利となるような配慮をいたしたわけでございす。

具体的に申し上げますと、返還総額を見ますと、国公立、私立とも、無利子貸与に比べて二割程度の増になるかと考えるわけでございす。返還額は年額で、国公立大学で約十二万六千円、私

立大学で約十五万三千円ということでございます。これを民間企業の初任給に占める割合で見ますと、国公立大学では八%程度、私立大学では九・七%程度ということでございます。

卒業奨学生の返還負担能力という点から考えれば、この程度の返還負担は無理のないものではないかというぐあいになっております。もちろん、国としても、有利子貸与を受ける学生の利子負担をできるだけ軽減するために、在学中の無利子貸与と卒業後の貸与利率と融資利率との差額については、先ほど御説明をいたしましたように、利子補給を行うというふうなことで、できるだけ学生の負担のかからないような配慮はいたしておるわけでございす。

○北川(正)委員 そうなると、無利子貸与と有利子貸与の対象となる学生については育英会法案第二十二条に規定がされているわけですが、では具体的にどう違うのかをお尋ねしておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 無利子貸与と有利子貸与の対象となるものの基準についてのお尋ねかと思ひますけれども、新しい日本育英会法が成立しました後、法律の趣旨に沿って正式に定められることになるわけでございす。ただいままでのところ、お尋ねのような考え方で対応をいたしたというぐあいに考えているわけでございす。

まず、家計収入の限度額についてでございます。無利子貸与にあつては、国公立大学で現行の四百七十二万円から五百六十五万円に、私立大学で現行の五百二十万円から五百九十七万円にそれぞれ改定をいたしまして、有利子貸与についてはさらにこれを百万円程度上回るものにしたというぐあいに考えておるわけでございす。

次に、学業成績の基準でございすけれども、大学の場合、現行の一般貸与が高校成績平均が三・二以上、特別貸与が高校成績平均が三・五以上となっておりますので、これらの事柄を考慮しながら無利子貸与と有利子貸与の基準を定めると

いうようなことで考えているところでございす。

○北川(正)委員 ややもすると、給与世帯の子弟に比べまして農家やあるいは商店等の個人業種世帯の子弟は奨学生として採用される場合に有利となつてゐるのではないかと、こういう場合が想定されるわけですが、今回の制度改正でその是正措置を講じられてゐるのかどうか、お伺いをいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 日本育英会の奨学生の場合、主として学業成績と家計収入の基準によって選考するという考え方でございます。この二つの基準に該当する者の中から必要度の高い者が採用されているわけでございす。

そこで、家計収入の基準でございすけれども、五十九年度において消費者物価や家計収入の上昇というふうなことも考えまして、先ほど御説明を申し上げましたが全般的に改定をするように考えておるわけでございすけれども、特に給与所得世帯については、給与所得世帯の生活実態というものを踏まえまして、給与所得の控除限度額を現行の百六十七万円から二百十七万円と五十万円増額をすることにしたしております。したが

いまして、五十九年度においては大学の奨学生を採用する場合の家計収入の限度額は、給与所得世帯を例にとりまして、無利子貸与にあつては国公立大学で現行の四百七十二万円から五百六十五万円、私立大学で現行の五百二十万円から五百九十七万円に改定をすることになるわけでございす。

今後ともこの基準の設定に当たりましては、給与所得世帯とその他の世帯との均衡ということとは十分念頭に置きながら対応をまいりたい、かように考えております。

○北川(正)委員 法案の第二十二条第五項によると、無利子貸与にあわせて有利子貸与を行うことができることとなつてゐるが、その理由と対象となる学生について伺いをいたしたいと思ひます。

○宮地政府委員 無利子貸与を受けている学生生

徒の中には、無利子貸与を受けましてもなお修学を維持することが困難な者がいることも考えられるわけでごいまして、そのような生活困窮者に対しては、無利子貸与にあわせて有利子貸与を受ける道を開くということによってその修学を援助する必要があると考えておるわけでごいします。

なお、無利子貸与と有利子貸与の併用でございすけれども、有利子貸与と無利子貸与の併用でございす程度ということで考えておりました、五十九年度において約二千人を予定いたしております。

なお、併用できる者の基準といたしましては、学業成績の基準は無利子貸与と同じといたしております。家計調査の方でございすけれども、総理府の家計調査によるいわゆる五分位階層区分の最も低所得階層であります第一・五分位の収入額、約三百万円でございますが、そういう程度を考慮しておるわけでございします。

○北川(正)委員 次に、返還免除制度について少しお尋ねをいたしたいと思ひますが、この制度、見方を変えれば事実上の給与制と言ふことができると思ひますが、今回それについてどのような改正を行ったのか、お尋ねをしたいと思ひます。

また、教育、研究職返還免除制度は、当然教育、研究分野に優秀な人材を確保するための施策として重要であると考えます。したがって、今後とも存続させるべきだと考えておりますが、御見解を承りたいと思ひます。

○森岡(正)大臣 お尋ねの返還免除制度であります。いわゆる一般貸与と特別貸与を一本化したいたしましたので、特別貸与返還免除制度はこれに伴ひまして廃止をいたしたいと考えております。ただし、死亡、心身障害返還免除制度は今後も存続をさせていく。したがって、新しく創設をいたします有利子貸与制度はこれに適用をさせていただきます。こう考えております。

なお、第二点のお尋ねでございました教育、研究職に對します返還免除制度は、学校教育分野及び學術研究分野に優秀な人材を確保する、こうい

う基本的な施策でございます。大変大きな役割を持つておるわけでございますので、今回の改正におきましては返還免除制度はこの部門につきましては存続をさせていきたい、こう考えております。ただ、財政事情が非常に厳しゅうございしたため、当然返還免除額を縮減しなければならぬということが課題になつてまいりますので、教員養成学部の特例枠は廃止したい、こういうふうな考えております。

○北川(正)委員 ところで、この法案の附則第一条では、この法律の施行期日は昭和五十九年四月一日となつてゐるわけですが、その理由についてお伺いをしておきたいと思ひます。

○宮地政府委員 改正法は、五十九年度入学者から適用するということで施行期日を五十九年四月一日としてゐるわけでございます。なお、既に四月一日を過ぎておりましたために、施行期日の規定につきましては何かの修正が必要となつておるわけでございます。五十九年度入学者の四月分から新法に基づく奨学金を支給できますように所要の修正をお願いしたい、かように考えております。

○北川(正)委員 最後に、資源の少ない我が日本で、次代を担う青少年の育成ということは一番大切なことであることは論をまちせん。そういう中であつて、優秀でありながら経済的な理由のために教育を受けられないということはいかにも我が国において特に避けなければいけない、こう思つておりますが、今回の制度改正を機会に育英奨学事業の一層の発展を期待しておるわけでございますけれども、文部大臣のそれに対する御見解をお伺いいたしておきたく存じます。

○森岡(正)大臣 北川さん御指摘のように、これらの科学技術あるいは産業の発達、大変大きなものがあるわけでありまして、そういう意味では、御指摘どおり物的な資源に乏しい我が国にいたしましては、将来にわたる活力ある国家社会を築いていくためには、何といひましても有為な人材を育成するということは政治的にも極めて大切

なことでございます。

今回の育英奨学事業の改善に当たりましては、人材の育成と教育の機会均等に寄与する基本的な教育施策であることに留意をいたしまして、無利子貸与と制度を事業の根幹として存続させて改善をしていきたい、量的な拡充を図るためには、新たに財政投融資資金を導入いたしまして低利の有利子貸与と制度を創設したい、そのように考えているところでございます。

今後ともこの制度を改正の趣旨に沿ひまして、育英奨学事業は先ほどから申上げておりましたように極めて大事な制度でございますので、充実に努めてまいりたい、このように考えておるところでございします。

○北川(正)委員 それでは、今度は別の角度から少しお尋ねをしていきたいと思いますけれども、今回の制度改正によりまして奨学金の貸与月額の引き上げが行われてゐるわけでございますが、それは実際は学生生活費に對しましてどの程度の割合になつてゐるのか、お伺いをしてまいりたいと思ひます。

○宮地政府委員 今回の改正で、学生生活費に對してどの程度の割合になるかというお尋ねでございますけれども、日本育英会の奨学金の貸与月額につきましては、従来から学生生活の実態なり経済情勢等を総合的に勘案しながら改定をしてきておるわけでございます。

昭和五十九年度におきましては、現行の無利子貸与につきまして、一般貸与を特別貸与に吸収する形で全体の貸与月額の引き上げを行いますとともに、さらに高等学校で千円、大学で二千元、大学院で五千円の貸与月額の増を行つておるわけでございます。また、有利子貸与でございますけれども、基本的な貸与月額は無利子貸与と同額としておりますけれども、先ほど御説明しましたように、私立大学の医・歯・薬系については希望に応じて増額貸与を受けることができるということになつておるわけでございます。

そこで、学生生活費に對します奨学金の割合で

見ますと、おおむね三割ないし四割程度が見込まれるのではないかと、かように考えております。例えば五十九年度の無利子貸与の貸与月額でございますが、国立大学の自宅外通学者の場合に二万八千円、私立大学の自宅外通学者の場合に四万一千円ということになつておりました、この額は学生生活費に對して二六・六ないし二九・九程度ではないかと、いふぐあいに見込まれるわけでございます。

さらに、有利子貸与の私立大学の医・歯系では六万円の増額貸与月額を受けることができる。これは奨学生の希望に應じてということになるわけでございますけれども、その場合には、学生生活費に對する奨学金の割合としては三七・七程度が見込まれるのではないかと、かように考えております。

○北川(正)委員 今回の法案の第三十二条に、新たに日本育英会が日本育英会債券を発行することができるとする規定が設けられてゐるわけですが、その理由についてお伺いをしてまいりたいと思ひますが、よろしくお願ひします。

○宮地政府委員 債券発行規定を設けたわけでございますが、その理由についてのお尋ねでございますけれども、日本育英会の学資貸与事業につきましては、先ほど来御説明をいたしておりましたように、従来一般会計からの政府貸付金と卒業奨学生の返還金をもつて事業を行つてきたわけでございます。

高等教育の機会均等を確保するというためには、学生生活費の上昇なりあるいは授業料負担に對応いたしまして、学資貸与事業の量的拡充を図る必要があるわけでございますが、今日の財政状況から申し上げますれば、一般会計の政府貸付金を資金とするだけでは限度があるわけでございます。量的な拡充を図るために日本育英会が債券を発行することができるとする規定を設けて、国の一般会計以外からの資金を導入し得ることにしたわけでございます。

なお、債券発行能力を有する法人になることによりまして、資金運用部資金の貸し付けを受けて、有利子貸与事業に對する貸与資金の原資に充

てることができるようになりたいと考えておるわけ
でございます。

ちなみに、債券発行規定を持っております特殊
法人でございますが、約三十法人があるわけでござ
いまして、文部省所管のもので申し上げますと、日
本私学振興財団が該当するわけでございまして、
ほぼ同様の規定を置いております。

なお、資金運用部資金法では、特殊法人につい
て運用対象を債券発行能力を有する法人に限定を
しているというのが資金運用部資金法の七条一項
第七号及び第八号で規定をされておるわけでござ
います。

以上のような点から、今回の規定を新たに設
けることにしたわけでございます。

○北川(正)委員 債券を発行することができると
いうことで、いよいよ債券まで発行するわけでござ
います。

それでは、そのことについて法案の第四十三
条に、文部大臣と大蔵大臣との協議規定が新たに設
けられるわけですが、その理由についてお尋ねを
したいと思います。

○富地政府委員 大蔵大臣との協議規定を新たに
設けた点についてお尋ねでございますが、最近の
立法例でございますが、特殊法人の財務・会計に
関します重要事項については大蔵大臣と密接な
連絡を保つという必要があるわけでございまして、
そのため、これらの事項について大蔵大臣と
協議をすることとされているわけでございます。

現行の日本育英会法は制定が昭和十九年とい
うようなこととございまして、大蔵大臣との協議の
規定はなかったわけでございまして、今回の
全部改正に際しまして、最近の特殊法人に係る
立法例に従いまして規定の整備を行うとするも
のでございます。

具体的に大蔵大臣との協議事項について御説明
を申し上げますと、認可については規定した業務
以外の業務を行うときの認可、これは第二十一条第
二項でございます。第二点として、業務方法書の
作成及び変更の認可でございますが、これは二十

五条第一項でございます。第三点として、事業計
画、予算及び資金計画の認可、なお、これらの変
更の認可でございますが、これは第二十八条でござ
います。第四点として、借入金及び日本育英会
債券の発行の認可、これは第三十二条第一項でござ
います。第五点として、短期借入金の借入れの
認可でございますが、これは第三十二条第二項
ただし書きでございます。第六点といたしまして
は、日本育英会債券の発行事務の委託の認可でござ
いまして、これは第三十二条第六項でございます。
第七点といたしましては、長期借入金及び日本
育英会債券の償還計画の認可で、これは第三十四
条でございます。

次に、省令の制定につきましては、学資貸与の
対象者の認定の基準と方法に関する文部省令の制
定、これは第二十二條第二項、第三項、第五項の
関係でございます。業務方法書の記載事項を定め
ます文部省令の制定、これは第二十五条第二項の
関係でございます。第三点の、学資金回収業務の
方法に関する文部省令の制定で、これは第二十五
条第三項でございます。第四点として、育英会の
財務及び会計に関する文部省令の制定でございま
して、これは第三十七條関係でございます。

次に、承認に係る事項といたしましては、財務
諸表及び決算報告書の承認でございますが、これ
は第三十条第一項の関係でございます。第二点として、給
与及び退職手当の支給の基準の制定及び変更の承
認でございますが、これは第三十六條の関係でござ
います。

第四に、指定についての協議としては余裕金運
用の対象となります有価証券の指定ということ
で、これは第三十五条第一号の関係でございま
す。

以上のような点が協議規定として規定をされて
いる点でございます。

○北川(正)委員 常々言われているわけでござ
いまして、育英資金を借りるのは借りた、しかし、
その返済はどうなっているかということで、その
返済状況について、もう一つ、繰り上げ返還を

した場合の特典があったと思うんですが、もつと
その特典を強化すべきであらうと思っております
が、そのあたりについてお尋ねをいたしておき
たいと思っております。

○富地政府委員 返還につきましては、先ほど概
括的に全体の御説明を申し上げたわけでございま
すが、九七％を超える返還ということになってお
ります。

なお、繰り上げ償還の場合の恩典その他の点に
つきまして現状の御説明を申し上げますが、ちょ
っと資料を……繰り上げ返還の場合でございま
すが、報奨金といたしましては、最終の割賦金の
返還期日の四年前までに貸与金の返還未済額の全
額を一時に返しました際には、返還により繰り上
げ償還したことになります割賦金の一〇％に相当
する金額を報奨金として支払うという考え方をと
っております。

○北川(正)委員 日本育英会の奨学資金制度はよ
くわかるわけでございますが、それだけでなし
に、民間の育英奨学事業の育成を図るべきであ
ろうと思っておりますが、その民間の
育英奨学事業について文部省としてはどう対処さ
れているか、あるいは今後の施策について見解を
承っておりますか、と思っております。

○富地政府委員 最初に、奨学事業の全体の概況
について御説明をした際に申し上げた点でもある
わけでございまして、文部省が五十四年度
に実施をしました実態調査で申し上げますと、日
本育英会を除きまして、地方公共団体、公益法人、
学校その他を合わせまして二千七百二十六の事業
主体によりまして、約二百万人の奨学生に対して
二百十九億の事業が行われているわけでございま
す。昭和五十九年度の調査と比較をいたしますと、
事業主体数で五十九、奨学生数で九千人、奨学金
の額で百十億円の増加が見られております。この
うち育英奨学事業を行っております公益法人でござ
いますけれども、六百七十三法人ございまして、
約七万五千人の奨学生に対して奨学金約八十
八億円の事業が行われております。

育英奨学事業を行います公益法人についてで
ございますけれども、寄附金の受け入れ等につきま
して税制上の優遇措置が講ぜられておるわけでござ
います。既設の法人については、これを活用し
まして、個人や企業からの寄附を促進し、事業の
充実を図るよう従来から指導しておるわけでござ
います。今後一層民間育英奨学財団等の設立
が行われまして、民間の育英奨学事業が十分発展
するように、私どもとしても育英奨学事業全体の
ためにはそういうことが大変望ましいわけでござ
いまして、積極的にそういう方向へ進みますよう
に一層努力をいたしたい、かように考えておりま
す。

○北川(正)委員 あつちこつちしますが、今回の
育英奨学制度の改正に当たって、文部省に育英奨
学事業に関する調査研究会を設けて検討したと聞
いているわけですが、その調査研究会の検討経緯
とその報告の考え方について伺いをいたしたい
と思っております。

(委員長退席、白川委員長代理着席)

○富地政府委員 育英奨学事業に関する調査研究
会の調査結果を踏まえて今回の改正を御提案申し
上げておるわけでございまして、育英奨学
事業につきましては、臨調答申においてもいろいろ
の見直しが提言をされたわけでございます。

しかしながら、やはりこれらの点はいずれも育
英奨学制度の大変基本にかかわる問題でもありま
すので、文部省におきまして、学識経験者等が構
成をいたします育英奨学事業に関する調査研究会
を設け、今後の育英奨学事業のあり方について五
十六年十二月以来、諸外国の実態調査でございま
すとか、あるいは関係団体からの意見聴取を行う
などいたしまして、慎重な調査研究を行ったわけ
でございます。そして一年半にわたります検討結
果が昨年六月に取りまとめられまして文部省に報
告をされたわけでございまして、この報告の主な
内容は次のようになっております。

育英奨学事業が教育の機会均等の確保と人材の
育成を図ります上で基本的な教育施策であるとい

う認識のもとに、現行の日本育英会の無利子貸与制度を国によります育英奨学事業の根幹として存続させるということが第一でございます。なお、一般貸与を特別貸与に吸収をいたしまして、両者の区別を廃止してその改善を図ることが無利子貸与制度の改正としては提言として言われているわけでございます。

第二点といたしまして、高等教育の普及状況に対応いたしまして、育英奨学事業の量的な拡充を図るといことで、先ほど来御説明をいたしておるわけでございますけれども、一般会計の資金だけでは限度がございますので、一般会計以外の外部資金の導入を行うことによりまして新たな有利子貸与制度を創設するという点が第二点でございます。

それから第三点でございますけれども、教育職に対する返還免除制度でございますが、臨調答申等ではいろいろとそれらの点についても言われておったわけでございますけれども、人材養成等に果たしてきまされた役割の重要性ということから見まして、この制度そのものは存続させるということに調査会では結論をいただいたわけでございまして、先ほど御説明しましたように、教員養成学部の特例の廃止ということによって返還免除額を縮減することに取り組むことになったわけでございます。

なお、一般貸与と特別貸与の一本化に伴い、特別貸与返還免除制度は廃止するというところにこの報告では言われております。

以上のような点が育英奨学事業に関する調査研究会の報告の主な点でございます。

〔白川委員長代理退席、委員長着席〕

○北川(正)委員 第三十八条の規定に関連してお尋ねをいたしますが、監督上必要な文部大臣の命令というのは、具体的にはどのようなことを指すのかということについてお伺いをいたしたいと思います。

○宮地政府委員 第三十八条の監督上必要な文部大臣の命令として、具体的にどのようなものが考

えられるかというお尋ねでございますけれども、日本育英会につきましては、これは文部大臣がその監督を行うわけでございます。監督規定について、最近の立法例に倣って整備を行ったものでございまして。

そこで、「監督上必要な命令」として具体的に考えられるものとしては、例えば次のような場合が予想されるわけでございます。

育英会法によりまして文部大臣の認可または承認を受けなければならないときにその認可または承認を受けようとしないうような場合に、それらを受けるべきことを命ずるといようなことで、実際上はそういう事態が起こってくるということとは考えられませんが、例えばそういうようなことでございまして、あるいは財務または会計に関する省令に定める諸手続に反する手続をとった場合にその正を命ずるといようなこと、育英会の役員職員の職務執行につきまして、必要に応じて具体的には正なり改善検討等を命ずるといようなことが考えられるわけでござい

ます。

なお、ちなみに本条は、日本私学振興財団あるいは日本学校健康会の規定の例に倣いまして三十八条を設けた次第でございます。

○北川(正)委員 今度、今回の制度改正に伴う有利子貸与の意味合いとかを尋ねてきたわけでございまして、確かに量的な拡充を図るためには有利子貸与の制度も万やむを得ないところであろうと思

います。しかし、事業の根幹として無利子貸与制度を存続させるということはどうしても必要であると思ひますし、さらにその改善方を一層進めていただきたいとお願いを申し上げたいと思うわけでござい

ます。さて、そこで、少し育英資金の話と切り離して、実際、じゃ学生が生活をしていく上で、あるいは機会均等の授業を受けるということにおいて、何に一番困っているかという論議に移してまい

いは授業料等、それは確かに違いますが、しかし国公立、私立を問わず、授業料なり入学金なりということよりも、むしろ、例えば地方の学生が修学の機会を得るために大都会へ出てきてそこで生活を始める、そういったものと月々授業料以外に十数万前後のお金がかかってくる、こういうことになるわけでございます。奨学資金という制度によつて教育の機会均等が与えられるので、有利子、無利子を問わず拡充はさらにしていただきたいと思ひますけれども、それと並行して、教育の機会均等を言うならば当然、奨学資金制度だけでなくに学生全体に及ぼす、例えば学生寮の建設であるとか、あるいは学生を本当に有利な体制で勉強ができる状況に置くために奨学金制度以外にお考えになつていられる部分があればお伺いをしたいし、特に学生寮などについては今後の検討をぜひお願いをしていきたいと思ひます。そのあたりについてぜひ前向きな御返答をいただければありがたいと思ひます。お願ひいたします。

の約八・五%が入寮しているということになるわけでございます。

そこで、入寮の状況でございますが、いわゆる新規格寮と申しますか、鉄筋で個室制でございますけれども、その入寮率は九割以上ということで大変高いわけでございます。なお、旧寮として、これはほとんどが木造で相当老朽化しているものもあるわけでございます。あるいは鉄筋でありましてけれども個室ではなくて、複数の人数部屋になつております新寮でございますが、それらについてはいずれも六割ないし七割程度でございます。入寮の率が低いというのが現状でございます。

寮については以上のようなことでございまして、私どもとしても、それらの寮の改築計画については相当積極的に取り組んでおるわけでございまして、木造寮の整備について申し上げまして、五十年九月で百八寮ありましたいわゆる老朽寮でございますが、建てかえが進められまして、現在までに七十八寮が措置済みでございます。今後ともそういう寮の整備については積極的に取り組んでまいりたいと思ひます、かように考えております。

具体的にお話のございました学生寮についてのお尋ねでございますけれども、学寮というものは、基本的に経済的な面での効果とかあるいは教育的な面での効果も期待されるわけでござい

ますけれども、最近の国民生活の向上なりあるいは学生の意識の多様化というようにもございまして、学寮に対する学生の志向も今日では変わつてきておるという点が言えるかと思ひます。主として勉学と生活のための良好な居住施設であるということに対する期待が強くなつておるわけ

でございます。

国立大学の場合で申し上げますと、学寮の収容定員が約四万人、二百二十二寮でございますけれども、学生総数に対する収容率としては全体で約一・一%という状況でございます。入寮者が現在約三万人でございまして、入寮の率としては七六%という状況でございます。学生総数

されている。そうなつてくると、せつかく一生懸命奨学資金制度を充実させたり、あるいはそのほかにももう制度を拡充発展をさせて、できるだけ教育の機会均等を与えるためということで努力したことが水泡に帰してしまつたという場合もあり得る、こう思つていますが、そういったことを含めて、今日の学生に対する大臣としての期待なり希望なり、あるいはゆがんだ方向へ行く学生も、生活苦のためもあるでしょうし、社会風潮もあると思ひますが、そういったことを含めて文部大臣からお考えをお示しをいただいて、質問を終わりたいと思ひます。大臣よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

○森國務大臣 今、北川さんから学生時代のアルバイトという話、私も学生時代、昭和三十五年に卒業でありますので、その頃のアルバイト、幾らぐらいたつたかと今頭の中で描いております。私は後樂園で、スタンドで牛乳売りをやつておりましたが、あのとき一生懸命汗水流して働いて、たしか三百五十円ぐらいくれたというように記憶しております。そのころの初任給が大体一万三千円ぐらいで、今は初任給が大体十三万円、それでアルバイトの平均的なものが大体五万円だそうですから、率からいえばそう違つてないという感じがいたします。

ただ、今学生がアルバイトを求めるのが割と楽な時代になつた。どんな仕事でも割とある。そういう面ではアルバイトが非常に多くて、そしてアルバイトによる収入が非常に多い。したがつて、実際には育英奨学資金というのは学資のプラスになつてゐるのかなという意見は最近、識者などからも非常に強く出ているという事は事実だと思ひます。しかし、最近の学生は、ある意味では非常に賢明健全で、頭がよくて、学資は学資として奨学資金などを上手に使つてそして親の負担を軽くして行く、それで勉強すると同時に生活をエンジョイする分についてはアルバイトで資金を得て行く。そういう点で、わりかし今の学生さんと

いうのは明快に割り切つて行動していく、そういう新しい時代なんだな、こう思ひます。

現在の学生さんたちのいろいろな行状というのは、確かに私もいろいろ書き立ててゐるマスコミもございませう。しかし、やはり大学時代、親からは一円ももらわずに奨学資金をいろいろ駆使しながらアルバイトを重ねて頑張つてきたという女性も、昨年もちょうど私の選挙区に一人おりまして、早稲田大学をこし出ますと言つていました。その方が、どんな御縁か、日教組の方の職員の方とこの間結婚されて、横枝さんがたしか御媒酌人をされて、私も出てこいということでしたが、どうもうまく日が合いませんで出席できませんでした。この間横枝さんに伺つたら、とても健全な女性だ、こう言つて褒めておられました。この学生さんは、一年から四年間早稲田大学に女子として通つて、私の部屋に來たときもズツクをはいていました。一遍も、親から一円ももらつてない、こう言つてまじめにそんな話もしてゐた。そういうのも非常に印象的でしたが、そういう意味では、やはり現代の学生はさまざま、多様な要素を持つております。

要は、まあ大学とは限りませんが、大学に限つて言えば、大学生を一人持つてゐる家庭にとつてはやはり相当の大きな出費である。そして一方においては、最近のこういう経済情勢から考えまして親の収入というものもある程度限られてきておるわけでありませうから、そういう意味からいいますと、やはり親の負担の軽減ということ、そして親の軽減ができないために学問ができないのだということであつてはならない。したがつて、学生を対象に置くということとは育英奨学の本来の意味だろふと思ひますが、やはり物の考え方としては、大学生を持つ親の立場というものも十分考へて、そういう形で育英奨学というものはなお一層充実を図つていかなければならぬ。今の現代的風潮に言われておるような学生というもののだけを見ながら育英奨学を判断してはならないのじやないかな、私は感想であります。そんなふう

に考へます。

北川さんの御質問は、そういうことを含めながらなお一層育英奨学には力を入れる、こういう御指摘であらうと受けとめさせていただいて、なお一層文部省としても積極的に事業の拡大、でき得る限りの対象の額のプラス、そういう面を十分に考へていきたい、こう思ふ次第であります。

○北川(正)委員 ありがとうございます。

○愛野委員長 ちよつと速記を中止して。

(速記中止)

○愛野委員長 速記を起こして。この際、理事の協議に基づき、委員長から政府に要望いたしておきます。

すなわち、

日本育英会法案については、現在、本委員会において審議を行つてゐるところであるが、日本育英会の奨学金の受給を期待してゐる学生等の実情は憂慮すべき事態となつてゐる。

従つて、これらの学生等について、何らかの救済措置を早急に講ずることにつき政府において検討することを要望する。

以上であります。

森文部大臣。

○森國務大臣 ただいまの理事会の御協議、そして委員長の御提案に対しまして、御趣旨を体しまして努力いたしたいと存じます。

○愛野委員長 次回は、来る二十三日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十九分散会